

常磐大学大学院

常磐研究紀要

TOKIWA JOURNAL OF HUMAN SCIENCE, VICTIMOLOGY,
AND COMMUNITY DEVELOPMENT



Vol.2 第2号

Mar. 2008

TOKIWA 

目 次

原著論文

- ・養育態度と母親の内的作業モデルとの関連および
内的作業モデルと自己受容との関連について 稲垣千代・渡邊孝憲 1
- ・ドメスティック・バイオレンスと児童虐待が同時存在する
家庭への機関連携施策について
 - アメリカ合衆国 “Greenbook Initiative” を中心に - 尾崎万帆子 17
- ・茨城県における新卒者の採用就職の現状と課題 後藤泰男 31
- ・犯罪被害者の支援と保護に関する評価研究
 - 死亡事件遺族のニーズ・満足度調査から - 小林麻衣子・諸澤英道 45
- ・専門社会福祉士制度創設構想の課題と展望
 - これまでの争点に着目して - 木下大生 63

付 録

- 常磐大学大学院人間科学研究科修士課程学事記録 付 - 1
- 修士（人間科学）論文要旨（平成18年度） 付 - 2
 - 城戸俊介，伊藤周平，小野裕子，稲垣千代
 - 枝松慎次郎，竹中 大 介，磯山 あけみ，伊藤房枝
- 常磐大学大学院被害者学研究科修士課程学事記録 付 - 11
- 修士（被害者学）論文要旨（平成18年度） 付 - 12
 - 尾崎万帆子，河合香代子，菊池興安，斎藤寿子
 - 菱田真理子，藤田恵美，リチャードソン節子
- 常磐大学大学院コミュニティ振興学研究科修士課程学事記録 付 - 19
- 修士（コミュニティ振興学）論文要旨（平成18年度） 付 - 20
 - 小川由樹，北岡タマ子，近藤 誠，橋本大輔
- 大学院学術雑誌規程 付 - 24

養育態度と母親の内的作業モデルとの関連および 内的作業モデルと自己受容との関連について

稲垣千代¹⁾・渡邊孝憲²⁾

2007年10月3日受付, 2008年2月20日受理

Abstract : Relationship between The Internal Working Model of The Mother and The Maternal Attitude and The Self-Acceptance In this study, we investigated the following two issues about mothers who have infants. One was the relationships between maternal attitudes and Internal Working Model (IWM). The other was the relationships between IWM and a state of self-acceptance, which is thought to be one of the factors related to the transformation of IWM. Using questionnaires, we asked 247 mothers about their maternal attitudes, their personal relations to others, their experiences when they were nursed, present relation to their parents and a state of their self-acceptance. Results were follows : (1) We found four types of IWM-namely, secure, ambivalent, avoidant and defense secure types. The defense secure type, which was considered to be included in the secure type in the frame of preceding studies, was separated from it. This type is similar to the secure type, but the mothers who belonged to this type had self-completed attitudes and did not trust others. (2) It was made clear that IWM was related to their maternal attitudes, their personal relationships and a state of their self-acceptance deeply. So we may say that “the consistency of IWM” was observed. (3) Each person perceived “self-acceptance” in different ways. However, it was suggested that the experience of having been accepted by others or not affected a state of their self-acceptance.

Key words : Internal Working Model, attachment, maternal attitude, self-acceptance.

問題と目的

Bowlby (1969, 1973, 1980) が提唱した愛着 (attachment) 理論の中で、ここ十数年多くの関心を集めてきたのは、内的作業モデル (Internal Working Model, 以下IWMと略す) という概念である。Bowlbyは、内在化された表象レベルでの愛着であるIWMという概念を導入することにより、愛着行動の個人差や、その一貫性、連続性を説明しようとしただけでなく、愛着を生涯にわたる現象として位置づけようと試みたのである。

Bowlbyは、子どもは誕生直後からの愛着対象 (主に母親) との具体的経験を通して、愛着対象が

誰であり、その愛着対象からどのような応答を期待できるか、自分自身が愛着対象にどのように受容されているか、あるいは受容されていないかについての主観的経験を内在化しIWMを形成すると考えた。こうした愛着経験の内在化は、愛着対象に関する作業モデルだけでなく、子どもの成長に伴い、他者とのかわり、自己をとりまく世界あるいは自己に関する作業モデルとして相補的に関わり合いながら広がっていくと彼は考えた。個人はこのIWMを基礎に、他者に関わる情報の知覚と評価、さらに未来に対する予測を立て、自己の行動のプランニングを行っていくと考えられている。たとえば、母親が支持的で応答的であるとき、

1) Chiyo Inagaki : 常磐大学大学院人間科学研究科教授

2) Kouken Watanabe : 常磐大学教授

子どもは母親を良いもの、安定したものとして内在化し、さらにそれに応じて自分を価値ある存在として表象することが可能になる。このように安定したIWMを有する子は親との関係を離れても、その対人世界に寄せる信頼や高い自尊心に依拠して、一貫して安定した愛着行動を示すことができるという（遠藤，1992）。

さらにBowlbyは、自分の子どもとの関係（養育態度）にもIWMが作用し、IWMの世代間伝達が起こることを示唆していた。Bowlby以降、愛着パターンを実証的に研究する手法が考え出され、Main & Goldwyn（1984）によって成人愛着面接（以下AAIと略す）が開発され、母親にAAI、子どもにストレンジ・シチュエーション法（以下SSPと略す）を行い、母親のIWMのパターンと子どものIWMのパターンにはどのような対応があるのかを検討することによって、IWMの世代間伝達について実証的研究がなされた（Levin, Ward, and Carlson, 1989；Main and Goldwyn (in press) etc）。それらの結果によると、AAIの結果、母親の愛着が、愛情軽視（回避）型、自立型、とらわれ型、未解決型に分類される場合に、その子どもが、SSPを用いた実験で、順に、回避型、安定型、アンビバレント型、無秩序型に分類される確率は62%から80%の高率になることが示された。対応する型同士の関係を見ると以下ようになる。「自律型」の母親は、自分の愛着の歴史を正負両面併せて整合一貫して語ることができ、子どもに対して支持的で応答的な養育を行う。その結果子どもは母親を安定した良いものと捉え自分を価値あるものとして内在化することが可能となる（「安定型」の子ども）。一方、「愛情軽視（回避）型」の母親は人生における愛着の重要性や影響を低く評価し、子どもに非応答的で拒否的な態度を示す。子どもは自分が愛されるに値しない存在であるとの表象を作り上げてしまう（「回避型」の子ども）。また、「とらわれ型」の母親は自己の愛着の歴史を首尾一貫した形で語るができず、自分の親に対してこだわりを持つ。子どもへの関わ

り方も一貫性がない。子どもは予測可能性の低さから近接関係を維持しようとして愛着のシグナルを最大化しようとふるまう（「アンビバレント型」の子ども）。さらに、「未解決型」の母親は外傷体験や喪失体験を持ち、未だ葛藤の中におり、子どもに対しても一貫性がなく、子を怯えさせるような関わりをする。子どもは、安全基地であるはずの養育者が脅かす存在であるため混乱した愛着を形成する（「無秩序型」の子ども）。このように、愛着関係が世代間伝達されると考えられる。

またBowlbyは、IWMの形成について、生後6ヶ月から5歳位までの比較的早期の段階を重視し、それ以降は次第に安定性を増し、可塑性を減じていくと唱える一方で、IWMは環境や経験に反応して修正されるというIWMの変容の可能性も示唆していた。その後の研究動向においても、IWMの変容可能性や変容過程が問題とされるようになってきている。安定型のIWMへの変容に伴う特徴としてMain（1991）は、過去の経験について正負両面防衛的にならずに統合できるようになるというIWMの構造的整合一貫性を挙げた。また、Holmes（1992，1993）は、過去の外傷体験やそれに伴うつらい感情を抑圧することなく想起することができ、それを客観的に評価し、その他の良き体験とともに統合し語るができる能力として「自叙伝的コンピテンス」を挙げている。このように彼は、愛着の安定性に真に関連しているのは、幼少期における外傷体験の有無ではなく、それをどう解釈し統合しているかであると指摘した。そして、このような“歴史の錆直し”の作業は、人によっては自力で、あるいは重要な他者やセラピスト等からの援助によって成し遂げられるとしている。このことはRogers（1961）が来談者中心療法において、クライアントはカウンセラーから感情移入的理解を伴った受容（無条件の肯定的配慮）を示されて初めて自分自身を受容できるようになるとしていること共通するものがあると考えられる。これらのことから、IWMの変容は、上記のように自己の経験や感情を防衛的にな

らずにありのまま受け入れられる自己受容の経験と関連があるのではないかと考えられる。

以上のことから、本研究では、第一に、乳幼児を持つ母親の養育態度のIWMと対人関係、被養育経験、現在の親との関係、それぞれのIWMとの関連について検討する。第二にIWMの型と自己受容の経験およびそのあり方との関連を検討する'。

方 法

以上の目的に沿って、就学前の乳幼児を持つ母親を対象にして、養育態度、対人関係、被養育経験、現在の親との関係についての愛着のあり方を測定するIWM尺度と、自己受容のあり方に関する質問紙調査を行った。以下、調査対象者および実施方法、質問紙の構成を説明する。

調査対象者および実施方法

まず2006年7月上旬に茨城県A市にある子育て支援センターに通う乳幼児（就学前の子ども）をもつ母親48名に予備調査を行った。この結果を項目分析し、2項目を修正し、1項目は削除して質問紙を構成した。

次に、茨城県内のA市を中心に、その他茨城県B市、東京都、千葉県などの地域に在住の乳幼児をもつ母親570名に、幼稚園や保育園等を通じて質問紙を配布し、封筒を密封のうえ回収した。母親以外から回答のあったもの、質問紙全般にわたり無回答の割合が高かったものを無効とし、247名（回収率43.3%）を有効回答者とした。ただし、それぞれの分析の際には欠損値を除いて処理をした。実施時期は2006年7月中旬から9月上旬で、調査は無記名方式であった。

質問紙の構成

1) フェース・シート

年齢、就業形態、子どもの性別と年齢、家族構成、子どもと過ごす時間の記入を求めた。

2) IWM尺度

以下に尺度の概要を述べるが、項目は「結果」において因子分析の結果と共に示してある。

養育態度：子どもに対する母親の情動体験の様

相を測定するために、大日向(1988)、西澤(1994)、Jorgensen(1992)らの尺度を参考に作られた佐藤(1999)の尺度を用いた。5件法による回答形式の18項目である。

対人関係：成人の愛着スタイルを測定するためのHazan and Shaver(1987)を基準に作成した詫摩・戸田(1988)の尺度である。6件法による回答形式の18項目である。

過去の母親・父親による被養育経験：

Ainsworth, Bleher, Waters and Wall(1978)がSSPの結果を用いて分類した3群(secure/avoidant/ambivalent)の特徴をもとに青柳・酒井(1997)が作成したものを修正して作成した6件法による回答形式の19項目である。これは回想によって幼少期の親との関係を問うものである。

現在の母親・父親との関係：現在の親との関係についての感じ方や認識を示す久保田(1995)や戸田(1990)の尺度を検討して筆者が作成した6件法による回答形式の13項目である。

3) 自己受容についての評定及び自由記述

「私は自分の欠点や短所も含めてありのままの自分を受け入れることができる」かどうかを5段階で評定してもらうもの、さらにその理由およびそのきっかけを自由記述形式で答えてもらうものである。

結 果

回答のあった母親たちの平均年齢は35.3歳で、就業形態と人数は、専業主婦100名、パートタイム52名、フルタイム73名、家業16名、その他6名の計247名であった。

1) 全ての尺度を用いたIWMのタイプ分け

(1) 各尺度の因子構造の検討および自己受容の様相
全ての尺度に対する回答結果を用いてIWMのタイプを求めるために、まず因子分析を用いて各IWM尺度の因子構造を検討した。次に自己受容に関する回答状況を示す。

因子構造の検討は次のようにして行った。養育態度、対人関係、過去の被養育経験 [母親 I 父親 I

現在の関係 [母親] [父親] のそれぞれのIWM尺度の因子構造を確認するため主因子法により因子分析を行いVarimax回転 (母親からの被養育経験のみPromax回転) を行った。因子数の選択は、固有値の減少率および累積寄与率50%以上という基準により行った。項目の選択は、因子負荷量を.29以上とし、ひとつの項目が複数の因子に高い負荷量を示す場合には内容によって取捨選択を繰り返し決定した。以下に各因子分析の結果について述べる。なお、項目および信頼性係数は、因子

分析の表1～6の表中に示した。

養育態度尺度の因子分析の結果

条件を満たさなかった2項目をはずし16項目で分析を行った。第1因子は、養育に対する積極的受容、肯定的意味づけ、安定した態度などからなる養育secure因子とした。第2因子は、養育への否定的な態度や、統制不安などを示す養育avoidant因子であった。第3因子は分離不安や育児不安などの養育anxious因子とした (表1)

対人関係尺度の因子分析の結果

表1 養育態度IWM尺度の因子分析結果 (Varimax回転後) N = 243

	F1	F2	F3
F1 : 養育secure (安定。安全基地。養育に対して肯定的態度) (= .726)			
8 . 子どもと一緒に過ごすとき、幸せだと感じる。	.703	-.156	.135
11 . 母親であることに充実感を感じる。	.676	-.139	.030
1 . 子育ては楽しいと思う。	.609	-.257	-.006
5 . 子どもを育てる中で、人間的に成長できたと思う。	.519	.009	-.105
2 . 子どもが思うようにならず、しょっちゅうイライラする。	-.389	.376	.289
15 . 母親として振舞っているときの自分を好きだと感じる。	.385	.165	-.013
F2 : 養育avoidant (回避。養育に対して否定的態度。統制不安) (= .721)			
16 . 子どもは私を挑発してくることがある。	.020	.698	.093
9 . 時々子どもはわざと私を怒らせるようなことをする。	-.030	.672	.080
13 . 子どもは一方的に甘えてくれるだけなので時々うんざりしてしまう。	-.365	.551	.145
14 . 子どもの良くないところをみると将来大変なことになるのではと不安になる。	-.156	.468	.416
17 . 子どもが困ったことをすると、どうしたらよいかわからなくなる。	-.242	.408	.265
12 . 子育ては大変である。	.006	.305	.088
F3 : 養育anxious (分離不安。育児不安) (= .588)			
3 . 子どもを少しでも自分の目の届かないところに置くのは不安だ。	.128	.007	.710
10 . 子どもを片時も私のそばから放したくない。	.116	.198	.541
6 . 子どもは私のことを嫌っているのではないかと思うことがある。	-.355	.308	.415
4 . 子どもがいじめられてくると、どうしたらよいかわからなくなる。	-.185	.186	.333

表2 対人関係IWM尺度の因子分析結果 (Varimax回転後) N = 236

	F1	F2	F3
F1 : secure (安定。人とすぐ親しくなり頼ったり頼られたりできる) (= .828)			
5 . 私はすぐに人と親しくなる。	.908	.039	-.074
1 . 私は知り合いがしやすいほうだ。	.788	-.084	-.086
7 . 私は人に好かれやすい性格であると思う。	.640	-.377	-.023
16 . 初めて会った人とでもうまくやっっていける自信がある。	.640	-.183	.119
13 . 気軽に頼ったり頼られたりする事ができる。	.464	-.067	-.270
10 . たいいてい人は私を好いてくれると思う。	.427	-.382	.125
F2 : avoidant (不安。自分に自信がなく、人は私と親しくなりたくないのではないかと気にする。) (= .798)			
11 . あまり自分に自信がないほうだ。	-.286	.729	.024
4 . 時々友達や、本当は私を好いてくれないのではないかと、一緒にいたくないのではと心配になることがある。	-.187	.694	.231
2 . 人は本当はいいやながら私と親しくしてくれているのではないかと思うことがある。	-.172	.656	.182
17 . ちょっとしたことでも、すぐ自信をなくしてしまう。	-.170	.650	.057
8 . 自分を信用できないときがある。	-.118	.580	.078
14 . 私はいつも人と一緒にいたがるので、時々人から疎まれてしまう。	.146	.394	.008
F3 : anxious (回避。人に頼りたくない。一人でやれる) (= .639)			
12 . あまり人と親しくするのは好きではない。	.334	.306	.547
3 . 人に頼るのは好きではない。	-.088	-.010	.525
9 . あまり親しくされたり、こちらが望む以上に親しくすることを求められるとイライラしてしまう。	-.008	.073	.519
6 . 私は人に頼らなくても自分1人で十分うまくやっっていけると思う。	.266	-.210	.472
15 . 人は全面的に信用できないと思う。	-.018	.211	.428
18 . どんな親しい間柄であろうと、なれなれしい態度をとられるといやになってしまう。	-.007	.066	.405

第1因子は、安心して対人関係を築いていることを示す項目群であることからsecure因子とした。第2因子は、自信のなさ、不安を表すanxious因子である。第3因子は、回避的な傾向を示すことからavoidant因子とした。これらの3因子の構造は詫摩・戸田(1988)の先行研究と同質のものであった(表2)。

被養育経験[母親]尺度の因子分析の結果

第1因子は、母親から受容されていなかったと感じていたなどのavoidantな項目が並んだ。本尺度の中にはこれとは反対のsecureな内容の項目も含まれており、もともとsecureとavoidantとは反対の意味を持つ性質があると考えられることから、その後の分析を考慮し被養育[母親]secure

表3 被養育経験[母親]IWM尺度の因子分析結果(Promax回転後) N = 236

	F1	F2	F3
F1: 被養育[母親]secure avoidant(否定的意味づけ。回避 肯定的意味づけ。受容。安定。安全基地)($\alpha = .859$)			
2. 私は母親の愛情が薄いと思ったことがあった。	.797	-.029	-.036
14. 私が泣いても母親は関心がなかった。	.759	-.172	.172
15. 母親はずるいと思った。	.730	-.032	.063
1. 私は母親のそばで安心感があった。	-.726	.038	.208
9. 私は母親が好きだった。	-.715	-.111	.305
10. 助けてほしいときに母親は助けてくれないことがあった。	.705	-.007	.154
17. つらいときや悲しいときに母親は慰めてくれた。	-.678	.082	.140
6. 母親と遊ぶのは楽しかった。	-.657	.014	.250
7. 母親にいつかは見捨てられるのではないかと思った。	.570	-.021	.333
16. 叱られるたびに母親に捨てられる恐怖を感じた。	.560	.158	.200
13. 私はよく母親にほめられた。	-.512	-.003	.138
F2: 被養育[母親]支配混乱(支配。過干渉。一貫性のない養育態度による混乱)($\alpha = .778$)			
5. 母親は何をするにも事細かに指示をした。	-.271	.914	-.080
19. 私は母親の顔をうかがって行動していた。	.229	.558	.001
12. いやなことがあったとき、却って母親に叱られた。	.336	.403	.095
18. なぜ母親に怒られるのかわからないときがあった。	.362	.370	.064
4. 私が同じことをしても、怒られたり怒られなかったりした。	.251	.289	.116
F3: 被養育[母親]分離不安(分離不安)($\alpha = .589$)			
3. 母親が出かけるときには、むりやりついでいこうとした。	-.182	.031	.653
11. 親戚の家に遊びに行っても、母親がいないと怖かった。	-.060	-.072	.612
8. 幼稚園・保育園に行っても、母を思い出さず泣いていた。	-.036	.031	.392

表4 被養育経験[父親]IWM尺度の因子分析結果(Varimax回転後) N = 235

	F1	F2	F3
F1: 被養育[父親]secure avoidant(否定的意味づけ。不安定 肯定的意味づけ。安定。安全基地)($\alpha = .875$)			
9. 私は父親が好きだった。	.757	-.235	-.172
1. 私は父親のそばで安心感があった。	.738	-.144	-.121
17. つらいときや悲しいときに、父親は慰めてくれた。	.715	-.044	-.019
6. 父親と遊ぶのは楽しかった。	.675	-.132	-.171
2. 私は父親の愛情が薄いと思ったことがあった。	-.673	.176	.226
13. 私はよく父親にほめられた。	.665	-.113	.027
14. 私が泣いても父親は関心がなかった。	-.648	.286	.125
10. 助けてほしいときに、父親は助けてくれないことがあった。	-.537	.191	.388
3. 父親が出かけるときには、むりやりついでいこうとした。	.422	.265	.375
F2: 被養育[父親]支配混乱(支配。過干渉。一貫性のない養育態度による混乱)($\alpha = .784$)			
18. なぜ父親に怒られるのかわからないときがあった。	-.295	.814	.106
19. 私は父親の顔をうかがって行動していた。	-.152	.633	.146
12. いやな事があったとき、却って父親に叱られた。	-.323	.574	.350
5. 父親は何をするにも事細かに指示をした。	.048	.478	.274
4. 私は同じことをしていても怒られたり怒られなかったりした。	-.252	.455	.260
F3: 被養育[父親]見捨てられ不安(見捨てられ不安。しがみつき)($\alpha = .731$)			
16. 叱られるたびに父親に捨てられる恐怖を感じた。	-.339	.304	.681
7. 父親にいつかは見捨てられるのではないかと思った。	-.430	.127	.660
8. 幼稚園・保育園に行くことは父親に家から追いつけられるという感じだった。	-.211	.280	.598
11. 親戚の家に遊びに行っても、父親がいないと怖かった。	.255	.243	.426

avoidant因子とした。第2因子は、母親の過干渉で一貫性のない養育態度に対して混乱し安心感の持てなかったことを示す支配混乱因子を示した。第3因子は、母親と離れることに不安を感じた分離不安因子が示された(表3)。

被養育経験 [父親] 尺度の因子分析の結果

第1因子、第2因子は、被養育経験 [母親] と同様の傾向を示し、第1因子は、父親が安全基地であったなどの被養育経験 [父親] secure avoidant因子とした。第2因子は、支配混乱因子を示した。第3因子は、父親に見捨てられたり、追い出されたりする不安を示す見捨てられ不安因子とした(表4)。

現在の関係 [母親] 尺度の因子分析の結果

条件を満たさなかった2項目をはずして分析した結果、第1因子は、現在の安定的な関係を表すsecure因子とした。第2因子は、被支配的なあり方を示しておりとらわれ因子とした(表5)。

現在の関係 [父親] 尺度の因子分析の結果

条件を満たさなかった2項目をはずして分析した結果、現在の関係 [母親] と同様に、第1因子は、secure因子、第2因子は、とらわれ因子とした(表6)。

自己受容評定値の分布

自己受容評定値は、「1. 全くあてはまらない」5名(2%)、「2. あてはまらない」23名(9.2%)、「3. どちらかというにあてはまる」105名(42%)、「4. あてはまる」81名(32.4%)、「5. よくあてはまる」26名(10.4%)で、3、4に回答が多く見られた。

(2) すべての尺度を用いたクラスター分析による IWMのタイプ分け

次に、そこで明らかにされたそれぞれの尺度の因子に属する項目群の各調査対象者の得点を基にクラスター分析(Wardの方法)を行い、似通った得点の傾向を持つ調査対象者のまとめ(クラス

表5 現在の関係 [母親] IWM尺度の因子分析結果 (Varimax回転後) N = 241

	F1	F2
F1 : 現在の関係 [母親] secure (安定. 自律) (= .867)		
1. 母親のことを大切に思っている。	.851	-.075
7. 母親のことが好きである。	.819	-.131
13. 母親とのつながりの強さを感じることもある。	.804	-.077
8. 母親は困ったとき助けてくれないと思う。	-.684	.128
2. 母親は私に関心がない。	-.662	.088
10. 母親の人生に共感を覚えるようになった。	.594	-.043
4. 母親はよいところばかりではないが、よく育ててくれたと思う。	.516	-.053
5. 母親がいなくてもやっていける。	-.439	-.175
F2 : 現在の関係 [母親] とらわれ (支配. 不安. 依存. とらわれ) (= .651)		
12. 私は母親の顔を伺っているところがある。	-.186	.822
3. 母親に反対されると自信がなくなる。	.159	.558
9. 母親のすすめたとおりにしないと母親は機嫌を悪くする。	-.407	.516

表6 現在の関係 [父親] IWM尺度の因子分析結果 (Varimax回転後) N = 230

	F1	F2
F1 : 現在の関係 [父親] secure (安定. 自律) (= .895)		
1. 父親のことを大切に思っている。	.868	-.037
13. 父親とのつながりの強さを感じることもある。	.819	.006
7. 父親のことが好きである。	.816	-.124
8. 父親は困ったとき助けてくれないと思う。	-.764	.091
2. 父親は私に関心がない。	-.724	.093
4. 父親はよいところばかりではないがよく育ててくれたと思う。	.701	-.018
10. 父親の人生に共感を覚えるようになった。	.602	-.043
5. 父親がいなくてもやっていける。	-.466	-.211
F2 : 現在の関係 [父親] とらわれ (支配. 不安. 依存. とらわれ) (= .589)		
12. 私は父親の顔を伺っているところがある。	-.054	.851
9. 父親のすすめたとおりにしないと父親は機嫌を悪くする。	-.305	.538
3. 父親に反対されると自信がなくなる。	.351	.433

ター)をIWMタイプとし、その得点の特徴から各IWMタイプの特徴を分析した。まず、クラスター分析は、すべての尺度を用いて行った。またその上で、それらの各IWMタイプの自己受容評定値および自己受容のあり方を分析した。その手続きを述べる。

まず、尺度によって5件法、6件法で回答を求めたため標準化を行った。次に各尺度の因子ごとにそれぞれの項目の意味の方向にあわせて加減し下位尺度得点とした。さらに、このとき、各尺度の因子を構成する項目数が異なるので下位尺度得点を項目数で割って平均値を算出した。この値を基にしてクラスター分析を行った。似通った得点の傾向を持つ調査対象者のまとまり(クラスター)をIWMタイプとし、タイプごとの各因子の標準化平均値を比較しIWMタイプの特徴を検討した。すべての尺度におけるクラスター分析のデンドログラムを図1に示す。

一番大きなまとまりである3クラスターで分けたもの、その次に大きなまとまりである4クラスターで分けたものについて結果を述べる。クラスター分析によるタイプ分けは表7、8に示した

が、表中の平均値とは、上記の手続きによって算出した各IWMタイプに含まれる被験者群の下位尺度得点の標準化平均値を示す。これらの一元配置の分散分析による平均値の差の検定を行ったところ、いずれも1%水準で有意差が見られた。さらに自己受容についても各IWMタイプの被験者群の自己受容評定値の合計の平均値の差の検定を行ったところ、いずれも1%水準で有意差が見られた。これらの平均値を比較することによりそれぞれのIWMタイプの特徴を以下に述べるように検討した。

IWMの3タイプと各尺度得点の特徴

デンドログラム(図1)から3クラスターで切った結果を表7に示した。3-Iは各尺度のsecureの平均値が高く、不安定なアタッチメントに相当する項目の平均値が低いのでsecure型とした。最も人数が多くN=114であった。3-IIはすべての項目に高い値を示すという矛盾する傾向を示し、母親との関係にやや安心感が持てない傾向を示しており、ambivalent型とした。N=30であった。3-IIIは反対にsecure得点が低く不安な内容に相当する項目の得点が高いavoidant型とした。

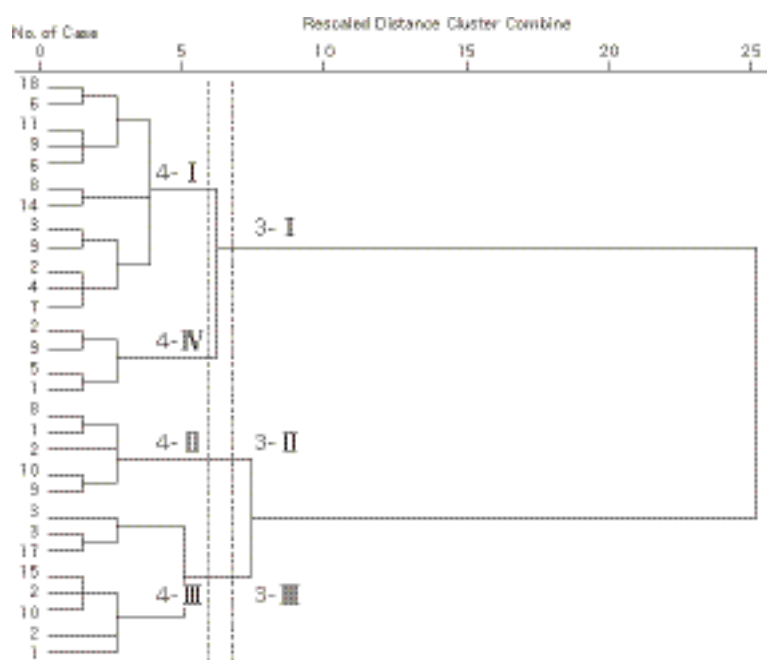


図1 クラスター分析のデンドログラム
(左端の数字は各クラスターに所属する人数)

表7 IWMの3タイプ

クラスター		3 -	3 -	3 -	
特 徴		Secure型 対人、養育、両親いずれの関係においても安定したアタッチメントを示している。	Ambivalent型 安定的な関係のスコアも高いが、不安、回避も高く、不安定なアタッチメントタイプ。	Avoidant型 安定的なスコアがいずれも低く不安定なスコアが高いタイプ	
度 数 (%)		N = 114 (58%)	N = 30 (15%)	N = 53 (27%)	合計 197
		平均値	平均値	平均値	$F(2, 196) =$
養育態度	secure	H .186	H .196	L -.462	8.123**
	anxious	L -.406	H .696	H .425	26.602**
	avoidant	L -.395	H .644	H .409	22.661**
対人関係	secure	H .127	H .300	L -.559	11.461**
	anxious	L -.327	H .213	H .568	16.616**
	avoidant	L -.226	H .362	H .404	10.195**
被養育母親	secure	H .452	M -.190	L -.748	35.754**
	支配混乱	L -.442	H .466	H .639	32.543**
	分離不安	L -.295-	H 1.031	M .066	22.808**
被養育父親	secure	H .367	H .536	L -1.027	69.802**
	支配混乱	L -.499	M .368	H .794	49.034**
	見捨てられ不安	L -.581	H .658	H .868	86.412**
現在母親	secure	H .405	M .128	L -.763	33.864**
	とらわれ	L -.262	H .452	H .499	14.563**
現在父親	Secure	H .407	H .355	L -1.034	62.393**
	とらわれ	L -.253	H .566	H .380	14.307**
自己受容評定平均値 度数N		H .269 N = 110	M -.107 N = 28	L -.559 N = 52	$F(2, 187) =$ 13.44**

** $P < .01$ (注)それぞれの平均値の特徴をつかむため補足的に、4分位範囲によってH(第1領域)M(第2、3領域)L(第4領域)の表記を行った。

表8 IWMの4タイプ

クラスター		4 -	4 -	4 -	4 -	
特 徴		Secure型	Ambivalent型	Avoidant型	防衛安定型 養育は回避が低く安定が高い。父親とは良いが母親とはあまり良くない関係。自己受容については大変高い	
度 数 (%)		N = 97 (49%)	N = 30 (15%)	N = 53 (27%)	N = 17 (9%)	合計 197
		平均値	平均値	平均値	平均値	$F(3, 193) =$
養育態度	secure	H .192	H .196	L -.462	H .150	5.397**
	anxious	L -.382	H .696	H .425	L -.543	17.840**
	avoidant	M -.183	H .644	H .409	L -1.601	31.735**
対人関係	secure	H .102	H .300	L -.559	H .266	7.760**
	anxious	M -.261	M .213	H .568	L -.686	12.124**
	avoidant	L -.310	H .362	H .404	H .257	8.728**
被養育母親	secure	H .674	M -.190	L -.748	L -.815	48.473**
	支配混乱	L -.590	M .466	H .639	H .399	30.519**
	分離不安	L -.251	H 1.031	M .066	L -.306	15.148**
被養育父親	secure	H .464	H .536	L -1.027	M -.187	52.785**
	支配混乱	L -.480	M .368	H .794	L -.606	32.691**
	見捨てられ不安	L -.600	H .658	H .868	L -.468	57.610**
現在母親	secure	H .578	M .128	L -.763	L -.580	36.183**
	とらわれ	L -.297	H .452	H .499	M -.066	9.981**
現在父親	Secure	H .470	H .355	L -1.034	M .049	43.624**
	とらわれ	M -.193	H .566	H .380	L -.593	10.544**
自己受容評定平均値 度数N		H .190 N = 94	M -.107 N = 28	L -.559 N = 52	H .731 N = 16	$F(3, 186) =$ 10.642**

** $P < .01$ (注)それぞれの平均値の特徴をつかむため補足的に、4分位範囲によってH(第1領域)M(第2、3領域)L(第4領域)の表記を行った。

N = 53であった。

これらのタイプと自己受容得点の平均値を比較すると、secure型 > ambivalent型 > avoidant型の順で低く、一元配置の分散分析による平均値の差の検定を行ったところ1%水準で有意差が見られた。

IWMの4タイプと各尺度得点の特徴

4 クラスタで切った結果を表8に示す。4 - 1は、3 - 1、と同様であるが、3 - 1が4 - 1と4 - 2の2つに分れた。

4 - 1は3 - 1と同様に、それぞれsecureの項目が高く不安定な項目の得点が低いためSecure型とした。

4 - 2はN = 17と少ないが、特徴として養育態度はsecure傾向が高くavoidant傾向が非常に低いという特徴が見られた。対人関係はsecure傾向が高く、avoidant傾向も高いという矛盾する傾向が

見られた。親子関係は過去も現在も父親とは支配混乱やとらわれのある関係ではないが大変安心できる関係でもないことが示され、一方母親とは安心できない関係であることが示された。さらに、自己受容の平均得点が最も高い傾向を示した。このように自己に対する信頼は高いが他者を信頼できない傾向が示され、単純な安定型ではなく自己防衛的な安定ととらえ防衛安定型と命名した。このように命名した理由については考察に記す。

4つのIWMタイプのそれぞれの自己受容得点について、一元配置の分散分析による平均値の差の検定を行ったところ1%水準で有意差が見られた。

2) 養育態度尺度のIWMおよび被養育経験尺度のIWMのタイプの組み合わせと自己受容評定値との関係
被養育経験と養育態度について、(1)で述べた

表9 被養育経験のIWMと養育態度のIWMのタイプごとのクロス表

		被 養 育 経 験			合 計
		Secure型	Ambivalent型	Avoidant型	
養 育 態 度	Secure型	32 (22)	17 (19)	8 (16)	57
	Ambivalent型	24 (34)	36 (30)	29 (25)	89
	Avoidant型	29 (29)	21 (25)	25 (21)	75
合 計		85	74	62	221

$\chi^2(4) = 15.27, P < .01$

数値は度数を表し、()内の値は期待値を示す。

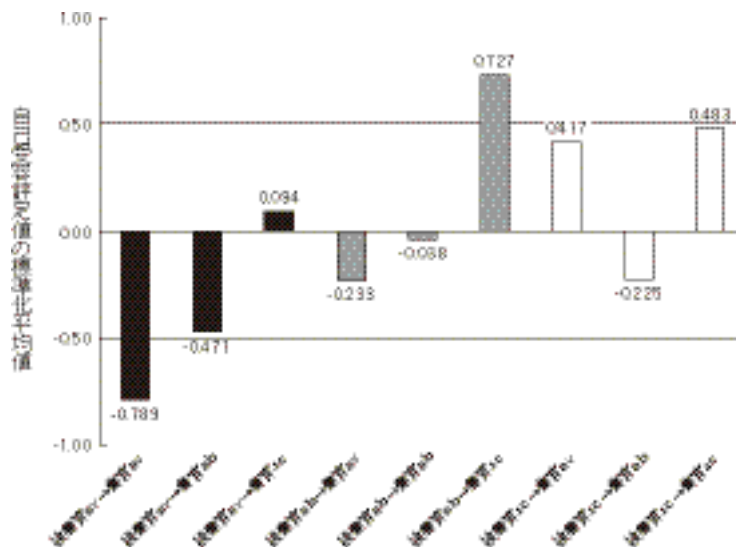


図2 被養育経験と養育態度のIWMのパターン別に見た自己受容評定値の平均値(標準化)
(凡例sciはsecure型、凡例abはambivalent型、凡例avはavoidant型を示す。)

のと同様な手続きでクラスター分析（Wardの方法）を行った結果、それぞれsecure型ambivalent型avoidant型の3つのIWMパターンを析出した。この2つの結果の組み合わせから得られる、9つのパターンの度数と（ ）内は期待値を示したものが表9である。これについて独立性の検定を行ったところ、1%水準で被養育経験と養育態度で対応の見られるタイプ同士に関連が見られた。

さらに、9つのパターンごとの標準化した自己受容評定値の平均値を示したものが図2である。

被養育経験avoidant型およびambivalent型では、養育態度secure型 > ambivalent型 > avoidant型の順に自己受容評定値が低い傾向が示された。一方被養育経験secure型では、養育態度avoidant型の場合は自己受容評定値が高くambivalent型は低い傾向が見られた。

なお、ここで示されたのは、自己受容評定値の時間的変化を表すものではなく、そのパターンを示した群のそれぞれの現在の自己受容評定値の平均値である。

表10 自己受容自由記述から析出したカテゴリーと4クラスター
クラスター分析（Ward法） N = 160

カテゴリー	例 文	Aタイプ N = 49	Bタイプ N = 31	Cタイプ N = 58	Dタイプ N = 22
他者からの受容 (親 夫 周囲)	「親にありのままの自分を受け入れてもらった」「先生にほめられ認めてもらえた」など他者からの受容経験、受容感	H .482	L .000	L .069	L .045
他者からの非受容 (親 夫 周囲)	「父の養育態度や家庭内暴力によって自由を奪われた」「母が行動の良し悪しを判断し反抗できなかった」など自己を受け入れてもらえなかった経験、感情	L .204	L .000	L .069	H .909
子どもからの信頼、受容	「こんな私を子どもが必要としてくれる、頼ってくれる」など子どもからの信頼感や受容感	H .1633	L .0000	L .0172	L .0000
自己の努力、向上心	「欠点を直す努力をしている」「いやな思いをしたら反省して気をつけなければいい」「目標を持っている」「受け入れる努力をしている」など努力、向上心	H .3878	M .2581	L .1552	M .2273
自己不全感、努力不足	「自分には努力が足りなかったと思うようになった。」「両親の期待に添えなかったことに対する後ろめたさ」など後悔や努力不足	L .0000	M .0645	L .0172	H .1818
自己信頼感、自信	「家族との良い人間関係で自信」「乗り切ることができる」など何かあっても自分はできると自己を信頼している。	H .6122	L .0000	M .3276	L .0000
自己不信感、自信のなさ	「一日が思い通りにならないと絶望的な気分(精神疾患)」「私が育てないほうが子どもは健やかに育つのでは」など情緒自信のなさ	L .0204	L .0323	L .0345	H .3636
社会適応、他者からの評価	「周りの人とも仲良くなれる、認めてもらえた。」「人の役に立つかもしれない」「社会人として自立できた」など社会的な適応感、評価	H .1224	L .0323	H .1552	L .0000
社会不適応	「自分より他人が良く見えてしかたない」「精神疾患のため保育園に預けて罪悪感」「職場でのトラブルで自信なくなった」	L .0000	L .0000	L .0000	H .0455
自己肯定感	「できない私もまた私として否定しない気持ち」「些細なことでも一喜一憂できる自分も悪くない」など短所、欠点も含め自分を肯定。	L .0612	L .0323	H .5414	L .0000
自己嫌悪	「欠点ばかりに目がいってしまう」「自己嫌悪」「人の嫌がる行動をついしてしまう」など欠点を受け入れられず、嫌悪する気持ち	L .0000	L .0000	L .0000	H .6818
自己理解	「自分を見つめなおすことができた」「良いところも悪いところも自分であると気づく」など気づき、自己にたいする理解	L .1020	L .0968	H .5172	L .0455
ネガティブな自己理解	「子どもの短所を見ていて自分の中に似たものを感じる」「子育てを通して無知を知る」などネガティブな自己理解	L .0000	L .0645	L .0000	H .6818
自己の成長、変化	「周囲のことを考えられるようになってきた」「子どもとともに成長できた」他者との出会いによる考え方の変化」など成長感、変化。	L .1429	L .0323	H .6379	L .0000
自己に対する成長のなさ	「いけないと思いながら反省しながらも繰り返している」など成長できない自分への苛立ち	L .0000	L .0000	L .0000	H .1364
悟り	「人の考えに正しい間違いはない」「長所は短所逆も然り(相対的なもの見方できるように)」「欠点を否定しない」など悟り	L .0612	L .0323	H .3621	L .0000
諦観、割り切り	「他者は変えられない」「欠点を直すのは無理」「自分の能力の限界があった」「性格は親に似たという諦めの境地」「できないことは無理に頑張らない」など諦め、割り切り	L .1020	H1.0000	L .0690	L .0000
幸福感	「日常の何気ない幸せを感じている」「子育て楽しい」「今が幸せ」	H .2857	L .0000	L .0172	L .0000
宗教 (神の受容)	「努力しなくても愛されているという神の存在」「聖書との出会い」など	H .0612	L .0000	L .0000	L .0000

太字はポジティブなカテゴリー、細字はネガティブなカテゴリー。HMLは4分圏範囲

3) 自己受容に関する自由記述とIWMのタイプ

次に、自己受容に関する自由記述について詳しく検討する。なお、自由記述については168名から回答を得た。

(1) 自己受容できるようになったあるいはできなくなった「きっかけ」となった要因

自己受容できるようになった、もしくは自己受容できなくなった「きっかけ」についての自由記述の回答を著者2名が独立に整理し、その結果をつき合わせて15のカテゴリーにまとめた。自己受容できるようになった「きっかけ」として記述の多いものを挙げると「出産、子育て、子どもを持って(43名)」、次に「他者との出会い、周囲、友人(33名)」「夫、結婚(24名)」「仕事(22名)」「親(20名)」が続いた。

(2) 自己受容のありかたの4タイプ

自己受容できるまたは出来ないと考えた理由を尋ねた自由記述の文章を切片化し意味の似たもの同士をまとめカテゴリー化するというコーディングを著者2名が独立に行い、両者の結果を検討して19のカテゴリーを析出した。それらは、「良いところも悪いところも自分であると気づく」等の自

己理解、「できない私もまた私として否定しない気持ち」等の自己肯定感、「長所は短所逆も然り」「欠点を否定しない」等の悟り、があげられた。それ以外に、「欠点を直すのは無理」「自分は自分」「考えてもしょうがない」等の諦観や割り切り、「社会人として自立できた」「周りの人とうまくやれる」「仕事で認められた」等の社会的評価や他者からの評価、「欠点を直す努力をしている」等の自己の努力・向上心、「親にありのまま受け入れてもらった」等の他者からの受容などが見出された。自己受容に関わる概念として様々なものが挙げられた。

さらに被験者ごとに各カテゴリーに該当するものを1、該当しないものを0としてクラスター分析(Wardの方法による)を行い、4つの(A,B,C,D)タイプに調査対象者を分けた。それぞれのタイプ別の特徴を示すカテゴリーごとの得点の平均値を表10に示す。

Aタイプは、他者からの受容、子どもからの信頼、他者からの評価、努力によって自信や幸福感を持っているタイプであり、宗教によるものもここに含まれる。主に他者からの受容感によって自

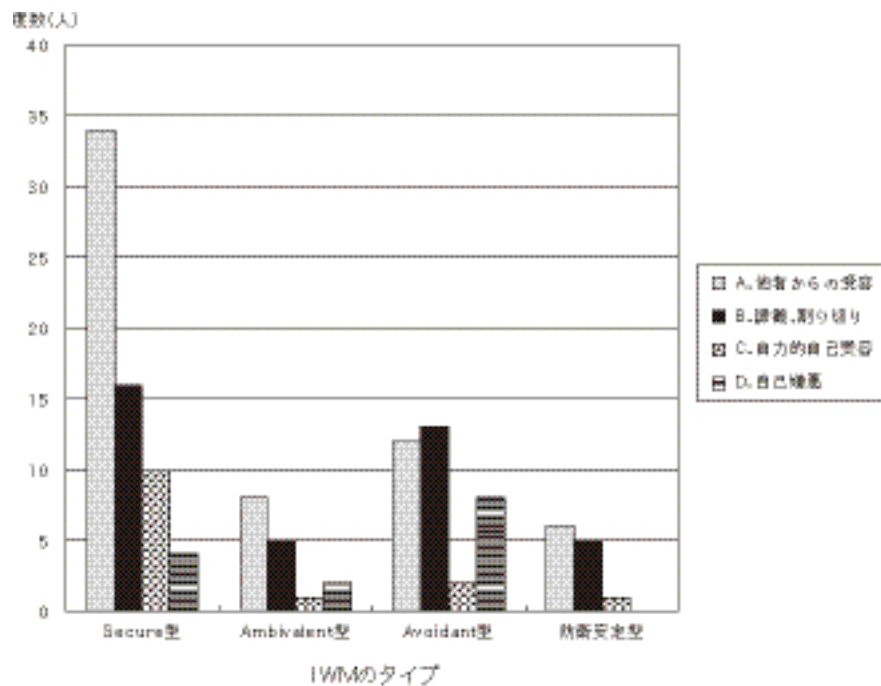


図3 自己受容の在り方4タイプとIWMの4タイプ

己受容しているタイプと考えられる。これらを「他者からの受容」タイプとした。

Bタイプは他者からの受容感が低く、諦念、割り切りによって自己受容しているタイプであり「諦念・割り切り」タイプとした。

Cタイプは、悟り、自己理解、自己の成長、自己肯定感、社会適応感が高く、主に自己の力で悟りのような状態にいたる自己受容感を持っているタイプである。よって「自力的自己受容」タイプとした。

Dタイプは、他者からの受容感が低く、ネガティブな自己理解、自己不全感・自己嫌悪が強く、自信がなく、社会不適応感を持っている「自己嫌悪」タイプとした。

(3) 自己受容のありかたの4タイプとIWMの4タイプとの関連

自由記述から得られた自己受容のありかたの4タイプ(A, B, C, D)が、IWMの4タイプとどのような関係があるのかを見たのが図3である。Avoidant型では他と比べてDタイプ(自己嫌悪)Bタイプ(諦念・割り切り)が多く、防衛安定型ではBタイプ(諦念・割り切り)が他よりも多く、Secure型はAタイプ(他者からの受容)が多く、Cタイプ(自力的自己受容)が他と比べて最も多い傾向が見られた。しかし統計的有意差はみられなかった。

考 察

1) すべての尺度を用いたIWMのタイプと特徴および自己受容評定値

(1) IWMの3タイプと各尺度得点の特徴および自己受容評定値

すべての尺度を用いて得られたIWMの3タイプをみると、養育態度、対人関係、被養育経験(父母)、現在の親(父母)との関係のいずれの尺度においても安定したアタッチメントを示すSecure型(3 -)、いずれも不安定なAvoidant型(3 -)、安定的な関係の得点も高いが同時に不安定な関係の得点も高いAmbivalent型(3 -)

)が析出された。先の詫摩・戸田(1988)による対人関係の3タイプのIWMと同様の傾向であった。

Secure型では被養育経験が安定的であり、養育態度やその後の対人関係も安定的であることが伺われる。Avoidant型では拒否的な養育を受けたと感じており、対人関係であまり人を信頼することなく、現在の親との関係も不安定でとらわれが強く、養育態度も不安や拒否感が強い傾向が見られた。Ambivalent型は被養育経験の安定も高いが、支配されていたと感じ、一貫性のない親の養育態度に混乱し、分離不安も高かった。その後の対人関係、現在の親との関係、養育態度いずれも不安定な関係を築いていることが示された。これらのことから、乳幼児を持つ母親の養育態度に見られるIWMと、親や他者に対するIWMの関連(一貫性)が示唆された。

次に、それぞれのIWMタイプの自己受容評定値の標準化した平均値を比較すると、Secure型 > Ambivalent型 > Avoidant型の順に低くなることが示された。このことから、安定的なIWMに属すると考えられる者ほど自己受容していると感じており、不安定なIWMの者ほど自己受容できないと感じていることが示された。このようにIWMと自己受容との間にも関連が見られることが示唆された。

(2) IWMの4タイプと各尺度得点の特徴および自己受容評定値

4クラスターでみると、上記の3タイプに加えSecure型から分かれた防衛安定型(4 -)が析出された。このタイプには、養育態度は模範的な回答であるが、avoidantの得点が極端に低いという特徴が見られた。対人関係ではsecureの得点が高く、avoidantの得点も高いという矛盾する傾向がみられ、その割にanxious得点が極めて低いという特徴を持つ。過去および現在の親との関係は、父親とは支配やとらわれなど不安定な関係ではないが安心できる関係でもなく、母親とは極端にsecureな得点が低い不安定な傾向が示され

た。自己受容評定値は非常に高い値であった。

成人のIWMを質問紙で測定した先行研究に、Bartholomew (1990) による4カテゴリー・モデルがある。これは、自己に関するIWMと愛着対象へのIWMの2因子に対しそれぞれ自己と他者に関する主観的信頼感の高低(肯定的、否定的)を組み合わせ、アタッチメントを4カテゴリーに分けるものだが、主観的信頼感と自己受容を関連するものと考えれば、その中の、自己に対しては肯定的で、他者に対しては否定的な“拒絶回避型”とこの4 - には共通するものが見られる。

Secure型が自己に対しても他者に対しても安定的なIWMを持つのにに対し、4 - は他者を信頼せず、防衛的に自分自身だけを頼りにしている傾向が見られ、自己完結的な点に特徴が見られる。さらに、養育態度ではavoidantの得点が極端に低いが、子育てでイライラしたこと(拒否)もしくは子育てについて不安を抱いたことが極端に少ないというのは、実際には考えにくい養育態度と考えられる。養育態度が模範的な傾向を示しているのは自己のネガティブな側面に目を向けることを避けるという防衛的な態度の現れとも考えられる。また、他者への信頼が低いにも関わらず自己受容評定値が非常に高いというのは、「問題と目的」で述べた自己受容は他者に受容されてはじめて可能になるという一般的見解に反するものである。自己受容得点が極端に高いというのも自然でないもの、防衛的なものと考えられよう。このことから、4 - を防衛安定型とした。また、父親と母親へのIWMが異なる場合があることが示された。

さらに、この防衛安定型が、Secure型(3 -)から分かれて現れたことを考えると、必ずしも本当に安定的な対人関係や養育態度を持つ人たちだけが、3クラスターの場合のSecure型に属しているのではないことが示唆された。これまでの質問紙による日本でのIWM研究では、詫摩・戸田(1988)の3タイプによる尺度が用いられることが最も多いが、Secure型の中にはこのような他の特

徴を持つ群が含まれている可能性が示唆された。今後更に詳細なクラスターを検討し、面接調査とあわせてのIWM研究が必要と思われる。

2) 養育態度尺度のIWMタイプおよび被養育経験尺度のIWMタイプの組み合わせと自己受容評定値との関連

被養育経験と養育態度のIWMのタイプ分けを行い(表9) 9つのパターンのなかで独立性の検定を行ったところ、それぞれ対応するタイプ同士に関連性が見られたことから、安定した被養育経験のIWMが安定した現在の養育態度のIWMと、不安定な被養育経験のIWMが不安定な養育態度のIWMと関連があること示された。同時に、そうでないものが見られたことからIWMの変容の可能性も示唆された。

次に自己受容評定値との関連を見ると(図2) 被養育経験avoidant型と被養育経験ambivalent型は養育態度secure型 > ambivalent型 > avoidant型の順に自己受容評定値が低いことが示された。このことから、全体としては被養育経験が不安定型(安定型以外)のものでは養育態度で安定型を示すものほど、自己受容の評定値が高い値となる傾向が示された。しかし、被養育経験secure型で養育態度avoidant型の場合は自己受容評定値が高く、自己受容得点が低い傾向を示すであろうという予測とは異なる結果が得られた。上記1) (2)でみたようにすべての尺度を用いて見出した3タイプでは、Secure型の中に他の特徴を示す群があることが示唆されたが、このような結果との関連の可能性が考えられる。さらに詳細なタイプ分けを行い分析することが必要であることが示された。

3) 自己受容の自由記述から得られた自己受容のあり方

(1) 自己受容のきっかけ

自己受容できるようになった、もしくは自己受容できなくなったきっかけとして、最も多いのが「子どもを持って」というもので、次いで「他者との出会い、友人」「夫、結婚」「仕事」「親」と続いた。このことから、人生初期の親との経験だけで

なく、その後の経験や他者との出会いというものが自己受容に影響を与えることが考えられる。

(2) 自己受容のあり方

本研究のありのままの自己受容とは「自己の感情や経験に対して防衛的ならずにあるまま受け入れること」としたが、質問紙調査の自由記述から明らかにされた、多くの人がイメージしている自己受容のあり方は、もっと幅の広いものであった。このことから、これまで検討した自己受容評定値は、様々な側面からの自己受容のとらえ方が反映された値と考えられる。

また、5段階評定には回答しながらも有効回答者とした247名中160名しか自由記述に回答がなく、内容に偏りがあると考えられる。また、その記述量もひと言のものから、詳細なものまで多種多様であった。さらに、いずれのカテゴリーにあてはまるか評定するにあたって、たとえば「自分は自分であるから」とひと言しか書かれていない場合、“だからしょうがない”という諦めや割り切りによる自己受容なのか、自己理解を伴うありのままの事実として受け入れようとしている自己受容なのか、判断が難しいものがあった。自由記述での回答は、このような限界があることが示唆された。

(3) 自己受容のあり方の4タイプとIWMの4タイプとの関連

自己受容のあり方の傾向を見るため、クラスター分析により下記の4つのタイプに調査対象者を分けた。Aタイプ(他者による受容)は、他者からの受容、子どもからの信頼、他者からの評価が高く、向上心が高く、自信や幸福感を持っているタイプであり、宗教による受容もここに含まれる。主に他者による受容によって自己受容しているタイプであると考えられる。Bタイプ(諦観、割り切り)は、他者からの受容感が極めて低く、努力をしようと試みたり、それでもうまくいかなかったりしながら、主に諦観、割り切りによって自己を安定させようとしているタイプであると考えられる。Cタイプ(自力的自己受容)は、自己

理解、自己の成長、自己肯定感、社会適応感が高く、他者からの受容が決して高くないことから、主に自己の力による自己受容感を持っているタイプであると考えられる。Dタイプ(自己嫌悪)は、他者からの受容感が低く、ネガティブな自己理解、自己不全感、自己嫌悪が高く、自信がなく、社会不適応感を持っている、いわば自己受容できないと感じているタイプであると考えられる。

IWMの4タイプとこれらの自己受容のあり方4タイプの関連を検討したところ、有意差は見られなかったが、Avoidant型はBタイプ(諦念・割り切り)とDタイプ(自己嫌悪)が他よりも多く、Secure型はAタイプ(他者による受容)とCタイプ(自力的自己受容)が他と比べて多く、防衛安定型は他と比べてややBタイプ(諦念・割り切り)が多い傾向が見られた。

まとめと今後の課題

本研究では、多くの場合IWMの一貫性、つまり養育態度、対人関係、被養育経験、現在の親との関係からみられるIWMの特徴に関連が見られることが示された。安定型以外のタイプの母親では養育態度に問題が見られたが、養育態度に影響を及ぼす要因には、夫婦関係、子供の要因、育児環境、育児支援のネットワークなど多くの要因が関与しているとされている。そこでは、それらの基盤になるIWMのあり方も相互に関連していることが示されたといえよう。

また、防衛安定型のように過去も現在も父親とはやや良い関係であるが母親とは良くない関係であるなど、IWMが対象によって異なるアタッチメントを形成している可能性も示唆された。このような場合、その個人の中ではそれぞれのIWMが、どのような整合性を保っているのだろうか。

さらに、現在のところIWMを分類する尺度は様々なものがあり、同一の側面を測定しているのかという問題が指摘されてきたが、本研究では3タイプのSecure型の中に本来の安定型とは異なる傾向を持つ防衛安定型が見出されたことから、

これまでの質問紙による日本でのIWM研究に最も多く用いられてきた詫摩・戸田(1988)の3タイプによる尺度に不十分な点がある可能性が示唆された。

また、被養育経験のIWMと養育態度のIWMの検討から、同様のIWMを示すものが有意に多いこと(IWMの一貫性)が示された。同時にそうでないものが見られたことからIWMの変容の可能性も示唆された。

このほか、自己受容がIWMの変容に関わる要因であるかということについては、詳しくは明らかにできなかったが、安定型のほうが自己受容的であり、不安定型であるほうが自己受容的でないことと捉えており、IWMと関連があることが示された。しかし、IWMが年齢と共に安定性を増し、可逆性が減るということとその後の経験によって変容する可能性があるという点についてのメカニズムは本研究では十分に明確にならなかった。

また、自己受容に関していうと、そのとらえ方は調査対象者によって様々であり、質問紙調査では「自己の経験や感情をありのままに受け入れることができる」という自己受容についての本研究での定義が伝わらなかったことが問題として考えられた。

また、自由記述からの評価は先にも述べたように判りにくいものであったことから、分析する上でも、信憑性が十分ではないと考えられる。自己受容のあり方とIWMのタイプとの関連は面接調査を用いるなどして、さらに検討する必要がある。

以上のように、今後は更に詳細なタイプ分けによる分析や、質的な面からとらえるための面接調査による分析が必要であると考えられた。

注

- 1 稲垣(2006)では質問紙調査に加えて面接調査も行ったが、本稿では質問紙調査の結果についてのみ報告する。

引用文献

- Ainsworth, M. D. S., Blehar, M. C., Waters, E., & Wall, S. (1978) *Patterns of attachment : A psychological study of strange situation*. Hillsdale, NJ: Lawrence Erlbaum.
- 青柳肇, 酒井厚(1997). アダルトアタッチメントと回想による幼少期のアタッチメントとの関係 早稲田大学人間科学研究 10(1): 7-16.
- Barholomew, K. (1990). Avoidance of intimacy : An attachment perspective. *Journal of Social and Personal Relationships*, 7, 147-178.
- Bowlby, J. (1969). *Attachment and Loss: Vol. 1. Attachment*. New York: Basic.(黒田実郎他訳 母子関係の理論 : 愛着行動 岩崎学術出版社 1991)
- Bowlby, J. (1973). *Attachment and Loss: Vol. 2. Separation*. New York: Basic.(黒田実郎他訳 母子関係の理論 : 分離不安 岩崎学術出版 1991)
- Bowlby, J. (1980). *Attachment and Loss: Vol. 3. Sadness and Depression*. New York: Basic.(黒田実郎他訳 母子関係の理論 : 対象喪失 岩崎学術出版社 1991)
- 遠藤利彦(1992). 愛着と表象 - 愛着研究の最近の動向: 内的作業モデル概念とそれをめぐる実証研究の概観. *心理学評論*, 35(2): 201-233
- Hazan, C., & Shaver, P. (1987) *Romantic Love Conceptualized as an Attachment Process*. *Journal of Personality and Social Psychology*, 52, 3, 511-524.
- Holmes, J. (1992). *Between Art and Science: Essays in psychotherapy and psychiatry*. London: Routledge
- Holmes, J. (1993). *John Bowlby and Attachment Theory*. London: Routledge
- Jorgensen, E.C. (1992). *Breaking the deadly embrace of child abuse*. New York : Crossroad.(門真一郎・山本由紀・松林周子訳(1996). 虐待される子どもたち. 星和書店)
- 久保田まり(1995). アタッチメントの研究: 内的ワー

- キングモデルの形成と発達 . 川島書店
- Levin,L,Ward,M.,& Carlson,B.(1989). Attachment across three generations : Grandmother, mother, infant. *Paper presented at World Association of Infant Psychiatry and Allied Disciplines, Lugarno.*
- Main, M. (1991). Metacognitive knowledge, metacognitive monitoring, and singular(coherent) vs. multiple (incoherent) models of attachment : Findings and directions for future reseach. In C.M. Parkes, J. Stevenson-Hinde, & P. Marris (Eds.) *Attachment across the life cycle.* New York : Routledge.
- Main, M., & Goldwyn, R.(1984). Predicting rejection of her infant from mother's representation of her own experience : Implications for the abused-abusing intergenerational cycle. *Child Abuse and Neglect*, 8, 203-217.
- Main, M., & Goldwyn, R.(in press). Interview-based adult attachment classification : Related to infant-mother and infant-father attachment. *Developmental Psychology.*
- 西澤哲 (1994) 子どもの虐待 : 子どもと家族への治療的アプローチ 誠信書房
- 大日向雅美 (1988) 母性の研究 : その形成と変容の過程 川島書店
- Rogers, C. R. (1961) *On Becoming a Person.* Boston, Houghton Mifflin. (村山正治編訳 1967 . ロジャース全集12 岩崎学術出版社)
- 佐藤朗子 (1999). 幼児を持つ母親の対人関係と子育てに対する態度 . 新潟青陵女子短期大学研究報告 29.
- 詫摩武俊 , 戸田弘二 (1988). 愛着理論からみた青年の対人態度 : 成人版愛着スタイル尺度作成の試み . 東京都立大学人文学報 , 196 : 1-16.
- 戸田弘二 (1990). 女子青年における親の養育態度の認知とInternal Working Modelとの関連 北海道教育大学紀要 1 - 41(1): 91-100.

ドメスティック・バイオレンスと児童虐待が同時存在する 家庭への機関連携施策について

- アメリカ合衆国“Greenbook Initiative”を中心に -

尾 崎 万 帆 子¹⁾

2007年10月2日受付, 2008年1月9日受理

Abstract : *Cooperation of institutions to intervene to the family experiencing domestic violence and child abuse. –Mainly about “Greenbook Initiative” in United States of America–* In 1999 in U.S.A., the National Council of Juvenile and Family Court Judges (NCJFCJ) published Effective Interventions in Domestic Violence and Child Maltreatment Cases : Guidelines for Policy and Practice, popularly known as the “Greenbook”, which is helping child welfare and domestic violence agencies and family courts work together more effectively to help families experiencing violence. In 2000, six demonstration sites were chosen to implement the recommendations of the “Greenbook” tentatively across the country. From 2000-2007 many lessons were learned and tools developed through the work at the sites. By October, 2007, an interim evaluation was given about these policies. On the other hand, measures against domestic violence and child abuse had been taken independently traditionally in Japan. The cooperation of the agencies at some points is considered with the revision of the law, and it is carried out now. However, many problems and an insufficient point are concerned about.

This article introduces the contents of these policies and the evaluation. In addition, it is a few, but shows how cooperation should be taken in future in Japan.

Key words : child abuse, domestic violence, court, cooperation, Greenbook

1. はじめに

家庭の中で配偶者に対する暴力(ドメスティック・バイオレンス)と子どもに対する暴力(児童虐待)が同時に存在している場合の公的および民間機関による対応について、機関相互の連携や家庭への支援のあり方等に関する議論が高まってきている。例えば、2006年11月24日に内閣府が主催した「女性に対する暴力に関するシンポジウム」では「配偶者からの暴力の被害者とその子どもへの支援について」がパネルディスカッションのメインテーマとされた。そこでは、配偶者間暴力にさらされた子どもへの影響や母子生活支援施設の

活用方法について中心に議論がなされた。その他、民間団体が行うシンポジウムでも同様のテーマが取り扱われることが多くなってきている。

ドメスティック・バイオレンスと児童虐待が同時存在する家庭に対応する際に機関同士が連携する必要があるのはなぜか。それは、2003年3月に兵庫県姫路市で起こった「姫路・中3長男刺殺事件」のような悲劇を繰り返さないためである。事件は、中学3年生の長男(当時15歳)が父親(30歳)に刺し殺されたというものであるが、その背景にはドメスティック・バイオレンス及び児童虐待の同時存在があった。事件当時、母親(41歳)と長女(13歳)は一緒に家から逃れて保護命令を

1) Mahoko Ozaki : 慶應義塾大学大学院法学研究科博士課程

受け、離婚も成立していた。しかし、長男は「僕が残れば、立ち直ってくれるかもしれない」と父親との同居継続を選び、長男への暴力は離婚後も続いていたのである。この長男及び長女の親権は母親が得ていたにも関わらず、2002年6月に児童相談所に相談した際に、「離婚している母親からの相談は受け付けられない」と取り合ってもらえなかった¹という。この事件は「ドメスティック・バイオレンスの存在する家庭における子どもへの暴力のリスク」の存在とそのリスクを考慮していない「行政の連携の不備」をまさに表しているものとして注目に値し、また「機関連携の重要性」を示す事例としても重要なのである。

したがって、本論文では家庭の中で同時存在するドメスティック・バイオレンスと児童虐待の被害者へ関係機関が協力して対応することを目標とするアメリカ合衆国の実験的政策、通称“Greenbook Initiative”を紹介し、わが国での今後の政策やガイドライン策定への示唆を行おうと考える。

なお、「ドメスティック・バイオレンス」については以下DVと表記する他、法律名称はそれぞれ一般的略称を使用し、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」は「DV防止法」、「児童虐待の防止等に関する法律」は「児童虐待防止法」と表現することにする。

2. わが国におけるドメスティック・バイオレンスと児童虐待の同時存在の現状と対応

わが国においてDVと児童虐待が家庭内で同時存在することについては、いくつかの調査や統計がその実態を示している。

具体的数字を示しての統計としては2003年に東京都生活文化局が行った「配偶者等暴力被害の実態と関係諸機関の現状に関する調査」を挙げることができる。調査では子どものいるDV被害者(被害者の83.9%が子どもありと回答³)のうち、子どもに対する暴力があったと答えたものが51%あることが明らかになり、その暴力の内容も、殴る蹴

るという身体的暴力、暴言、罵倒などの精神的暴力など多岐にわたっている⁴。

また、2004年に内閣府男女共同参画局が行った「配偶者等からの暴力に関する調査」の中で、配偶者や恋人から身体的暴行、心理的脅迫、性的強要といった行為を受けたことのある人のうち、当時、子どもがいた人(男性79人、女性224人)に、相手が子どもに対しても同様な行為をしたことがあったかを聞いた調査では、子どもに対して同様な行為をすることが「あった」人は男性12.7%、女性21.0%となっており、同様の行為を「何度も」受けたことのある人で、当時、子どもがいた人(男性8人、女性85人)では、子どもに対して同様な行為をすることが「あった」人は男性8人中3人(37.5%)、女性85人中27人(31.8%)という結果がでている⁵。また、配偶者や恋人から身体的暴行、心理的脅迫、性的強要といった行為を受けたことのある人のうち、当時、子どもがいた人に、子どもが目撃していたかどうかを聞いた質問では、「目撃していた」という人は男性21.5%、女性40.2%でとなっており、同様の行為を「何度も」受けたことのある人で、当時、子どもがいた人(男性8人、女性85人)では、子どもが「目撃していた」という人は男性8人中4人、女性85人中49人(57.6%)で、多くの子どもがDVを目撃していることが明らかになっている⁶。

そして2002年に実施された厚生労働科学研究(子ども家庭総合研究事業)「DV被害者における精神保健の実態と回復のための援助の研究」の調査結果では、児童虐待と並存する可能性が高いDVの、子どもに及ぼす影響が大きいことが指摘されている²。

DVと児童虐待が家庭内で同時存在している可能性の高い状況に対して、現在わが国においてはそれぞれの暴力について独立した対応がなされ、「配偶者とそれに準ずる男女間」「保護者と児童」という二者関係を平面的にとらえてはいるが、2種類の暴力が存在する家庭の内部を立体的にとらえた対応にはなっていない。DVに対しては、DV

への対策を直接の目的とした特別法である「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(2001年4月6日成立)」が制定され、運用は各都道府県に設置された配偶者暴力相談支援センターによって行われている。一方児童虐待に対しては、虐待を受けた子どもの保護のみならず自立支援措置の必要性を考え、虐待をした保護者に対する指導を含み、問題のある家族の支援も視野に入れた福祉的手法をとっている「児童虐待の防止等に関する法律(2000年5月24日成立)」が制定され、「児童福祉法(1947年12月12日成立)」と共に、運用は都道府県および政令指定都市(中核市も含む)に設置された児童相談所によって行われている。

ただし、国も全く政策や制度の見直しを行わなかったわけではない。独立運用されてきた両対策は「児童虐待防止法」や「DV防止法」の改正等に伴い、今までほとんど考慮されていなかったDVと児童虐待の家庭内での同時存在という観点が若干ではあるが取り入れられることとなり、両対応機関の連携の枠組みが制定されその実施が始まっている。

まず2004年6月2日のDV防止法の改正では被害者の子どもに対する接近禁止命令規定(第10条2項)が加えられ、一方2004年12月3日の児童虐待防止法の改正では児童虐待の行為を定義する中に家庭内における配偶者に対する暴力(第2条4号)が加えられた。

さらに2005年2月14日に厚生労働省によって出された「市町村児童家庭相談指針」⁷の第5章第1節では「関係機関との連携」として児童相談所が種々の分野の機関との連携を図るとともに、各機関とのネットワークを構築してその活用を図ること、関係機関が一堂に会し、情報交換を行うとともに、共通の認識に立ってそれぞれの役割分担を協議することなどの必要性が述べられている。配偶者暴力相談支援センターとの関係は特に同章第16節においてDV被害者に子どもがいる場合の連携を強化し、さらなるDVの被害が起こらないように事前の協議を行う必要性が記されている。具

体的な形としては、情報の共有化を通じて関係機関等が同一認識の下に役割分担しながら支援を行うため、支援を受ける家庭にとってよりよい支援が受けられやすくなることを意義して「要保護児童対策地域協議会」が地方公共団体に設置された。

また、2004年12月2日に内閣府から出された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(通称、基本方針)」⁸においても、関係機関の連携、配偶者暴力相談支援センターを中心とした関係機関の協議会の設置、マニュアル等の形で関係機関の相互の協力のあり方をあらかじめ決めていくことなどの必要性⁹、特に配偶者暴力相談支援センターと児童相談所等が、DV被害者と一緒に婦人相談所等に入所している子どもの対応において連携をとることの重要性¹⁰が記されている。そして基本方針に即しつつ地域の実情に応じて都道府県が策定する基本計画(DV防止法第2条の3)の一例として、積極的な取り組みを行っている佐賀県の「佐賀県DV被害者支援基本計画」¹¹(2006年3月作成)では、定められた19の重点目標のうち6番目の「関係機関・団体の連携強化」において、現在対応が独立に整備されているDVや児童虐待に共通する問題も少なくないことを指摘し、領域横断的な連携の整備・充実が重要であるとしている。そしてDV総合対策会議を通して、関係機関・団体の有効な連携と情報の共有化を図るために、犯罪被害者支援ネットワーク、要保護児童対策地域協議会等の既存のネットワークとの連携を推進して、DV被害の早期発見と早期対応、相談対応の充実を図り、関係機関・団体におけるケース検討会議等を開催し、実務者レベルの連携・協力を強化することを掲げている¹²。特に13番目の「子どもへの支援体制の整備」では、DVの子どもへの影響を指摘し児童虐待に関係する機関・団体や医療機関、精神保健福祉センター、保健所、児童相談所、学校、児童館との連携による支援の充実が掲げられている¹³。

だが、これらの法改正や政策にはいくつかの問題点が考えられる。まずDV防止法で定められて

いる子どもに対する接近禁止命令について、これは被害者への接近禁止命令が発せられていても、子どもの連れ去りなどをきっかけに被害者と配偶者が物理的に接近することにより、被害者が配偶者から更に身体に対する暴力を加えられる危険が高まり、その効果が減殺してしまうことになることから規定されているという制定理念に問題があると考えられる。つまり、この規定の直接の目的が配偶者の暴力を受けている被害者であって子どもには反射的利益が与えられるのみであるところに問題があるのである。その背景には内閣府の女性に対する暴力専門調査会で「子どもには父親が必要である。DV加害者である夫が子どもにも暴力をふるっているとは限らない。一方の親の都合だけで、子どもから親を奪ってよいのか」などの意見が一部から強力に主張された結果、夫権や父権との調整のための妥協策として、「母親の安全を守るためには子どもの安全を守らなければならない」という理屈が考え出されたという状況があるといわれている¹⁴。

また、市町村児童家庭相談指針においても児童虐待の相談・通告時に把握すべき事項の中に子どもの家庭環境という抽象的な表現はあるものの具体的にDVの存在を確認すべきといった記述はない。児童虐待とDVが同時存在する可能性が高いということは、一方の暴力の相談・通告時に他方の暴力が見つかる可能性が高いということであり、ここでDVの存在が把握事項に明示されていないことは問題であろう。また、要保護児童対策地域協議会の構成員について児童福祉関係、保健医療関係、教育関係、警察・司法関係、人権擁護関係、その他（NPO、ボランティア等）が挙げられているのみであり、DV対応機関の者が挙げられていないこと、運用上でDV対応機関の者が要保護児童対策地域協議会に加わっている自治体もあるが、2006年の厚生労働省調査「市町村域での要保護児童対策地域協議会及び児童虐待防止を目的とするネットワークの設置状況調査の結果について」によると、その参加率は、2006年4月現在

で4.1%に留まっている¹⁵ことは連携構成の不備であるといえよう。さらにDV防止法第9条の連携機関に児童相談所が記されていないこと、佐賀県DV被害者支援基本計画について佐賀県DV総合対策会議の委員に児童相談所関係者が含まれていないことも連携構成の不備といえるだろう。

では、DVと児童虐待の家庭内の同時存在に対応していくうえで、これらの不備を補い、より有効な形にするにはどのようにしたらよいのだろうか。日本に先行してDVと児童虐待の同時存在に関係機関が協力して対応していくことを目標とするアメリカ合衆国の実験的政策、通称“Greenbook Initiative”の内容およびその評価について以下で検討することとする。

3. アメリカ合衆国における“Greenbook Initiative”を中心としたドメスティック・バイオレンスと児童虐待の同時存在に対する対応とその評価

アメリカ合衆国でもDVと児童虐待が家庭内で同時に存在する可能性が高いことはしばしば指摘されてきたことであった。たとえば、Browne & Hamilton(1999)によればある家庭において一種類の暴力の存在が確認されたときには違う種類の暴力が同時に存在している可能性が高いという¹⁶。さらに、多くの研究によって同一の家庭内におけるDVと児童虐待の同時存在が指摘されてきた¹⁷。総合すると、ある種の暴力の存在が確認された家庭で30～60%の割合で他の暴力が同時に存在するという。

この状況について、DVや児童虐待に対応する機関は認識を強めてきていた。しかし、歴史や理念や実務上の理由からこれらの機関の対応は一貫して独立して行われてきた。DVへの対応はフェミニズム運動をきっかけに全米各地に、暴力を受けた女性たちが緊急に避難する場所であるシェルターができたというのが始まりであるといわれている。そして、1980年代前半までに、DVに対応するための特別法が、各州で制定されるに至った。

連邦レベルでは、1994年に犯罪防止法の第四編として「女性に対する暴力禁止法(Violence Against Women Act=VAWA)」が成立し、これにより、アメリカ連邦政府は本格的なDV施策に乗り出した。これ以前は、州ごとの対策であったため立法も司法も異なり、統一性を欠いていたところが、これで統一的な対応が可能になったといわれている。一方、児童虐待は家庭内で起こる暴力の中で一番初めに注目を受けた分野であり¹⁸、1960年代から社会問題として意識されるようになり、1970年代初めには、連邦政府による具体的取り組みが開始されるに至った。1974年、連邦政府は、それまで各州が様々な形で取り組んできた児童虐待の防止及び対処に関わる諸施策を全米レベルで効果あるものとするため、連邦保健福祉省に児童虐待及びネグレクトに対する全国センター(the National Center on Child Abuse and Neglect : NCCAN)を設置し、各州の施策の全国統一的整備を図る拠点とすると共に、各州における児童虐待の発見・確認、防止及び対処措置の実証実験プログラムを助成する連邦補助金プログラムを定める「児童虐待の防止及び対処法(Child Abuse Prevention and Treatment Act)」を制定した¹⁹。数度の改正を重ねたこの法(現在は「児童及び家族の安全保持法(Keeping Children and Families Safe Act)」)を中核として、アメリカでは連邦レベルの児童虐待対応が行われている。

このように、独立した法律で定められるDVと児童虐待に対応するそれぞれの機関はその設立経緯、運用する理念や任務、使用する専門用語においても異なり²⁰、支援をするにあたって得た情報の守秘義務を巡っても争いがある。たとえば、児童福祉機関は、通常母親に子どもに対する主要な責任があるという立場をとり、時として子どもを守るためにDVの被害者から子どもを取り上げるようなこともしてきた²¹。同様に、裁判所は暴力について扱うときに同時に家庭内で起こっている可能性のある暴力について触れることはなかった。DVの支援者は被害者をエンパワーすること

に専念して、児童福祉機関が子どもを守れなかったことで被害者、とくに女性を責めることを心配してきた。

だが、関係諸機関の連携のミスが指摘されたことをきっかけにして、児童もDV被害者も共に守り全ての家族を暴力から救うという目的をもって協力した支援に取り組む方向に向かい始めた。そして法執行機関や児童福祉機関、DV被害者支援機関、コミュニティベースの機関の間で暴力が同時存在する家庭により効果的に協力して対応することが強調されるようになった。そして、1998年より効果的な対応を探るためにDVや児童虐待の専門家からなる「少年・家庭裁判所裁判官全国委員会(National Council of Juvenile and Family Court Judges : NCJFCJ)」が作られた。

NCJFCJはまず裁判所や社会福祉機関、法執行機関、DV被害者支援機関、学会といった様々な集団からなる委員会をつくり全国200の推薦プログラムの中から選ばれた35のプログラムの内容についてまとめた。それが1998年に発行された「Family Violence : Emerging Programs for Battered Mothers and Their Children」²²である。それに続き、NCJFCJが裁判所や児童福祉機関、DV被害者支援機関、連邦機関、学会の専門家からなる委員会を招集し1999年に発行したものが「Effective Intervention in Domestic Violence and Child Maltreatment Cases : Guidelines for Policy and Practice」²³であり、これが通称「Greenbook」と呼ばれるものである。

Greenbookは独立してDVと児童虐待に対応してきた児童福祉機関、DV被害者支援機関、裁判所という3つの主な機関に焦点を当てており、暴力が同時存在する家庭に協力して対応するための67の勧告を示している。この勧告の中には、機関それぞれの責務についての記述や機関内および機関間の対応を改良するための提案が含まれており、暴力が同時存在する家庭に対する協力的支援の枠組みを示している。たとえば、
勧告5 : コミュニティは暴力が同時存在する家庭

に基本的な支援をする上で、問題点を解消し、複合的な支援協力を行い、関係機関間での協定や合意を作るためにコミュニティの代表者や被支援者だけでなく様々な機関の職員やその管理者が集まるシステムを作るべきである。

勧告7：コミュニティは児童福祉機関やDV被害者支援機関、児童虐待を扱う裁判所をまとめるための取り組みを学び、適用するべきである。

勧告57：児童保護事例においてDVが発見された場合、裁判官は以下の命令をするべきである。

- a．子どもと被害を受けている親の安全を守る。
- b．できるかぎり虐待をしていない親と子どもと一緒にいられるようにする。
- c．加害者に責任をとらせる。
- d．子どもに対する支援、被害者の安全・支援・経済的自立、加害者の更生・責任といった、家族が必要とする支援を判断する。
- e．安全な場所で安全に行われることに主眼を置いた、明確で詳細な面接交渉のガイドラインを作成する²⁴。

などが例として挙げられる。

このGreenbookの勧告を受けて、連邦の組織や全国的な組織で勧告を実行する動きが始まった。そして、2000年12月及び翌2001年1月に90件以上の申し込みを受けて連邦司法省と連邦保険福祉省はコミュニティの強度や限界、柔軟性を考慮し、勧告に取り組んでいく上でのビジョンや決断、資源を検討した上で特徴ある6つのコミュニティ²⁵（カリフォルニア州サンタクララ郡、カリフォルニア州サンフランシスコ郡、オレゴン州レーン郡、コロラド州エル・パソ郡、ミズーリ州セントルイス郡、ニューハンプシャー州グラフトン郡）を選びだした。

これらのコミュニティは、施策を練り協力態勢を作り実行するまでの3年間、連邦からの補助金を受けることとなった。これは後に5年間に延長されている。それぞれのコミュニティは個々の家族や被害を扱うのではなく家族全体を扱うために、機関同士の協力や、暴力の同時存在の確認、

情報の共有、加害者の責任、支援へのアクセス方法の改良、アドヴォカシーの改良などに取り組んだ。

6つのコミュニティで勧告を実行するにあたって重要な役割を果たしたのは、3つの主要機関のトップやプロジェクト指揮者、地域調査協力者であり、さらにそれぞれのコミュニティによって法執行機関の者や精神衛生機関の者なども加えられた。

さらに6つのコミュニティに加えてGreenbook Initiativeには連邦司法省や連邦保健福祉省の機関や全国技術援助チーム（National Technical Assistance Team：TA）や全国評価チーム（National Evaluation Team：NET）などが加わっている。NETは6つのコミュニティそれぞれにおいてGreenbookの勧告を実行する上でのニーズのアセスメントやプランの作成、そのプランの報告についてのサポートをしている。

6つのコミュニティにおけるGreenbook施策の実行に関しては2004年に発表された2つの報告書でそれぞれその内容が評価されている。1つ目がGreenbook Initiative開始時から計画段階の各コミュニティの過程を追ったThe Greenbook Demonstration Initiative Process Evaluation Report：Phase 1（January 2001-June 2002）²⁶であり、2つ目が2002年7月から2003年6月の後期計画段階の過程と、同時に計画を実施し始めてからの状況と実施した結果、施策から得た教訓について評価したThe Greenbook Demonstration Initiative Interim Evaluation Report²⁷である。現段階での最新評価である後者の報告は、評価する施策を4つのカテゴリーにわけおり、それぞれ協力態勢・暴力の同時存在の認識・関係機関内での情報共有・被害者の安全を守るための支援とアドヴォカシーとなっている。以下、その内容を示すことにする。

協力態勢

関係機関同士が協力態勢をとることによって、これまでそれらの間にあった障害を除き、家族一

人一人を個々に扱うのではなく家族全体を意識した複合的かつ統一的な支援ができると考えられる。

Initiativeの開始段階から6つのコミュニティにはGreenbookの理念に沿った協力態勢を築くのに適した素地があり、またすでに何らかの協力態勢が取られていたことが評価されている。だが、機関ごとの異なる理念やスタッフ、組織構造、守秘義務、お互いの力関係などが協力態勢を作るうえでの障害となっていることも認識されていた。

現状では十分でないという認識から、Initiativeの開始に伴い各コミュニティは協力態勢を確立するためにシステムを変える試みを行い始めた。まず、全てのコミュニティで3層の協力構造が作られた。1層目は3つの主要な機関を含む関係機関のプロジェクトディレクターや代表からなる“executive committee”である。これは地域におけるGreenbook Initiativeに関する事項の決定・管理機関であり、定期的な会議を開く小さなグループとして構成されている。2層目は1層目より少し大きなグループを構成する“advisory board”であり、これも関係機関の代表者からなっている。これは、定期的にGreenbookに関する政策や問題について議論をし、executive committeeに助言をすることが役割とされている。このadvisory boardの構成員はさらに各コミュニティに4から10の“workgroups”や“subcommittee”を抱え、これが3層目を構成している。Workgroupは機関内、機関間で作られ、機関ごと問題ごとの専門家をその構成員とし、executive committeeの管理下に置かれている。これら3層の間でコミュニケーションをとることは構想を共有しあうのに有効であると考えられており、3層全ての会議に出席する関係者を定めるコミュニティもある。さらに、組織を形成するに当たってサバイバーの存在も重要視されており、これを“family experts”として配置しているところもある。

また、それぞれのコミュニティは機関間、関係

者間の障害を認識し、これを除くための取り組みを行っている。その1つ目はexecutive committeeのメンバーが個々の考えを譲歩することでその権限のバランスをとることである。2つ目は信頼関係を構築することであり、そのために外部の視点を取り入れているコミュニティは多い。3つ目は機関のそれぞれの発言権や力のバランスをとることである。そして4つ目が、コミュニケーションを向上することであり、例えばexecutive committeeのメンバーは月に一度の会議を開くようにしている。しかし、現状としてadvisory boardsは定期的には会議を開いているが、executive committeeのように頻繁ではなく、workgroupsは頻繁に会議を開いているがその頻度は任意とされているといった点や、現場の担当者に対しては定期的な情報提供がされていない点など今後も取り組みが必要であると考えられている。

さらに、協力態勢を構築するために各コミュニティは様々な連邦の資源を利用し、機関横断的なトレーニングなどを取り入れている。まず、ほとんどのコミュニティで機関間の中立性を保つために3つの主要機関以外の機関が補助金を扱ったり、会議の進行役を行ったりしている。また連邦の資源としては、TAによるグループやコミュニティに特化した集中的な横断的トレーニングが行われている。このトレーニングや会議での定期的な報告などを通じて、他の機関の政策や予算の制約、権限、法的な責任、任務、哲学的アプローチ、歴史、機関の構成、文化、利用者などについて理解することで機関同士共感を得ることができると考えられている。

暴力の同時存在の認識

暴力の同時存在への対応を変えるためには認識を変えなければいけない。もし、対応に変化が起こらないままにスクリーニング手法だけに変化が起こっても、それは再被害を生み加害者を放置することになるだけである。したがってそれぞれの家族の実態を把握することは重要な第一歩である。

Greenbook Initiativeの開始時点においても、積極的なスクリーニングや刑事記録のチェック、警察・病院・DV被害者支援機関などとの連絡、被害者自身の告発によって、児童虐待とDVの同時存在は児童福祉機関で認められてはいた。ただし、それぞれのコミュニティの児童福祉機関内のスクリーニングとアセスメントは実質的にばらばらであり、公式なスクリーニング政策やツールを定めているコミュニティは2分の1しかなかった。また、刑事記録のチェックについてもサンタクララ郡を除いて、ほとんど行われていなかった。さらに、DV被害者支援機関に関していえば、公式・非公式を含め児童虐待のスクリーニングが行われている州は3分の2のみであった。

Greenbook Initiative開始後の各コミュニティの戦略は主に二つの領域に分けられる。一つはシステムの変化を通じて直接の支援を変えるために最もよい施策を検討する基礎的対応であり、もう一つが日々の職務の上で家族やコミュニティ、他の機関にかかわるシステムに直接的に働きかける直接支援的対応である。

多くのコミュニティでは児童福祉機関やDV被害者支援機関ですでに存在するスクリーニング方法に一貫性を持たせ明確な方法を定めたり、新しいスクリーニングの手法を実行し始めていたりする。結果として全てのコミュニティで少なくとも一つずつ計13の施策が計画もしくは実践され、半分が実行段階に移っている。しかし13の施策のうち12は直接支援的対応のものであり、ほとんどは児童福祉機関にのみ関するものである。6つのコミュニティのうち2つだけ(エル・パソ、セントルイス)が、DV被害者支援機関において児童虐待をスクリーニングする手法とツールを開発しているにすぎない。主要機関以外のコミュニティ内機関が家族内の暴力の同時存在を認識する手段を作ろうとしているコミュニティは1つだけである。

関係機関間の情報共有

3つの主要機関が暴力の同時存在が確認された家族への支援を向上させるために協力するには、

関係機関間で積極的かつ注意深くケースレベルの情報が共有されることも重要である。だが、DV被害者支援機関と児童福祉機関と裁判所の間には歴史的現実的な緊張が存在し、情報共有を困難にしてきた。特に、例えば児童虐待に関する情報をDV被害者支援機関が児童福祉機関に伝える場合、児童を保護することと母親の安全を確保することのバランスをとることが問題とされ、情報共有には消極的であった。したがって、情報共有のニーズと被害者の安全のバランスを考えた機関間の明確で公式な同意の形成が必要である。

Greenbook Initiativeの開始時点においてもいくつかのコミュニティにおいてケースレベルの情報共有政策とその実行が強化され公式化されていた。ここでは、承諾書のような手段も考えられたが、常にそのような手段が使われていたわけではない。また、司法システムにおける他の機関とのケースレベルの情報共有に関しては最もその政策が遅れていたし、裁判所間のケースレベルの情報共有に関する積極的な政策や手段も存在していなかった。さらにDV支援者が児童福祉機関に配置されているコミュニティは3つだけであり、暴力の同時存在に対応する複合的チームを持っているコミュニティは半分しかなかった。

これを受けて、Greenbook Initiative開始後にとられたコミュニティの戦略は暴力の同時存在の認識同様二つの領域にわけられる。一つは基礎的対応であり、もう一つは直接支援的対応である。結果、各コミュニティはGreenbookの内容に従って、少なくとも一つずつ計25のケースレベルの情報共有を新しくつくる、もしくは既存の施策の強化をしている。25のうち20の施策が2003年6月30日の時点で実行されており、4つを除いてほとんどが直接支援的対応の施策である。また、17が機関間の情報共有に関連する施策であり、そのうちの13が2003年6月30日までに実行されている。

裁判所は機関間の情報共有に関する施策よりも、裁判所内の情報共有の制度を構築したり、すでにある制度を改良したりする取り組みに力を注

いできた。3つのコミュニティにおいてすでに裁判所の機関内情報共有のセルフアセスメントが行われており、1つのコミュニティにおいてプラン段階にある。また、Greenbookの協力メンバーがDV事件の情報共有に関する州裁判所の政策を作る州委員会の一員になっているコミュニティや、他の裁判所とスタッフを教育するための協力をを行っているコミュニティもある。さらに、機関間の情報共有を促進するためにフルタイムのスタッフを置いているコミュニティもある。

スタッフの配置に関しては、6つのコミュニティが児童福祉機関にDV支援者を配置し、1つのコミュニティではケースを検討する複合的チームを新たに作った。

ただし、現在もなお理念の違いや機関同士の信頼の欠如が機関間で情報共有をする上で主な問題となっている。とくに、秘密保持に適切な関係機関間の同意は簡単にはなされない。そこで、TAのメンバーがこれらの問題に対応するのを助ける重要な役割を果たしていくことが期待されている。

被害者の安全を守るための支援とアドボカシー

暴力の同時存在が認められた家族に対応するときの究極の目的は、家族の安全と福利を向上させることである。

Greenbook Initiativeの開始時点で、各コミュニティにおいていくつかの施策で支援者が暴力の同時存在のダイナミクスに関する知識を得、家族への複合的アプローチを行うといったシステムレベル、および個々の家族へのサービスへのアクセスや加害者の責任を確保するといった家族レベルでこの目的を達成していたと報告されている。

児童虐待とDVが同時存在する家庭に対するシステムレベルの対応は3つのカテゴリーに分けられる。1つ目が、暴力の同時存在のダイナミクスについての職員の知識を増やすことであり、その内容としては被害者やその子どもに及ぶ危険や子どもへの安全支援の必要性、DVを目撃した子どもへの影響、家族一人一人に対する別個のサービ

スやセーフティープランの必要性、DVの被害者への非難を避ける適切な方法等の理解が挙げられる。2つ目が、認識された児童虐待を児童福祉機関に報告するガイドラインを作るもしくは改良することである。そして3つ目が、違う機関の職員を同じ施設に配置したり複合的レスポンスチームを構築したりすることである。

Greenbook Initiativeの開始前に、すでに4つのコミュニティではDV被害者支援機関が児童虐待の通告をすることが州の法律で義務とされていた。報告義務が定められていなくても、ほとんどのコミュニティは子どもの安全のために必要ならば児童福祉機関に通告する倫理上の義務を負っているとしていた。ただし、実際の通告数は多くはなく、そこにはDV被害者支援機関の児童福祉機関への不信が背景に存在した。

協力態勢の構築については、3つのコミュニティが同じ施設に違う機関のスタッフを配置し、3つのコミュニティが複合的対応チームを持っていた。この複合的なチームには警察署やDV対応強化チーム(Domestic Violence Enhanced Response Teams : DVERT)のような対応チーム、加害者介入プログラム提供機関、文化に特化したプログラム提供機関、他の児童虐待報告義務機関が含まれる。ただし、この協力態勢に裁判所が加わることはほとんどなかった。

家族レベルの施策についても、多くの施策が良好に行われていたと報告されている。ただし、DV被害者支援機関では子どもと母親の安全と福利を向上させるための対応は十分されている一方で加害者に対しては十分な取り組みはされていなかった。また、児童福祉機関は加害者介入プログラムやDVもしくは他の心理カウンセリング、親業クラス、家族セラピーもしくは家族維持支援などの加害者に対するいくつかの支援を行っていたが、家族セラピーや家族維持支援などはGreenbookで被害者の安全と福利を向上させる適切な手段としては認められていないものであった。

Greenbook Initiativeの開始後の施策は、ここ

でも基礎的対応と直接支援的対応にわけられる。そしてさらに3つ目の施策として暴力の同時存在のダイナミクスに関する職員の知識や理解の増加に関連する認識・教育・トレーニング領域があげられる。

現在コミュニティはDVと児童虐待が同時存在する家庭に安全と適切なサービスを提供する自分たちの能力を向上させることに主に取り組んでいる。そして、これらの施策の半分以上がすでに実施されている。ただし、ほとんどの施策は複合的対応もしくは児童福祉機関にのみ関するものであり、DV被害者支援機関や裁判所に関する施策はほとんどない。

基礎的対応の施策は14あり、そのうちの12は児童福祉機関やDV被害者支援機関、司法機関、加害者更生プログラムなどいくつかの機関における現在のニーズとキャパシティのアセスメントである。そして、半分以上が2003年6月30日の時点で実行されている。

認識・教育・トレーニング領域では26の施策が行われている。ほとんどはコミュニティ内で機関の職員や協力メンバーに提供されているが、いくつかのコミュニティではTAによって行われる外部のトレーニングにスタッフを参加させている。そして、内容としては1つの機関に特化したトレーニングから複数の機関をターゲットにしたものまで幅広く行われている。

直接支援的対応領域では50の施策が行われており、そのうちの27が2003年6月30日以前に実行されている。特に児童福祉機関に関する施策では約3分の2が実行に移されており、これは他の機関内および機関間で見られるものより高い。DV被害者支援機関内での施策は、児童福祉機関の15に対して7つしか行われていない上に、2003年6月30日の時点で実行に移されているものは2つのみである。裁判所における施策の変化は最も小さく、2つのコミュニティで3つの施策が行われているのみであり、それら全てはまだ計画段階である。2つもしくはそれ以上の機関が協力する形の

施策は20計画されており、半分以上が2003年6月30日時点で実行されている。

複合的アプローチへの取り組みはGreenbook Initiative開始前同様ほとんど行われておらず、2つのコミュニティでのみ新しい複合チームが構成されているのみである。その一方で加害者の責任追及を強化する施策は全てのコミュニティでいくつかの施策が行われ始めている。

これら4つのカテゴリーの評価を受けて、最後にInitiative中間地点において学んだ教訓が6つ挙げられる。1つ目はそれぞれのコミュニティが常に州レベルの予算や重要な役割を果たす職員の数など資源の問題に直面していることである。資源の欠乏は協力態勢の確立やそこへの参加を阻害する。特に、DV被害者支援機関のようなすでに低予算で動いている機関は顕著である。従って、資源の欠乏するコミュニティではすでにコミュニティに存在する協力態勢の上で施策が実行されているにすぎない。

2番目に、主要な機関のダイナミクスの問題がある。繰り返しになるが児童福祉機関、DV被害者支援機関、裁判所という3つの主要機関はその制度上も文化的にも異なる権限や社会的資源を持って集まっている。コミュニティはこれらの違いを理解し、それぞれが対等になるように考慮した力関係を築くように取り組んではいるが、今後も主要な機関のダイナミクスの問題は継続して取り組まれ再考されなければならない。

3番目が、連邦からの援助についてである。連邦による技術援助は6つのコミュニティがよりよい政策を行い革新的な施策がされるうえで重要な役割を果たしている。さらに、現場の職員がGreenbook政策に協力するのを促進し、リーダーシップを強化し、施策をするにあたっての支援を今後も続けていくことが期待される。たとえば、TAは公平な第三者としてリーダーシップや力、信頼に関する障害を克服するために援助することができ、実際に各コミュニティでこの役割を果たすだろうと考えられる。連邦の機関もまた主要機

関の間の衝突を解決する手助けをしていくことが期待される。

4番目が、機関特有の政策についてである。3つの主要な機関は他の機関とは違う権限と家族との関係性を持っている。それぞれの機関は家族の中の個々の被害者に主に焦点を当ててきたが、Greenbook Initiativeを契機に家族全体に焦点を広げる必要性を認識し、これを実行しはじめている。異なる資源や人材、施策の伝統は障害とも考えられてきたが、その一方でこれらの特有の政策がお互いに影響を与え合い、協力態勢を強化することも期待されている。

5番目が、複合的な政策についてである。一般的に、Greenbookのコミュニティでは新しい機関や関係性を作るのではなくすでに存在するアプローチの上に作られ、強化された複合的なアプローチが行われている。例えば、コミュニティの主要な機関の間のコミュニケーションはGreenbookを通じて公式化され合理化された。同様に、多くのコミュニティではすでに同じ施設にスタッフを置くことの有効性が強調されてきた。複合的な政策は、信頼が構築された上でなされることが重要である。したがって、今後は機関間の信頼が強化されることが期待される。

最後6番目が、コミュニティごとの特徴についてである。各コミュニティが協力態勢を形成していく上では、Greenbookの勧告の内容を超えた施策も行われていくだろう。たとえば、3つの主要機関だけでなく加害者更生プログラムや地域の警察署も重要であることがわかっている。このようなGreenbookで示されていない多くの政策を行っていくことにも今後は期待がかかる一方で、もちろんGreenbookの勧告に直接関係する施策、特に関係機関の間の信頼関係とコミュニケーションを強化する施策も重要であると考えられている。

考 察

以上のようにアメリカ合衆国では、DVと児童虐待が家庭内で同時に存在する現状に対して明確

なガイドラインを示し対策を行おうとしている。2007年9月現在、Greenbook Initiativeの最終的な評価は出されていないが、本論文で引用した中間地点における評価からも十分実践され有効であることが伺える。

いくつかの問題点や施策の停滞は報告されているものの、これらのガイドラインの内容はわが国においても適応可能であると考えられる。Greenbookの意義ある点は、その施策の内容だけでなく暴力が同時存在する家庭に対する施策が重要であること、今まで独立して支援を行ってきた機関が協力し合うことが求められていることを明確に示したことにあろう。また、DVと児童虐待の被害者に対する支援が独立して行われてきており、歴史的・理念的な各機関同士の衝突があるという問題の出発点はわが国もアメリカ合衆国と同様である。したがって、日本版Greenbookを作成することはわが国の今後の家庭内で起こる暴力に対する施策において重要な意義があると考ええる。

まず、Greenbook Initiativeでは既存の制度を改良した施策が多用されているが、これはわが国の制度にも利用できるだろう。たとえば、要保護児童対策地域協議会やDV総合対策会議などを連携の基礎として、支援者に教育やトレーニングを行ったり、情報共有の制度を整備したり、施策のアセスメントを行ったりすることは実現可能であろう。特に、要保護児童対策地域協議会へのDV対応機関の者の参加率の低さに対しては、参加を促す指針を示すもしくは参加を強制にするなどすることで積極的に働きかける必要があるだろう。また、その際に“ executive committee ”・“ advisory board ”・“ workgroups ” という形の3層の協力構造を作ることにも有効であると考えられる。また、同じ施設の中にDVと児童虐待のスタッフを配置することはわが国でもいくつかの地域で行われており、これを定型化することは可能であり有効であるだろう。

さらに、裁判所と児童相談所・配偶者暴力相談支援センターとの連携はわが国では明確に示され

ていないが、アメリカ合衆国でも困難とされているこの連携に取り組む必要は大いにあると思われる。2007年7月11日のDV法改正（未施行・2008年1月11日施行予定）で、保護命令を発令した場合に、裁判所は速やかに保護命令を発したこと及びその内容を被害者が相談等をした支援センターに通知する（DV防止法15条3項4号）ことが定められることとなったことから、裁判所と他機関との情報共有の可能性も伺え、今後諸機関の間で多面的な情報共有が促進される期待が持てる。

最後に、Greenbookでは3主要機関以外で関与する重要機関として挙げられている警察との連携をわが国でも看過することはできないと考えられる。実際にDV法8条、8条の2、児童虐待防止法10条などDVや児童虐待に対応していくには警察の存在が欠かせないことは明らかである。したがって、警察を第4の主要機関として日本版Greenbookを構成することも考えられるのではないだろうか。

本論文執筆段階では、Greenbookの最終報告が出ておらず、十分な検討及びわが国の政策への提案ができなかった。したがって、最終報告が出た際には十分にそれを検討した上で詳細な提案をしていきたいと考える。

引用文献

- 1 戒能民江（2006）DV防止とこれからの被害者当事者支援 ミネルヴァ書房
- 2 厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究事業）（2002）DV被害者における精神保健の実態と回復のための援助の研究
- 3 佐賀県（2006）佐賀県DV被害者支援基本計画
- 4 土屋恵司（2004）「アメリカ合衆国における児童虐待の防止及び対処措置に関する法律」外国の立法219号
- 5 東京都生活文化局（2003）配偶者等暴力被害の実態と関係機関の現状に関する調査報告書
- 6 内閣府男女共同参画局（2004）配偶者等からの暴力に関する調査
- 7 内閣府男女共同参画局（2004）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針
- 8 Browne, K. D., & Hamilton, C.E. (1999) Police recognition of the links between spouse abuse and child abuse. *Child Maltreatment*, 4(2)
- 9 Edleson, J. L. (1999) The overlap between child maltreatment and woman battering. *Violence Against Women*, 5(2)
- 10 Karel Kurst-Swanger, & Jacqueline L. Petcosky, (2003) *Violence in the Home : Multidisciplinary Perspectives*. Oxford University Press
- 11 National Clearinghouse on Child Abuse and Neglect Information. (2000) *In harm's way : domestic violence and child maltreatment*. Washington, DC
- 12 National Council of Juvenile and Family Court Judges. (1998) *Family violence : Emerging programs for battered mothers and their children*. Reno, Nevada
- 13 National Council of Juvenile and Family Court Judges. (1999) *Effective intervention in domestic violence & child maltreatment cases : Guidelines for policy and practice*. Reno, Nevada
- 14 The Greenbook National Evaluation Team. (2004) *The Greenbook Demonstration Initiative Process Evaluation Report : Phase 1 (January 2001-June 2002)*
- 15 The Greenbook National Evaluation Team. (2004) *The Greenbook Demonstration Initiative Interim Evaluation Report*
- 16 厚生労働省（2005）市町村児童家庭相談援助指針について 厚生労働省 2005年2月14日
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/DV-soudanjo-sisin-honbun.html>（2007年10月1日）
- 17 厚生労働省（2006）市町村域での要保護児童対策地域協議会及び児童虐待防止を目的とするネットワークの設置状況調査の結果について 厚生労働省 2006年 <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/10/>

h1031-5.html (2007年10月1日)

18. 毎日新聞 2004年3月6日朝刊

注

- 1 毎日新聞 2004年3月6日朝刊
- 2 厚生労働科学研究(子ども家庭総合研究事業)
(2002)DV被害者における精神保健の実態と回復のための援助の研究
- 3 東京都生活文化局(2003)配偶者等暴力被害の実態と関係機関の現状に関する調査報告書 P.2
- 4 東京都生活文化局 前掲書(注3) P.7

なお、この調査によれば子どもに対して「加害者への憎悪・恐れ」(子どもに対する直接の暴力がある場合には54.5%、直接の暴力がない場合でも15.0%)「性格・情緒のゆがみ」(子どもに対する直接の暴力がある場合には27.3%、直接の暴力がない場合でも6.7%)など、直接の暴力がない場合でも影響が現れている。これらに加え「子ども自身が暴力をふるう」(6.5%)「ノイローゼ・自殺を図る」(6.5%)など、自傷も含めた暴力の影響が現れた結果となっている。

- 5 内閣府男女共同参画局(2004)配偶者等からの暴力に関する調査 P.8

この調査は、実際に配偶者等の暴力被害者本人の面接相談をもとに配偶者暴力に関する相談を受け付けた配偶者暴力相談支援センターの相談員が、相談内容を既定の調査票に沿って集計した東京都の調査と違い、一般の国民に向けて行われた調査であるので、それが割合の上での差に出ている数字が小さくなっているということを考慮しなければならない。ただし、一般の国民への調査で10~20%のDV被害者に子どもに対する暴力が認められるということは、家庭内で配偶者と子どもに同時に暴力が存在しているという証明としては意味があるのではないだろうか。

- 6 内閣府男女共同参画局 前掲書(注5) P.7
- 7 厚生労働省(2005)市町村児童家庭相談援助指針について 厚生労働省 2005年2月14日

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/DV-soudanjo->

sisin-honbun.html (2007年10月1日)

これは2003年7月16日に成立した「児童福祉法」の改正法である「児童福祉法の一部を改正する法律」において、「児童家庭相談に応じることが市町村の業務として法律上明確化され、住民に身近な市町村において、子どもに関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することとなった。」ことにより、「地域の実情に応じて適正に児童家庭相談援助活動が実施されるよう、管内の市区町村並びに関係機関及び関係団体等に周知を図るために発せられたものである。

- 8 内閣府男女共同参画局(2004)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針

これは通称基本方針と呼ばれ、全国あまねく適切に施策が実施されるようにする観点から、法や制度の概要に触れつつ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策に関する基本的な方針を示したものであり、基本計画の指針となるべきものである(DV防止法第2条の2)

- 9 内閣府男女共同参画局 前掲書(注5) P.17
- 10 内閣府男女共同参画局 前掲書(注5) P.8-11
- 11 佐賀県(2006)佐賀県DV被害者支援基本計画

佐賀県は2004年4月にDVの根絶を目指し、DV被害者支援に関わる機関や民間団体、弁護士等が連携を強化し、被害者支援をより円滑に行うことを目的に、「佐賀県DV総合対策センター」とセンターの構成機関・団体からなる「佐賀県DV総合対策会議」を創設した。この「対策会議」は、県における被害者支援策の検討・決定を行うとともに、各機関、団体が実施する事業を総合的に調整する役割を担っている。そして、その事業の一つとして「佐賀県DV被害者支援基本計画」は被害者等の意見を聞きながら2006年3月に作成された。

- 12 佐賀県 前掲書(注11) P.16-17

- 13 佐賀県 前掲書(注11) P.27-28
- 14 戒能民江(2006)DV防止とこれからの被害者当事者支援 ミネルヴァ書房 P.115
- 15 厚生労働省(2006)市町村域での要保護児童対策地域協議会及び児童虐待防止を目的とするネットワークの設置状況調査の結果について 厚生労働省 2006年 <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/10/h1031-5.html> (2007年10月1日)
- 16 Browne, K. D., & Hamilton, C.E. (1999) Police recognition of the links between spouse abuse and child abuse. *Child Maltreatment*, 4(2) P.136-147
- 17 Edleson, J. L. (1999) The overlap between child maltreatment and woman battering. *Violence Against Women*, 5(2) P.134-154
- 18 Karel Kurst-Swanger, & Jacqueline L. Petcosky, (2003) *Violence in the Home : Multidisciplinary Perspectives*. Oxford University Press, p29
- 19 土屋恵司(2004)「アメリカ合衆国における児童虐待の防止及び対処措置に関する法律」外国の立法219号10頁
- 20 National Clearinghouse on Child Abuse and Neglect Information. (2000) *In harm's way : domestic violence and child maltreatment*. Washington, DC
- 21 Karel Kurst-Swanger, & Jacqueline L. Petcosky. supra note 18, p252
- 22 National Council of Juvenile and Family Court Judges. (1998) *Family violence : Emerging programs for battered mothers and their children*.
- 23 National Council of Juvenile and Family Court Judges. (1999) *Effective intervention in domestic violence & child maltreatment cases : Guidelines for policy and practice*.
- 24 National Council of Juvenile and Family Court Judges. supra note 23
- 25 6つのコミュニティはそれぞれ人口や文化、地理的条件によって様々な特徴を持っている。人口に関して単一の人種からなっているコミュニティや人種も文化も様々なコミュニティまで幅広い。また、暴力の同時存在に対する政策の経験値も様々である。
- 26 The Greenbook National Evaluation Team. (2004) *The Greenbook Demonstration Initiative Process Evaluation Report : Phase 1 (January 2001-June 2002)*
- 27 The Greenbook National Evaluation Team. (2004) *The Greenbook Demonstration Initiative Interim Evaluation Report*.

茨城県における新卒者の採用就職の現状と課題

後 藤 泰 男¹⁾

2007年12月14日受付, 2008年3月19日受理

Abstract : *A study of the labor market for new graduates in Ibaraki prefecture* The purpose of this paper is to survey the labor market of Ibaraki prefecture from the viewpoint of employers and employees, and to show the problems that new school graduates face when they start their job search. Two important facts are shed light on in this study. First, although small and medium-sized enterprises occupy a large part of the industrial structure in Ibaraki prefecture, branch firms of large enterprises are superior to them in recruiting new school graduates. This is because the large enterprises offer higher wages and have a closer connection to local high schools and colleges than the small and medium-sized enterprises. Second, new school graduates in Ibaraki don't have enough information about local companies. They want to use the Internet to obtain companies' management information and employment information, but most of the companies do not use the Internet as a main tool of communication yet. The students only can get some limited information such as job-opening information in a placement office of their high school or college. In conclusion, managers of small-medium enterprises have to put far more effort into accessing students and try to fill the information gap between them. Specifically, it is important for them to use the Internet aggressively to deliver their information and to use internship programs willingly.

Key words : labor market of Ibaraki prefecture, new school graduates, large enterprises and small and medium-sized enterprises, Internet, Asymmetry of information

1 はじめに

1991年のバブル経済崩壊以降、2000年代初期まで続いた新規学校卒業生（以下、新卒者）の採用抑制期間（いわゆる「就職氷河期」）を経て、現在は全国的に新卒者に対する需要が旺盛となり特に中小企業では求人難となっている。近年の新卒者の就職動向についてマクロ的な視点で捉えた研究は多く見られるが（玄田，2006；原，2005；小杉，2004；尾形，2006）特定の地域を対象としてその地域固有の課題について論じられた研究は少ない。本稿では、茨城県における新卒者の需要状況と供給状況の特徴を明らかにしたうえで、新卒者

が学校から職業へ移行するときの募集方法と求職者の情報収集の課題について分析する。

2 新卒者の需要上昇の要因

近年の新卒者の需要上昇の要因は次の3点にまとめることができる。1点目は景気回復による事業活動の活発化に伴う労働力不足、2点目として団塊世代の大量退職への対応、3点目としてバブル経済崩壊以降の採用抑制に起因する従業員の歪んだ年齢構成の是正である。

1点目は大手製造業の好調が他の産業を牽引する形で景気回復に関わる問題である。1990年代前半から2000年代初期まで多くの企業で新卒者採

1) Yasuo Goto : 常磐大学大学院人間科学研究科修士課程修了

用を抑制した結果、景気回復による業務拡大に対して労働力不足によって対応できない状況がみられる。現在、長らく新卒者採用を抑制してきた企業も景気の回復によってようやく新卒者の採用活動を再開できる経営環境が整ったといえる。

2点目は一般企業では60歳定年制を採用しているが、これによると1947年～49年生まれのいわゆる団塊世代が2007年以降順次定年を迎え、数百万人規模で退職し始めることが予想されていて、新規求人が増加することが見込まれていることである。政府は2006年「改正高年齢者雇用安定法」を制定して希望者には全員が65歳まで働き続けることができるように、定年の引き上げ、定年制の廃止、雇用契約の結び直しなどの「継続雇用制度」を導入し、2013年4月1日までに～の何れかの雇用制度を段階的に実施することを義務づけた。これによって2007年以降の大量退職の流れは若干緩和されることとなったが、数年後には団塊世代の大量退職は必ずおとずれるので新卒者への需要は確実に高まることが予測される。

3点目は1990年代前半から2000年代初期まで続いた企業の採用活動の凍結・抑制が企業の人員構成に歪みをもたらし、30代の中堅層が相対的に少ない人員構成となっている企業が多く出現していて、現在の労働力の量的不足に対処するばかりでなく、将来企業を支える従業員の育成のためにも新卒者の採用を行う必要性が高まっていることである。

全国的な新卒者労働市場の動向についてみると、高校新卒者の求人倍率は1995年3月末に2倍を切り1.93倍となり、その後、漸次求人数が減少して2003年には求人倍率が1.21倍と過去最低となった。その後、求人数が回復して、2007年に1995年並の水準の1.81倍となった（厚生労働省，2007）。

大学新卒者については、1995年3月卒の求人倍率1.20倍を境として「就職氷河期」に突入し、2000年3月卒においては、求人倍率が0.99倍となり、求人数が求職者数を下回るほど新卒者労働市場は

落ち込みをみせた。2002年2月から始まる景気回復基調によって、求人倍率は2006年3月卒において1.60倍まで回復し、「就職氷河期」は終息した（リクルートワークス研究所，2007b）。

以上の全国的な新卒者採用就職の現状をふまえ、茨城県における、新卒者労働需要の特徴、新卒者労働供給の特徴、そして、新卒者が学校から職業へ移行するときの募集方法と求職者の情報収集の問題点について分析する。

3 新卒者需要の特徴と能力

3.1 県内の就業構造

はじめに新卒者労働市場の基盤となる県内の就業構造の特徴について述べる。県内の事業所数は123,187事業所、従業者数は1,127,776人である。産業別にみると、最も事業所数の多い業種は卸売・小売業で28.2%、次いでサービス業（他に分類されないもの）で18.7%である。3位は建設業で14.1%、4位は飲食店・宿泊業で12.8%、5位は製造業で10.4%となっている。ちなみに第2位の「他に分類されないサービス業」の内訳は、42.1%が洗濯・理容・美容・浴場業であり、次いで専門サービス業が32.9%（その中でも土木建築サービス業の割合が高く11.6%）、自動車整備業が23.2%という事業所構成となっている（総務省統計局，2004）。

県内の従業者数を産業別にみると、最も多くの従業者が従事している産業は製造業で25.6%である。次いで卸売・小売業で21.7%、3位はサービス業（他に分類されないもの）で14.4%、4位は建設業で9.2%、5位は飲食店・宿泊業で8.0%となっている。さらに、卸売・小売業と製造業について従業員規模別にみると、卸売・小売業、製造業ともに中小零細規模の事業所が多い。卸売・小売業では従業員規模1～4人の事業所が最も多く61.5%であり、製造業も同様に従業員規模1～4人の事業所が最も多く42.9%である。しかし、卸売・小売業と製造業の300人以上規模の事業所を比較すると、製造業では1.03%であるが、卸売・小

売業では0.03%に過ぎない。規模別従業者数では、卸売・小売業では10人～19人規模の中小企業に20.8%が従事しているが、製造業では300人以上の大規模事業所に29.7%が従事している（総務省統計局，2004）。このことから県内の就業構造の特徴は、中小零細規模の卸売・小売業と比較的規模の大きな製造業が存在していることにある。

また従業者を職業別にみると、最も多い職業は生産工程・労務作業で32.4%である。次いで事務従事者で18.3%という構成である。さらに男女別でみると男性が最も多く従事している職業は生産工程・労務作業職で38.8%、女性が最も多く従事している職業は事務職で27.9%である（総務省統計局，2004）。県内の職業別従業者は、生産工程・労務作業に約3割の者が従事しており、さらに男性では約4割の者が生産工程・労務作業に従事し、女性は事務に従事しているという特徴がある。こうしたことから大学卒を除く一般労働市場では卸売・小売業と製造業が需要の中心であり、職種別では生産工程・労務職には男性が、事務職には女性が多く求められているのである。この特徴は新卒者の就職行動にも反映している。

茨城県における高校新卒者労働市場についてみると、バブル経済崩壊直後の1992年3月卒の求人数は41,625人、求職者数は12,795人（求人倍率3.25倍）であったが、翌年以降急速に求人数が減少し、1993年に33,022人、1994年に21,690人とわずか2年余りで求人数が半減した。1999年には求人数が1万人を割り込み求人数7,920人となった。2003年に下げ止まったときの求人数は4,850人まで低下した。低下し続けていた求人数は2004年から増加に転じて同年の求人数は5,971人となり、2007年には8,426人となった。一方、求職者数は求人数と同様に1992年から減少を続け1994年には9,391人と1万人を割り込み、求人倍率は2.33倍となった。そして2003年には4,768人と5千人を切るほどに減少したが、2007年には5,077人とやや回復した。求人数の増加に対して求職者数が伸び悩みをみせたため、求人倍率は2003年の1.02倍

から2007年の1.66倍と跳ね上がった（茨城労働局，2007）。

次に、県内企業の新卒者に対する需要の内容について述べる。（社）茨城県経営者協会（以下、茨城経協）が2007年に新卒者採用の状況について調査した結果では、同年4月入社の新卒者の採用にあたって「数」（新卒者の採用数）、「質」（新卒者の能力や資質）ともに不足している企業は26.8%であった。新卒者の「質」の確保が不足している企業は16.9%、新卒者の「数」の確保が不足している企業は11.3%と、回答企業の半数以上（55%）が新卒者の「数」「質」の両面から不足と感じている。「数」「質」ともに不足しているという回答を従業員規模別にみると、1,000人以上規模の企業が31.4%、次いで100人未満規模が31.0%という結果であった。また新卒者の「質」の確保という側面では100人未満規模で26.2%と最も不足感が強いことが分かった（（社）茨城県経営者協会，2007）。

県内の高校新卒者採用の特徴として、大手“出先”事業所の採用行動に影響される地元中小企業の新卒者採用動向をあげることができる。

茨城経協の調査によれば、高校新卒者（現業系）を最も必要としているのは1,000人以上規模の企業である。高校新卒者を「不足」と回答した割合は45.5%であった。詳しくみると、高校新卒者を必要としている1,000人以上規模の企業は、全て本社が県外に所在しているいわゆる“出先事業所”である（（社）茨城県経営者協会，2007）。大都市圏に本社を置き、地方に事業展開しているこれらの大手“出先事業所”の特徴として、主に高校生・短大生・専門学校生を対象に募集を行うこと、毎年企業が指定した指定校から少人数であっても定期的に新卒者の採用を行っていること、地元の中小企業と比較して賃金水準が高いことがあげられる。

大手“出先事業所”が新卒者の募集・採用を行う対象は、主に高校・短大・専門学校の卒業予定者である。多くの大手企業は、大学新卒者につい

ては、本社（主に大都市圏）が一括して募集・採用を行い、出先事業所は、主に大卒者以外（高校生や短大・専門学校生）の採用活動を行うという分担がその理由である。大学新卒者を募集・採用するにあたって、本社は近年急速に普及しているインターネットの求人支援サイトを用いて全国労働市場で募集活動を進め、出先事業所は所在する近隣地域（地方労働市場）の学校の高校生・短大生・専門学校生に対して求人を行い採用するというように、本社と出先事業所は学歴別の採用方法をとっている。

バブル経済崩壊以降、後ろ向きなリストラクチャリングを断行せざるを得なかった期間は例外として、製造業では主に企業が指定した工業高校から推薦された学生を継続的に採用する大手企業が多くみられる。企業が指定した高校から定期的、継続的に採用行動を行っている場合、企業と高校の間には必然的に信頼関係（学校としては次年度も求人がほぼ確実にあり、学校側が推薦した生徒が採用されるだろうという期待）が醸成され、企業と学校が安定した関係を築いている。学校との関係を強くする要因は、企業が指定した学校から継続的に学生を採用し続けることができることにありと指摘できる。

また、賃金については、茨城経協が定期的に調査を行っている初任給調査および賃金水準調査でみると、大手“出先事業所”と地元企業との賃金水準の差が明らかであり、新卒者の採用において大手企業は中小企業に比して優位に立っている。

以上の大手“出先事業所”による新卒者の募集・採用方法の実践は、地方の地元中小企業の新卒者採用に多大な影響を及ぼしている。後述するように中小企業と大手企業とが求める人材の資質が同じであることから、中小企業は大手企業と人材の獲得競争を行なわざるを得ない。同じ新卒者供給市場で獲得競争を行う場合、大手企業は学校との安定した採用就職の関係性を維持し、中小企業に比して賃金水準の高さによって比較的優位の立場にあり地元の中小企業は不利な条件におかれてい

る。

地元の中小企業にとっては、縮小する高校新卒者供給市場の中でさらに厳しい人材獲得競争を強いられるということが県内の高校新卒者需要の特徴であるといえる。

3.2 高校新卒者への需要の特徴

県内企業の高校新卒者に対する求人の特徴は、求人の多くが製造業の生産工程・労務（現業系）ということである。2007年における県内の産業別求人数（総求人数8,426人）をみると、その5割（50.4%）が製造業の求人である。職種別求人では生産工程・労務職への求人が60.3%、就職者は61.2%と全就職者の半数以上を占めている（厚生労働省,2007）。県内の高校生への求人は現業系の業種・職種が大きな割合を占めている。

高校新卒者を採用する企業の理由としては2つに類型できる（労働政策研究・研修機構,2005）。一つは高校生で十分にこなせる単純な職種であること、もう一つはより若いうちから後継者を育成する必要がある職種だからということである。ところが前者の企業では、高校新卒採用から労働法改正によって可能となった派遣社員等にシフトさせた例が多くみられ、実際、製造業においては多数の派遣労働者が従事している。このことは、高校新卒者の採用が難しくなればなるほど外部労働市場に頼らざるをえなくなることを示している。今後は派遣労働者等が高校新卒者の代替労働力としてウェイトを大きくしていくことが予想される。

他方、より若いうちから後継者を育成する必要がある職務を担うことを主眼において高校新卒者を採用している企業にとっては、近年の高校新卒者の需要の高まりや大学進学率の上昇が人材確保を難しくさせている。特に、中小企業においてはOJTを通じた技能の伝承の担い手としての高校新卒者に対する需要が高い。

3.3 企業が求める人物像

県内企業がどのような人物を必要としているのかについて茨城経協の調査「企業の求める人材像」によって検討してみよう（(社)茨城県経営者協会，2006a）。

同調査は県内企業の経営者・経営幹部層に対して自社が若い人に求める資質として17項目（責任感、行動力・実行力、向上心・探究心、コミュニケーション能力、積極性・外向性、問題発見力・解決力、専門知識、誠実さ、柔軟性・環境適応力、ビジネス・マナー、情報収集力、基礎学力、ストレス耐性、プレゼンテーション能力、外国語能力、資格取得、パソコンスキル）の中で重視する項目と、重視しない項目をヒアリング調査し、どのような人物を欲しているかを明らかにしている。重視する項目を3つ、重視しない項目を3つ選ばせてそれぞれ5点、1点の評点を与え、それ以外の項目は3点とスコアリングし集計して平均値を出している。

調査結果では、県内の企業が求める人の資質を学歴別にみると次のとおりであった。まず、大学卒「技術系」では「向上心・探究心」のある人物を最も求めていることが分かった。しかし、大学卒「事務系」、短大・専門学校卒「技術系」、短大・専門学校卒「事務系」、高校卒「現業系」についてはいずれも重視しているのは、「責任感」のある人（全学歴平均4.4点）であった。新卒者に求められる資質として、ほぼ全ての学歴、職種において責任感をもって仕事を遂行できる人が求められているのである。一方、重視しない項目としては「資格」を有している人（全学歴平均1.7点）、「外国語能力」が高い人（全学歴平均1.6点）であった（(社)茨城県経営者協会，2006a）。

次に、県内の企業が求める人の資質を従業員規模別にみると、中小企業では「向上心・探究心」が高い人（4.1点）が第1位で、第2位は「専門知識」が豊富な人（3.9点）であった。このことは中小企業が自社の次なる成長を担う新たな技術開発を遂行できる人物を重要視していることを示して

いる。これに対して大手企業は「コミュニケーション能力」が高い人（5点）を求めている。大手企業では組織の中で多数の上司・同僚とともに業務に従事でき、また研究開発を推進できるようコミュニケーション能力の高い人を重視しているのである。企業が求める資質を学歴別・職種別・従業員規模別に整理すると次のようになる。大学卒「事務系」の新卒者については、中小企業では「行動力・実行力」のある人（4.4点）、「責任感」のある人（4.4点）が求められている。大手企業では「コミュニケーション能力」が高い人（5点）、「責任感」のある人（5点）が求められている（(社)茨城県経営者協会，2006a）。つまり、大学卒「事務系」において重視されているのは、中小企業では積極的に行動する力とそれを実現する能力であった。これに対して、大手企業では上司・同僚とのコミュニケーション能力の高さであり、大学卒「技術系」では「向上心・探究心」のある人なのであった。

高校卒「現業系」については中小企業、大手企業ともに最も重視するのは「責任感」である（中小企業4.3点、大手企業5点）。次に重視するのは、中小企業では「向上心・探究心」（3.9点）であるのに対して、大手企業では「コミュニケーション能力」（4.3点）、「行動力・実行力」（4.3点）であった（(社)茨城県経営者協会，2006a）。

要するに、県内企業が最も求める高校・大学・短大新卒者の人物像は、「責任感」のある人、「コミュニケーションの能力」の高い人であることが分かった。とくに大学卒「技術系」については、中小企業では向上心や探究心をもって自立的に職務を遂行できるスペシャリスト、大手企業では「向上心・探究心」を持つとともに、上司・同僚とのコミュニケーション能力を備えた組織型の人を望む傾向がある。

4 新卒者の供給状況の特徴

4.1 高校新卒者の供給状況の量的変化

高校新卒者供給市場に大きな変化を与えたの

は、少子化の進行と進学率の上昇である。

まず、少子化の進行にともない高校卒業者全体が減少して就職希望者を減少させている。県内の15歳～24歳人口の推移をみると、2000年では375,730人であったが、2005年では327,620人と5年間で48,110人減少している（総務省統計局，2005）。

さらに、進学率の上昇により、減少した高校新卒者のうち就職を希望する者も減少し、大学進学者数が急増した。大学進学率は全国的にバブル経済崩壊以後に急速に高まり1995年には37.5%、2007年には49.3%と高校卒業後にほぼ半数が大学へ進学する状況となった。高校卒業後に就職する者の割合は1995年に25%、2006年には18%に低下した。茨城県においても2007年の大学進学率は49.3%、就職率は21%となっている。就職率は全国の平均就職率18%よりは3ポイント高いものの、高校卒業後に就職する者が低い就職率であることは全国と同様の傾向である（文部科学省，2007）。この結果、従来は高校新卒者を採用していた企業が大学新卒者の採用へとシフトする（せざるをえない）ケースがみられるようになった。

県内の高校新卒者の就職率と進学率の推移を辿ってみると、バブル経済が崩壊した翌年の1992年3月における就職率対進学率は37.0%：26.6%であったが、5年後の1997年には25.2%：37.7%、さらに「失われた10年」といわれた11年後の2003年には17.9%：42.6%となっており、両者の間にはトレード・オフの関係がある（茨城県教育庁，2007）。この進学率の上昇の背景については高等教育の大衆化説（荻谷，1995）や人的資本説（Becker，1964 佐野陽子訳 1976）が説明しているが、いずれにしても進学率は今後とも上昇するであろう。

一方、現在、公立・私立高校の1学年あたり（定時制・通信制を含む）の在籍者は約3万人超であるが、少子化の影響で10年後は3万人を切ることが予想されている（茨城県教育委員会，2007）。生徒数の減少と進学率の上昇によって新卒者の就

職希望者は今後さらに減少することがあっても増加することは予想されないで、労働力としての高校新卒者は供給の限界に達すると思われる。これらのことは企業が自社の求める人材を質・量の面でいかに確保するかがこれまで以上に大きな課題となっていることを表している。

また、高卒者がこれまでどのような産業に就職しているかを県内外別、産業別にみると、2007年3月卒業では就職者数は5,982人であるが、県外就職者は11.4%に過ぎず、県内企業に就職したいという就職希望者のニーズは満たされている。産業別には製造業に54.3%、卸売・小売業に8.7%で、ほかの産業は微々たる数値である。特に製造業には男子の76.2%、女子の44.3%が就職していて、製造業と卸売・小売業、サービス業に偏っている（文部科学省，2007）。これは金融・保険業や情報・通信産業などのポスト工業化の産業が脆弱であるという茨城県の産業構造の特徴を反映している。生徒の職業選択の幅が限られているのである。

4.2 大学新卒者の供給状況とミスマッチ

県内の大学在学者数から大学新卒者の供給状況を明らかにしよう。まず、県内の大学院生を含めた大学在学者はその6割強を国立大学2校で占めている。さらに、県内の大学進学者の8割以上が県外に進学しており、逆に、県外から県内大学に進学した数は県内の県外進学者数の3分の1程度である。つまり、この年齢層では県外に流出する割合が高い。

実際、茨城県には2007年現在37,939人の大学生・大学院生があり、そのうち6割強の24,982人（66%）が筑波大学（約16,000人）と茨城大学（約8,500人）の学生である。私立大学生は5校で12,197人（32%）である（文部科学省，2007）。2つの国立大学の学生の特徴は、関東を中心とする県外出身者が多く、特に筑波大学は2008年3月卒業予定者2,415人のうち県出身者は約1割と少ない。県内の大学新卒者の6割を占める国立大学生

は、県外からの進学してきた学生が多く占めているという特徴がある。県外出身者は大都市圏に就職する、出身の都道府県に就職する、茨城県に留まり県内企業に就職するという選択肢が考えられるが、茨城県内に留まり県内企業に就職する学生数は多数とはいえない。

また、2007年に大学進学した県内の高校生15,308人の8割以上が県外大学に進学しているが、最も多く進学した都道府県は東京都の4,983人(32%)であり、次いで千葉県の2,207人(14%)、埼玉県の1,650人(11%)となっている(文部科学省, 2007)。

逆に、2007年に県内の大学に県外から進学してきた学生は4,301人である。県外からの進学者を出身地別にみると、最も多い出身県は千葉県の653人(9%)、次いで東京都の434人(6%)、埼玉県の294人(4%)である(文部科学省, 2007)。この結果、県外に進学した県内高校生は12,240人で流入してきた学生数の約3倍となっている。これによって県内の18歳~22歳人口は一旦減少するのである。

以上の大学新卒者の状況から、県内の大学に在籍している県外出身者に対して、県内の企業の良さや地域の魅力を発信して県内就職(Iターン)を促進させ、人材の定着に努めること、そして茨城県から県外大学に進学した者に対しては県内企業に就職をするようJターンやUターンを促して人材を呼び戻すことが必要である。

次に大学生が就職にあたって志望する業種についてみよう。リクルートワークス研究所が2008年3月卒の全国の大学生を対象に行った調査によると、大学生の求人倍率が高い業種と低い業種とははっきりと分かれている。求人倍率が低い業種は金融業(0.39倍)とサービス・情報業(0.72倍)であり、求人倍率が高い業種は製造業(2.64倍)と流通業(7.31倍)である(リクルートワークス研究所, 2007a)。求人倍率でみると金融業は求職者にとって“狭き門”であり、企業としては他の業種に比べて有利に学生を選考することができ

る。大学新卒者の求人数では製造業が最も多く、求職者数ではサービス・情報業が最も多い状況であり、新卒者を多く採用したい業種と大学生が就職を希望する業種との間にミスマッチがみられる。

県内企業で最も新卒者を求めている業種は製造業と卸・小売業であるが、大学生が望む業種は金融・保険業、サービス・情報業であって、全国的な傾向と同様に茨城県内においても需給のミスマッチが存在すると考えられ、県内における人材不足の一要因となっている。これは県内の産業構造の特徴に起因する問題であり、今後サービス・通信業等の成長産業を振興して県内就職者を増加する産業政策が必要である。

4.3 就職先としての企業への関心事

県内の高校生と大学生が就職に際してどのようなことを企業に求めているだろうか、茨城経協「電源地域における雇用促進対策調査」²によって述べる((社)茨城県経営者協会, 2006b)。同調査では製造業が多く集積している日立市、ひたちなか市、東海村に所在する高校、高等専門学校、大学の生徒・学生が就職先として県内の企業に対してどのような印象を抱いているのかを明らかにしている。

はじめに県内企業に就職する意思の有無について「就職を考えている」との回答は、大学・高専(以下、大学等)で50%、高校では59%である。半数以上の高校生と大学生は将来の就職先として県内企業を希望していることが分かる。これらの学生・生徒が就職に際し重視しているのは、大学生等では「業況・業績」が最も多く34%、次いで「経営者の経営方針や理念」が33%である。高校生については「経営者の経営方針や理念」が最も多く29%、次いで「業況・業績」が28%である((社)茨城県経営者協会, 2006b)。大学生等と高校生はともに「業況・業績」と「経営者の経営方針や理念」を重視している。

しかし「業況・業績」に関しては多くの企業でマクロ的な景気変動に左右されてしまうこともあ

り、特に中小企業では常に学生の期待に応えうる良好な業況・業績であり続けることは難しい。一方「経営者の経営方針や理念」については企業の大小を問わず、明確なビジョンを学生に対して示すことは、新卒者を獲得するうえで重要な要素であるといえる。大手企業のように経営者から一般社員までの間に多数の階層がある組織形態においては、経営者の経営方針や経営理念を周知するのは難しいが、中小企業においては社長自らが新入社員に経営ビジョンを直接語りかけることができる。これは中小企業ならではの大きな強みであり、中小企業は採用に際して就職希望者の期待に充分応えられるといえるはずである。学生の期待に応え、優秀な人材を確保するために、中小企業経営者のビジョン形成能力と実行力が問われている。

5 学校から職業への移行

5.1 募集・採用活動の現状と課題

県内企業が自社の求める人材をどのように募集・採用しているかについて、前項と同様に茨城経協の調査によって述べる((社)茨城県経営者協会, 2006b)。

企業が調査時点において新卒者の採用計画の有無について尋ねたところ、「計画がある」と答えた企業は75%と7割を超える企業で新卒者を採用する予定があり、採用需要の高まりが明らかになった。採用予定人員については、1～5名程度の少人数の新卒者を採用予定の企業が多くみられた。採用活動における募集方法では、最も多いのは学校等への「求人票」の提出で80%、次いで「就職説明会」46%であった。募集方法に「インターネットの利用」をあげた企業は28%であった((社)茨城県経営者協会, 2006b)。同調査においては伝統的な「求人票」の提出が募集方法として最も活用されていることが明らかとされた。

また、茨城経協は企業が生徒・学生にどのようなポイントをアピールしているかについて調査を行っている((社)茨城県経営者協会, 2007)。生徒・

学生に対するアピール・ポイントで最も回答が多かった項目は「経営理念・将来のビジョン」が75.2%で、次いで「業況・業績」が50.3%であった。さらに「経営理念・将来のビジョン」をアピールしている企業を従業員規模別でみると、100人未満企業で最も多く84.6%の企業でアピール・ポイントとしていることが分かった。一方、自社の募集活動において不足していると認識している項目については「自社の知名度」が最も多く52.7%、従業員規模別でみると100人未満規模では顕著に自社の知名度に不足を感じていることが分かった(68.1%)((社)茨城県経営者協会, 2007)。自社の求める人材を採用するためにはより多くの生徒・学生に自社を知ってもらって求める人が応募してくる企業でなければならず、そのためには自社の知名度を高めることが募集活動において最も重要な課題と捉えられている。

「自社の知名度」の次に不足していると考えられている項目は「学生とのコンタクト」であった(34.0%)((社)茨城県経営者協会, 2007)。自社の知名度の不足感と学生へのコンタクト不足は相互に関連する項目であると思われるが、学生と企業とのコンタクト不足が自社の知名度が低いと捉える一要因となっていると考えられるので、今後はインターンシップなどを積極的に導入して企業に対する理解を深めていくことが期待される。

同調査では募集方法として「自社をPRするWEB媒体(ホームページ等)の利用」をあげた企業は15.3%にとどまった((社)茨城県経営者協会, 2007)。このことは学校やハローワークへ求人票を提出するだけで、募集活動においてインターネットを用いて自社をPRすることが相対的に少ない傾向にあることを示している。

高校新卒者を採用するためには、これまでの研究³で明らかとされてきた通り学校経由の採用活動を円滑に進める必要がある。すなわち、学校の進路指導担当者との接触によって自社に生徒を推薦してもらえかが新卒者を獲得するためのポイントである。高校生の就職活動には学校の進路指

導担当者が大きく影響を及ぼすことを考慮して採用戦略をたてなければならない。

一方、大学生を採用する場合には学校経由の採用経路は一般的ではない。確かに自社のホームページに採用情報を掲載し、大学生に対して採用計画があることを広報することは重要である。しかし、戦略上考えなければならないのは、大学生が「希望する企業のホームページ」をどのように検索しているかという点である。大学生の多くは個々の企業のホームページを一つ一つ検索するのではなく、大手就職支援サイトと契約した“限定された”企業の採用情報から自分に適合する企業情報を検索している。2007年に就職した全国の大学生のうち約6割が何らかの形で大手就職支援サイトを利用している。

このことは大学生を採用する企業に重要課題をつきつけている。個別企業が採用情報を自社のホームページに掲載していても、多くの学生が大手就職支援サイトに掲載されている企業情報を頼りに就職活動を進めている学生が多数いるならば、同サイトに掲載されていない企業情報は（就職支援サイトのみを情報源にしている）学生にとって情報が「ない」と等しいのである。

5.2 情報のミスマッチと行政の役割

そこで、県内の高校生・大学生等がどのように企業情報を収集し、就職活動を進めているかを茨城経協の調査からみよう。大学生等の情報源は「希望する会社のホームページ」が最も多く65%、高校生については学校にある「求人票」が圧倒的に多く70%であった（（社）茨城県経営者協会，2006b）。大学生等は学校経由の就職活動ばかりでなく、個人が求める企業情報を独自に収集する就職活動を進めることが一般的となっている。高校生については企業と学校との間で募集・採用活動に関する取り決めが制度化されているため、従来通りの学校経由の就職活動が現在でも一般的な就職経路である。高校生と大学生等の就職経路の違いは、高校生が就職するケースと大学生等が就職

するケースでは異なる就職戦略を必要とすることを示唆している。

ところで同調査によると、県内の生徒・学生が就職に際して活用している企業情報の充足度については、「不十分」と感じている者が高校生では79%、大学生等は82%であった。（（社）茨城県経営者協会，2006b）。県内の生徒・学生は地元企業への就職を高い割合で希望しているが、その希望を充たすほどの情報が彼らのもとへ届いていない。企業情報が豊富にあるにもかかわらず、企業からの情報提供が不十分であることが、学生の県内企業への応募を躊躇する要因の一つとなっている。このことは企業と学生等との間に情報の非対称性（asymmetry of information）が存在することを示唆している。就職経路の違いに応じて新卒者の多くが望んでいる「経営方針・経営理念」はホームページを通じて、高校生の場合には学校（進路指導担当者）を通じて伝えられることが必要である。

以上の特徴をふまえて、県内企業の採用活動と大学生の就職活動との適合性について検討しよう。県内企業では募集活動に際して求人票が最も多く用いられているが、大学生は就職情報の収集活動に企業のホームページを最も多く利用している。このことは県内企業の募集方法と大学生の情報収集の方法にミスマッチがあることを示唆している。さらに、県内の高校生の8割が県外大学へ進学している状況では、企業が求人票を提出する県内大学の学生のみがその対象となり、県外の大学へ進学した学生は大学に求人票が届かないために県内の企業情報を入手できない可能性が高い。県内企業が県出身者を採用するためには、県外の大学に向けて求人意思と自社の魅力を伝える必要性がある。

そこで、インターネットの活用が考えられるが、現在、インターネットを活用して全国の大学生に向けて求人情報を発信している主要な求人支援サイトは2～3社であるといわれている。大学生向けの求人支援サイトはいずれも民間企業が運

営している。採算性と利益獲得が求人支援サイトの運営会社に課せられるのは当然である。実際、大学生が最も利用する就職支援サイトでは、1社が求人情報を掲載するために支払うコストは数百万円以上である。求人支援サイトの利用は全国の大学生に対して公募を行えるというメリットがある一方で、これまで求人票で募集・採用活動を進めてきた企業にとっては新規に大きな採用コストを負担することになる。日本経済団体連合会の新卒者採用に関する調査によれば、金銭面での採用コストの変化について55.5%の企業が「増加している」と指摘している（日本経済団体連合会，2007）。

県内の多くの中小企業は年間に1～5名程度の少人数採用を行っているが、そのために数百万円の掲載費用を支払って全国的な就職支援サイトを活用することは大きなコスト負担となる。多くの大学生は個別企業の情報を1社1社検索するのではなく、就職支援サイトを利用していること、また県内の大学進学者の8割が県外の大学に進学している現状では、県内出身者に情報が届かないために中小企業が大学新卒者を採用するには一段とハードルが高くなっている。

以上のことから中小企業が変動する新卒者労働市場の中で、採用コストを増加させずに新卒者を獲得するためには特別の支援施策が望まれる。具体的には県内の大学生および県外に進学した県出身者をターゲットとした就職支援サイトを、行政施策として展開することが考えられる。

6 新卒者採用をめぐる残された課題

本稿では県内の新卒者の需要状況について 就業構造の特徴、 大手“出先事業所”の採用活動の特徴、 高校新卒者の求人の特徴、 企業が求める人材の特徴から明らかにした。要約すれば、

産業構造の特徴は、製造業に従事する者が25.6%と全従業者の4分の1を占め、職業別では生産工程・労務作業に従事する者が32.4%を占めていること。 大手“出先事業所”の採用活動

の特徴は高校新卒者の現業系を中心として展開され、この採用活動の動向によって地元中小企業の採用活動が影響を受けること。 高校新卒者の求人の特徴は業種では製造業の求人が5割、職種では生産工程・労務の求人が6割と求人の多数が現業系の求人であること。 企業の求める人材では、学歴、職種を問わず責任感を持って仕事を行える人物を必要としていることなどである。

また、県内の新卒者供給状況について 進学率と就職率の特徴、 県内大学の学生の特徴と県内高校生の大学進学の特徴、 大学新卒者の求人求職のミスマッチの現状を明らかにした。要約すれば、 進学率の高まりから高校卒業者の就職率が約2割であること。 県内の2つの国立大学の学生は県外出身者が多く、県内の大学進学者の8割が県外の大学に進学していること。 新卒者を多数採用したい流通業と製造業には大学生からの求職が少なく、求人数の少ない金融業やサービス・情報業に多数の求職があつて需給のミスマッチがみられることなどである。

最後に新卒者労働市場をめぐる課題について検討しよう。まず、高校新卒者の募集・採用に関する課題は「1人1社制」と「学校推薦」をあげることができる。高校新卒者の「1人1社制」については高校生の職業選択の自由を妨げる慣行として、2002年3月、文部科学省ならびに厚生労働省が「高校卒者の職業生活の移行に関する調査」を公表し、その撤廃・見直しを検討するよう指示した（文部科学省・厚生労働省，2002）。茨城県においては同指示に従い、茨城県高等学校就職問題検討会議において「1人1社制」の見直しを行い、2002年からは応募・推薦開始9月5日以降、選考開始9月16日以降、そして10月1日以降は1人2社まで応募・推薦を可能とした。高校生の職業選択の自由を妨げるという理由から「1人1社制」は見直されたが、「学校推薦」は就職慣行として現在も維持されている。

「学校推薦」の就職慣行は9月の選考開始時点において生徒1人に対して1社を推薦するものであ

る。「学校推薦」による選考採用が先行して、その後10月1日以降は1人2社まで応募・推薦が可能となるが、学校推薦によって推薦された者を選考採用する企業は9月時点でほぼ採用活動を終えることとなる。「学校推薦」が存続することによって生徒が安定した就職活動を行えるという利点はあるが、「学校推薦」の就職慣行が存続する限り生徒にとっては「1人1社制」は撤廃されたものの、職業選択の幅が完全に広がれたとは言い難い。高校生の職業選択の自由（幅）を広げることと企業・学校間の安定した募集・採用の慣行をいかに両立させるかが高校新卒者の学校から職業への移行をめぐる課題である。

次に、新卒者の募集・採用活動の早期化の問題について検討しよう。高校生の募集・採用活動の開始時期については企業側と学校側との協定遵守の規制があるため、早期化問題はあまり論じられていない。しかし大学生に関しては企業の募集・採用活動が活発化する度に論じられており、近年再び問題が表面化している。

大学新卒者採用のため就職支援サイトで次年度入社予定者の採用計画を10月時点で実施する企業が上場企業において6割強、未上場企業においても5割弱に達しているとの調査結果がある。また同調査によると、自社を直接学生にアピールする「オープンセミナー」についても、12月までに開始する企業が5割弱（上場企業58.3%、未上場企業42.6%）となっている（毎日コミュニケーションズ, 2007）。

顕著となった企業の募集・採用活動の早期化に対して、学生を送り出す側の大学等は就職問題懇談会（国公私立大学、短期大学及び高等専門学校で構成）を通じて、企業側（日本経済団体連合会）に「大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職に関する要請」を申し入れ、早期の採用活動開始の是正を要請している（就職問題懇談会, 2007a）。同要請書では、企業の採用活動の早期化は大学教育の機能低下を招き、大きな社会問題であると指摘している。同懇談会が行った調査

によれば「就職活動の早期化及び長期化」によって学事日程に支障をきたしたと回答した大学担当者が約6割に達しており、具体的には「授業への出席状況の悪化」が約9割と学生の授業への出席状況の悪化を指摘している（就職問題懇談会, 2007b）。

企業は新卒者採用をとりまく環境変化によって、他社に先駆けて採用活動を早めざるを得ないが、採用活動の早期化が大学教育に与える影響は少なくない。中村（1993）が指摘している通り、新卒者の需要が高まる度に募集・採用活動の早期化が社会問題化してその是正について議論されてきた。就職協定は1997年に廃止されるまで一定程度企業の募集・採用活動の早期化を是正する役割を果たしてきたが、現在、今一度その必要性について検討を要する時期がきている。

募集・採用活動の早期化は採用選考プロセスを早め、内定（正確には内々定と呼んでいる）時期も早くなる。大学新卒者にとっては内定を得た企業以外にも“安心して”就職活動を継続し、企業選択を行える機会が得られたという見方もできる。学生に伝えられた内定通知は、企業からその取消しを行うことは労働法等の規定によりほぼ不可能であるが、内定を得た学生からは比較的容易に辞退することができる。企業が求める人材は各社共通する資質を求める傾向があり、1社が求める人材は他社の求める人材でもある可能性が高い。仮に1人の学生が複数社から内定を得れば、必然的に内定辞退を受ける企業の数も増加する。したがって複数社からの内定を得た1人の学生が内定辞退することによって、企業は採用予定人員を確保するために再度募集・採用活動を継続せざるを得ない。既卒業者の秋採用を実施する企業が多くなっていることは、採用活動の早期化がその要因の一つをなしていると考えられる。

さらに募集・採用活動の早期化の問題は、大都市圏に立地している企業（多くは大手企業）と地方に立地する中小企業との人材獲得競争の格差という視点で検討される必要がある。新卒者採用の

早期化に起因する募集・採用活動の長期化は、募集活動にコストをかける余裕のない中小企業にとって人材確保を困難にする要因となりうる。新卒者採用の早期化と長期化の問題は人材確保にコストを大量に投入できる大手企業と、投入しがたい中小企業との間の“採用格差”を広げる要因なのである。

新卒者採用の早期化と長期化の課題は、大学教育の弊害となるだけではなく、企業の採用コストも増加させている。人材確保の企業間競争の激化というジレンマに挟まれ、早計に解決策を見出すことはできないが、これは今後の大学新卒者の就職をめぐる残された課題である。

注

- 1 (社)茨城県経営者協会(2006).『企業の求める人材像』では、同協会の経営教育委員会の委員を調査対象とした。委員は企業の経営者、経営幹部で構成されている。産業構成はサービス業が7社、卸小売業が3社、製造業が6社、建設業が1社、食料品が1社、石油・化学が2社、情報通信が2社である。従業員規模は1～199人(中小企業と定義)が12社、200人以上(大企業と定義)が10社である。
- 2 (社)茨城県経営者協会(2006).『電源地域における雇用促進対策調査』では、就職の際に最も重視する基準について、回答が集中する傾向があり、これによって結論が不明確になると予測されたため、最低限の賃金条件、就業条件、福利厚生制度の項目を予め選択肢から除いた条件でアンケート調査を実施している。
- 3 学校経由の採用については、日本労働研究機構(1998)、本田(2005)を参照。

引用文献

Becker, G.S. (1964) *Human Capital*, New York: Columbia University Press. (ベッカー, G.S 佐野陽子(訳)(1976). 人的資本 - 教育を中心とした理論的・経験的分析 東洋経済新報社)

玄田有史(2006). 若年無業の再検討 東京大学社会科学

研究所

原ひろみ(2005). 新規学卒労働市場の現状 - 企業の採用行動から 日本労働研究雑誌, 542, 4-17.

本多由紀(2005). 若者と仕事 - 「学校経由の就職」を超えて 東京大学出版会

(社)茨城県経営者協会(2006a). いまこそ必要な人間的な資質の強化「企業の求める人材像」報告書

(2006b). 電源地域における雇用促進対策調査報告書

(2007). 茨城県下における新卒者採用の現状および新規学卒者初任給調査結果

茨城県教育庁(2007). 平成19年度茨城教育便覧

茨城県教育委員会(2007). 県立高等学校際へ整備の後期実施計画 - 平成19年度～平成22年度

茨城労働局(2007). 平成19年3月高校新卒者の就職内定状況

荻谷毅彦(1995). 大衆教育社会のゆくえ 中公新書

小杉礼子(2004). 若年無業者増加の実態と背景 - 学校から職業生活への移行の隘路としての無業の検討 日本労働研究雑誌, 533, 4-16.

厚生労働省(2005). 高校・中学新卒者の就職内定状況等

(2007). 平成19年度3月新規学卒者(高校・中学)の職業紹介状況

毎日コミュニケーションズ(2007). 2007年度就職戦線総括

文部科学省(2007). 平成19年学校基本調査

文部科学省・厚生労働省(2002). 高校卒者の職業生活の移行に関する研究

中村高康(1993). 就職協定の変遷と規制の論理 - 大卒就職における「公正」の問題 教育社会学研究, 53, 111-130.

(社)日本経済団体連合会(2007). 2006年度・新卒者採用に関するアンケート調査

日本労働研究機構(1998). 新規高卒労働市場と変化と職業への移行の支援 調査研究報告書114

尾形真実哉(2006). 日本企業の新卒者採用行動傾向の検討 日本労務学会誌, 9, 2-15.

リクルートワークス研究所(2007a). 第24回ワークス大卒求人倍率調査

(2007b). 大学卒求人倍率調査時系列推移

労働政策研究・研修機構(2005). 新規学卒採用の現状
と将来 - 高卒採用は回復するか -

就職問題懇談会(2007a). 平成20年度大学・短期大学
及び高等専門学校卒業予定者に係わる就職に関する
要請

(2007b). 平成19年度学生の就職・採用活動に
関する調査結果の概要

総務省統計局(2004). 平成16年事業所・企業統計調査

(2005). 平成17年国勢調査

犯罪被害者の支援と保護に関する評価研究

- 死亡事件遺族のニーズ・満足度調査から -

小 林 麻 衣 子¹⁾ ・ 諸 澤 英 道²⁾

2007年12月11日受付, 2008年1月15日受理

Abstract : *Evaluation study on services and protection for crime victims –Findings from needs and satisfaction survey of surviving family members–* In this country, crime victims and their families were abandoned by the judicial system for a long time under the pretense of protecting crime suspects and the accused. However, the circumstances have been remarkably changing for the past ten years, especially after the enactment of the Fundamental Law for Crime Victims in 2004. Based on the assumption that the services and protection being provided have evolved in direct response to the needs of victims, we conducted the exploratory survey to evaluate the effectiveness and significance of the victim support system. A sample was taken from the surviving families of fatality crime cases. Evaluation list of services and protection was used to measure their experiences, needs and satisfaction for 49 items. Needs and satisfaction level were rated using 4-graded scale. In total, cases of 51 surviving families were analyzed. The results revealed that less than 30% of the respondents actually received listed services or protection on average. The most frequently provided was receiving notification from the police about the apprehension of the suspect (73.8%). Need which were highly scored is “browsing and copying the record of criminal court proceedings” (mean=3.94). For satisfaction rating, we see more service-related items than for experience and needs. Further analysis was also performed to examine correlation between experiences / needs, and needs / satisfaction. Victim services and protection which should be specifically maintained or reinforced are discussed.

Key words : surviving family, victim service, victim protection, needs, satisfaction

1. はじめに

1) 被害者の権利確立に向けて

犯罪被害者の権利確立の歴史は、概して米国では30年、我が国では10年といわれる。加害者の人権保護への関心とは裏腹に、我が国では、犯罪被害者やその遺族は国、司法、そして社会から長い間忘れられた存在であった。1980年に犯罪被害者給付金制度が出来たものの、それ以上の関心や支援は無かったに等しい。被害者問題が政府の主要政策に盛り込まれるようになったのは90年代に

入ってからといわれる(宮澤, 2000, pp. 25-27)。そして流れを同じくして、被害者保護のための法制定、また民間による支援団体の設立、被害者自身による活動が21世紀に入ると急速に進展した。そしてついに平成16年、犯罪被害者等基本法が制定され、被害者の権利と利益が初めて法に明文化された。

基本法に基づき、平成17年12月、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、政府は、「犯罪被害者等基本計画」を策定した。基本計画は、犯罪被害者等の権利利益の保護が図

1) Maiko Kobayashi : 常磐大学大学院被害者学研究科

2) Hidemichi Morosawa : 学校法人常磐大学理事長, 常磐大学大学院教授

られる社会を実現させるため、4つの基本方針、5つの重点課題の下、258の具体的施策を盛り込むとともに、国の行政機関を始めとした関係諸機関が連携・協力し、それぞれの施策について犯罪被害者等の視点に立って取り組んでいくための体制などを規定している（犯罪被害者白書，平成18年度版）。この基本計画の「重点課題に係る具体的施策」の第1の2（3）、第4の1（3）及び第4の3（1）を実施するため、3つの検討委員会（「経済的支援に関する検討会」、「支援のための連携に関する検討会」及び「民間団体への援助に関する検討会」）が開催されており、具体的な支援策について議論が進められているところである。まさに今、多方面からのアプローチによって被害者支援が発展していこうとしている時である。

こうした著しい変化の中で、支援を受ける人々のニーズを把握し、必要としていたものが実際に提供されたのか、そしてその質的な部分で効果があったのかを把握し、さらなるシステム改善に役立つような評価を行っていくことが必要ではないだろうか。本研究では、将来的にアセスメントツールを作成することを目的とし、第1段階として死亡事件の遺族を対象に各支援や保護に対する経験について探索的に評価を行った。

2．先行研究レビュー

1) 被害者としての遺族

犯罪による死亡事件の被害者とは、犯罪によって生命を奪われた直接の被害者だけを指すのではない。その喪失と苦痛を伴う記憶によって一生苦しむ家族もまた被害者である。

たとえば、殺人がいかにして二次的な被害者を生み出すかについて、イリノイ州の刑事司法情報局が行った調査がある（Illinois Criminal Justice Information Authority, 2001, pp.8）。この調査（Chicago Women's Health Risk Study: CWHRS、シカゴ女性の健康危機に関する研究）では、1995年と1996年にシカゴで発生した全87件のパートナー間の殺人（どちらか片方が成人女性であるも

の）について分析を行っている。87件のうち、76件について、被害者の友人、家族、その他近しい関係にあった人、もしくは女性の加害者に対してインタビュー調査を行った結果、殺人事件の加害者がかなりの頻度で、直接のターゲット（被害者）を越えてその周囲の人々に身体的精神的苦痛を与えていることが示唆された。

そういった人々は、英語では一般に“homicide survivors”と呼ばれる。全米被害者支援機構（National Organization for Victim Assistance: NOVA）は、homicide survivorを以下のように定義している。“殺害された人と特別な血族的結びつきがある人々で、そのため近しい誰かの喪失のみならず、突然の死という恐ろしい状況によって被害を受ける人たち”（Wallace, 1998, pp.108）（筆者訳）。また、FBIはhomicide survivorは殺害された人の家族や友人で、“呼吸をすることさえ耐え難い苦しみを伴う最悪の地獄（筆者訳）”を体験する人たちとして定義している（Brown, 2007, pp.227）。すなわち、政府の統計などで表れる死亡事件の被害者数の裏に、事件によって影響を受けたその何倍もの人々が間接的な被害者として存在していることになる。

死亡事件という出来事によって、遺族は非常に多様な部分で影響を受けることになる。まず、心理的な問題がよく言及されるが、不安やうつ、おそれ、いかり、そして再体験、回避、過覚醒といった症状を伴うPTSDなどが含まれる。KilpatrickとAmick-McMullanが行った研究では、殺人の遺族を対象とした国レベルのサンプリングが行われ、遺族が刑事司法手続きにおいて経験したことや、その事件の心理的影響が調査された。結果、おおよそ23.4%の遺族が殺人に関連したPTSDのDSM-IV-R基準を満たしていた（Riggs & Kilpatrick, 1990, pp. 124）。

前出したイリノイ州の刑事司法情報局の別の調査（Illinois Criminal Justice Authority, 2001, pp.10-15）では、クック郡の被害者証人プログラムの評価研究が行われている。この研究で得られ

たデータを利用して、情報局では殺人事件の被害が他の暴力犯罪被害とどのように異なるかについて調べた。結果、多くの遺族が事件から3年近く経っても被害による多大なストレスに苦しめられていることが分かった。また、他の暴力犯罪被害者と比較して、殺人事件の遺族は事件から調査までの間に殆ど回復が見られておらず、日常生活においても元の状態のように良好ではなく、夜は家を離れられない状態であり、そして家族関係で問題を抱えていることが明らかになった。

またThompson, Norris & Ruback (1998)らの研究でも、殺人で家族を失った人はその他のどの犯罪被害者よりも重いトラウマを抱えていることが指摘されている。150人の殺人事件遺族を対象とした調査では、近似した人口学的背景を持つ108人の暴力犯罪被害者(強盗、傷害、または性的暴行)と比べると、遺族のPTSD発症率は顕著に高かったと報告している。

心身の健康への害に加え、遺族はまた別の損失を経験するといわれる(Edmunds, Peterson, & Underwood, 2003, pp.180)。たとえば、一家の稼ぎ手が殺害されたことによる収入の損失、または、残された家族が裁判傍聴のために仕事を休まなければならない、結果として解雇されてしまうことで金銭的な困難が生じる。加えて、自己や自分の人生に対するコントロール感、社会的支援、安全安心感、信仰、地域的な環境の喪失などもある。特に、殺人によって自分以外の全ての家族を失ってしまったような場合は深刻で、その苦しみや必要としているサポートも多大なものであるといわれる(Williams, 1999)。

2) 被害者や遺族のニーズ

前述したように、殺人事件の遺族が受ける影響は、その他の被害に遭った人よりも深刻であるといわれる。被害が異なればその反応も異なり、被害者の反応もそれぞれであり予測不可能である。また、ニーズも被害によって変わる部分もある(Goodey, 2005, pp.122)。しかしながら、被害の

結果として生じるニーズに共通点があることも事実である。先行研究では、殺人事件遺族が直面する問題のいくつかはその他の一般的な犯罪被害者と同じであると報告されている(Riggs & Kilpatrick, 1990, pp.122)。そうした共通点を把握するための予備的調査として、本研究では被害者等のニーズについて調査した国内外の先行研究レビューを行ったが、ここで注目するのは、対象が主観的に認知したニーズであり、実験的方法によって測定されたものとは異なることに留意されたい。

犯罪被害者のニーズ評価の分野は大まかに2種に分類され、まず民間の支援団体によって提供されるような直接的な支援サービスの評価、そして刑事司法手続きの中で被害者が直面する問題とニーズに関して評価したものがよくみられる。

直接的支援と被害者ニーズ

まず、直接的な支援サービスに関する国内の先行研究について紹介する。わが国では、犯罪被害者への支援の開始が遅れた理由の一つとして、被害者の実態が社会に広く知られる機会がなかったことがあげられている(山上, 2000, pp.71)。その機会を作るきっかけとなったのが、1991年に行われた犯罪被害給付制度発足10周年記念シンポジウムである。この場で強調されたのが、犯罪被害者の実態調査による被害者のニーズ把握であった。これを機として発足したのが、慶応大学名誉教授宮澤浩一氏を代表とする「犯罪被害実態調査研究会」である。研究会は実務家と研究者で構成されたプロジェクトチームとして、警察庁と犯罪被害救援基金の協力のもと、1993年から1994年にかけて犯罪被害者実態調査を行った。調査は、犯罪被害者を対象に質問紙による調査とインタビュー形式で行われた。分析対象となった被害者は身体犯被害者本人227人、被害者遺族(犯罪被害者等給付金受給者:以下受給遺族)261人、財産犯被害者220人であった(宮澤・田口・高橋, 1996)。調査内容は、1) 犯罪被害による精神的影響と2

次被害、2) 犯罪被害者の援助の把握である。身体犯被害者および受給遺族の事件直後の直接支援に対するニーズに関する結果¹に注目すると、身体犯被害者では、「警察への通報」、「救急車を含む病院の手配」、「とりあえずの介護や救護」、「身の安全を守ってもらうこと」、受給遺族では「警察への通報」、「救急車を含む病院の手配」、「そっとうしてもらうこと」、「葬儀の準備や世話」などが上位にあげられた。どちらも被害、性別、罪種、精神的影響の深刻度別による有意差は見られなかった。また調査票では「事件直後に警察から提供された援助およびサービス」についても質問項目が設定されており、この部分では自らの経験に基づき「してほしかったのにしてくれなかった」サービスについて尋ねているため、満たされなかったニーズの分析が可能となっている。受給遺族では、身体犯被害者に比べ、満たされなかったニーズがあったと回答する割合が高く、「やじうまやマスコミの整理」、「家族や職場に連絡すること」、「介護や救護」、「散乱した現場の整理」などが上位に挙げられている(富田, 1996)。

この犯罪被害者実態調査は、継続研究として1998年から2000年に第2回調査が行われた。第2回調査では、前回では行われなかった性犯罪被害者が調査対象として含まれていること、PTSDについて診断尺度を用いて犯罪が被害者に与える精神的・身体的影響を詳細に測定したこと、事件直後と調査時点において被害者が受けた支援と必要とする支援とを比較して、どの被害者にどのような支援が必要であり、それがどの程度達成されたのかと明らかにしようとしたことが特徴である。支援に関して言及すると、「そばで話を聞いてくれること」「警察や病院への付添い」は要望が高く、かつ実際に援助が行われている。他にニーズが高かったのは、「身の安全を守ってもらうこと」と「カウンセリング」であった。今回の調査では、2年～4年経過後の支援提供状況とニーズについても調べているが、「そばで話を聞いてくれること」を挙げた人の割合が最も高かった。「カウンセリ

ング」等については、特に被害直後の段階での要望が高いものの、十分な対応がなされていない状況がみられ、また中長期における提供の必要性も示唆された。(奥村, 2005)。

次に国外の例を紹介する。

Davis & Henley (1990, pp.165-166) は、支援サービスプログラムと受け手のニーズについて調査した研究をいくつか紹介している。そのうちの1つである、1982年にFriedman, Bischoff, Davis, & Personらが、ニューヨーク市内の警察に届け出された犯罪の被害者について行った調査研究は、被害者が持つ特有のニーズについて最も包括的に把握できるものとして挙げられている。Friedmanらが注目したのは、被害者が必要としていたにも関わらず、インフォーマルなソースからは得ることのできなかった支援ニーズであった。そうした中で最も必要とされていたのは、セキュリティの強化と金銭の貸与であった。前出した、わが国における実態調査では、事件直後に必要な支援サービスとして、「身の安全を守ってもらうこと」と比較すると、緊急的な金銭援助は他のサービスと比べても上位に挙げられていなかったのと対照的である。

Davis, Lurigio, and Skogan (1999) は、被害者のニーズと支援との関連について240人の犯罪被害者(強盗、傷害、侵入盗被害)にインタビューを行っている。この240人の半分は支援を受けた人であり、残りは受けなかった人である。この調査の目的は、被害者が支援組織からどのような支援を必要としており、またそういったニーズが結果として満たされたのかどうかを検討するものであった。支援を受けなかった理由をみると、半数以上の人々が、自分の地域で支援プログラムがあるという情報を得なかったと答えている。支援を受けた人の10人に8人は支援に満足したと答えていたが、その支援の殆どはカウンセリング関連のものだけであった。支援組織によって、犯罪防止や家事支援、犯罪行為によって破壊された所有物の修復に関するニーズが満たされたと回答した人は

5%に満たなかった。Davisらはこうしたニーズはまさに被害直後に発生するため、支援プログラムが被害者にコンタクトする頃にはすでに別の方法で対応がなされているためと指摘している。またその他の理由として、支援プログラムの殆どが、他の支援サービスよりも危機カウンセリングを提供することに比重を置いていることを挙げている。彼らの研究結果では、カウンセリングサービスを必要としている人よりも、犯罪防止や日常生活支援を必要としている人の数が圧倒的に多数であった。

次に行政による包括的なニーズ評価の例を2つ挙げる。

まず、デンバーで行われたニーズ調査がある。デンバー被害者支援プロジェクト2000 (Denver Victim Services 2000、以下VS2000) は、米国司法省の管轄する犯罪被害者局、Office for Victims of Crime (OVC) による、被害者支援サービスモデル作成を目的した資金提供を受けたプロジェクトである(Stark, 2000)。このプロジェクトには、デンバー地域で活動する50以上の被害団体やグループが参加しており、大規模かつ包括的なアプローチが開始された。参加団体はいくつかのチームに分かれ、それぞれ異なる角度からそれぞれの目標達成に尽力した。そのうちの取り組みの1つが被害者と支援者に行ったニーズ評価である。調査は1997年と1998年に行われ、支援団体調査、クライアント(筆者注:実際に支援組織から支援を受けた被害者を指す)満足度調査、そしてフォーカスグループが実施された。郵送によるクライアント満足度調査では、身体犯被害、財産犯被害、交通犯被害などほぼ全ての被害者が対象とされており、12ヶ月以内に受けた支援について被害者の視点からデンバー市全体の支援体制を評価しようとしたものである。ニーズに関する調査項目では、リストアップされた47の支援項目表が示され、それぞれの支援について提供された場合の満足度(4段階)、必要であったのに提供されなかったものがあるか、母国語で提供がされたか、その

支援へのアクセスは容易であったかについて聞かれている。

結果、127通の調査票が返却された。支援への満足度はかなり高いものであったが、満たされなかったニーズもいくつか抽出された。殆どの被害者が“情報”と“紹介”を必要としていたにも関わらず、そういったサービスが利用できなかったと回答していた。対照的に、殆どの支援組織はそうした支援を行っているとは答えていた。満たされなかったニーズの主なものは、現場での危機介入や支援、緊急的な金銭援助、被害者の権利に関する情報、身の安全の確保、裁判の最新情報であった。フォーカスグループで明らかになったのは、たとえ支援サービスが特定の人口学的背景を持つ集団を対象として設計されたものであっても、当事者である被害者は自分たちのニーズを満たすような支援があると思っていないということであった。また、フォーカスグループでは、支援者はただ単に「支援があります」と言うのではなく、被害者が何を必要としているか聞いて欲しいという意見があった。

2つめの例として、オレゴン司法省の被害者支援課によってポートランド州立大学に委託された研究がある。この調査は、2001年の7月から2002年の12月の18ヶ月に渡って行われた。サンプルは、被害者や支援者を含めた様々な関係者から抽出され、分析方法も量的質的の両方が採用されている。被害者に対しては郵送調査が行われ、殆ど全ての被害種が含まれた。調査票のニーズに関する質問項目をみると、26項目の支援について、提供されたかどうか、(Yesの場合)その支援がどれくらい有用であったか(4段階)、(Noの場合)その支援が必要であったかについてたずねている。また、必要であったのに得られなかった支援について、何が障壁であったか自由記述部分で聞いている。

調査結果をみると、回答した犯罪被害者(434名)の約4分の3が必要な支援サービスを受けられたと答えている。最もよく利用されていたの

は、犯罪被害者補償金の申請手続きの補助、医療サービス、メンタルヘルスサービス、加害者と事件についての通知、刑事司法手続きにおける支援と擁護であった。報告では、サービスを受けた人が有用であったと回答した項目の平均点を出し、得点が高かったのは、緊急的な金銭援助、一時的な住居サービス、交通手段サービス、子どもの世話、宗教的カウンセリングであった。しかしこれらを実際利用した人は少なく、一番多いものでも全体の12.2%に過ぎない。

満たされなかったニーズで顕著だったのは、被害者と加害者間の調停、緊急的な金銭援助、被害弁償に関する情報あるいは弁償請求手続きの補助であった。この調査では、殆どの回答者(約75%)が、必要としていたものを受けられた(ギャップを感じなかった)と答えている。しかし、興味深いのは、被害者と支援者の間でニーズ認識のギャップがあったことである。報告書では、「満たされていないニーズ」について、被害者が認識するものと支援者が認識するものが一致していなかった点が指摘されている(Regional Research Institute for Human Services, 2002)。

刑事手続きと被害者ニーズ

次に、司法手続きとの関連から被害者のニーズを把握した先行研究を概観する。死亡事件の遺族は、特に刑事司法との関わりにおいて問題に直面するようになる。司法に関わる前は、遺族は正義を追求することで残された家族に得ることがあると信じている。しかし、現行の裁判制度が完全に彼らのニーズを無視したものであり、自分たちはただ公の秩序維持のために証人として扱われただけにすぎないということに気付かされると、遺族の苦痛は社会に対する不信感とともに著しく増加する(Ruback & Thompson, 2001, pp. 139-141; 岡村, 2004)。先行研究によると、調査対象者の74%が司法制度による心理カウンセリング提供があるだろうと信じていたが、実際にそういった支援を受けられたのはわずか17%であった。また、

司法制度というものは事件(裁判)に関するより多くの情報や、必要であれば法的支援を提供してくれるべきと考える人が80%以上だったのに対し、実際はたった30%から35%の人しか実際にそうした支援を受けていなかった。対象者の80%以上が身辺警護や法的擁護といった支援サービスが司法制度にはあると思っていたが、擁護を受けたのは27%であり身辺警護は10%でしかなかった(Riggs & Kilpatrick, 1990, pp. 132-135)。凶悪犯罪の被害者に関する別の研究でも、事件や裁判の進捗状況に関する情報提供の重要性が浮き彫りになっており、警察や検察による被害者通知制度の改善に向けた政策転換のきっかけとなったと言われている(Zedner, 1997, pp. 594-595)。

前出した犯罪被害実態調査研究会による調査でも、刑事事件に関する被害者への情報提供の現状とニーズについて分析を行っている(田口, 1996)。受給遺族について見ると、情報提供率の平均は53.6%となっており、提供率と比べて情報ニーズは92.9%と非常に高かった。また、情報提供の現状とニーズとのギャップを見ると、不満度(知らせたほうがよい、と回答しているのに実際は知らされなかった人の割合)の平均は42.9%であった。情報事項別にみると、不満度が高い情報は、加害者の保釈に関する情報、被害者援助サービス団体に関する情報、公訴・公判に関する情報、などであった。

時系列で変化するニーズ

サンプル数は少ないものの、参考となるものに東京都で活動する被害者支援都民センターが行ったアンケート調査がある(大久保・阿久津, 2002)。対象は、都民センターをはじめとした支援を受けた被害者遺族及びその知り合いの遺族73名である。この調査の特徴は、被害者が必要としていた支援を時系列に沿って追い、支援を「いつ」行うかという課題から調査している点である。被害後の時間を「事件から1年未満」、「1年以上3年未満」、「3年以上」に分け、どのような支援が必要

かについてまとめている。「時間から1年未満」では、情報提供や裁判への付き添い、支援者への紹介、「1年以上3年未満」では、警察や病院への付き添い、日常生活への支援、「3年以上」では日常生活への支援ニーズが高いものとしてあげられている。また、被害から時間がたつとより多様な支援が必要となり、被害から1年以内と1年以上経ってから希望する支援内容では、やや異なる傾向があることから、支援機関は事件直後の短期支援サービスおよび長期支援サービスのプログラムを用意する必要があることが指摘された。

類似した結果がサンディエゴ官庁協会 (the San Diego Association of Governments : SANDAG) が委託した調査からも得られている。この調査は、犯罪被害者のニーズ特定することを目的として暴力犯罪の被害者を対象としたものである。対象とした被害者のニーズは、司法制度と関わって行くにつれて変化していくことが明らかになった (Illinois Criminal Justice Information Authority, 2001, pp. 4)。被害直後では、安全に関する手助けが最も必要な支援としてあげられていた。被害から一ヶ月後では、事件の情報と紹介サービスが最も必要とされていた。また調査では、回答者は比較的頻繁に事件の情報を得ていたが、一方でこの支援は最も満たされないニーズだと回答していた。

以上先行研究のレビューを行ったが、被害者のニーズ評価では満たされたものと満たされなかったものについて調査したものが多く、満たされていないニーズは主に、1) 被害直後に発生する緊急的な状況への支援 (安全確保や金銭的な問題解決)、2) 事件の真実を知るための情報提供、の2タイプであった。また、ニーズは時間が経つにつれて変化していくことも指摘されている。しかし、被害者のニーズは被害タイプや調査時期、そして場所によって得られる結果が異なることが予想され、結果の一般化が非常に難しいと考えられる。よって、先行研究の結果を参考にしながらも、むしろニーズとギャップの測定をいかにするかと

いう方法に着目して問題点を指摘すると、各支援について「必要である」と答えた人を単純に集計してパーセンテージを算出し、数字が多かったものを満たされた・満たされないニーズとして抽出しているだけなので、それぞれの支援が果たしてどれくらい必要であったかのレベルが分からない。ニーズのレベル (高低) が不明なので、提供されなかった支援の深刻度、つまり最も優先的に改善されるべき部分の把握ができていない。また、すでに「提供されている支援」のみをリストアップしているので、その他に被害者が真に必要としているものを見落としている可能性がある。

よって、本研究では、死亡事件被害を対象として、現在提供されている支援サービスだけについて聞くのではなく、被害後から時系列に発生してくる出来事から発生すると思われるニーズを挙げる。そして各項目の必要度、経験率、経験した場合の満足度、の3つの軸から評価を行い、改善点について明らかにすることとした。

3. 研究の方法

1) 対象

対象は主に殺人事件の遺族や家族を中心とした犯罪被害者団体に参加している人とした。今回の調査では、全国レベルで活動する1団体と、愛知で活動する1団体の計2団体に調査を依頼した。各団体の特徴を簡潔に紹介すると、前者は、犯罪被害者の実状を訴え、被害者の権利や回復制度の確立を求めて国と社会に働きかけることを目的とした全国組織である。設立は2000年で、被害者への支援提供や、会員同士の定期的な交流会の開催も行っている。会員は遺族、身体被害者、両者の近親者が含まれるが、殺人事件の遺族が多い。会員による定期的な集会在関東、関西、中部、九州の地域別に開催されているが、月1回ペースで行っているのは関東 (東京) と関西 (大阪) であり、今回の対象地域である。後者は、殺人事件遺族によって2000年に愛知で立ち上げられた自助グループである。被害者が辛い気持ちや体験を話せ

る場所を作り、被害者同士でその体験を分かち合い、立ち直りに向けて頑張れるように、と願いを込めて作られたこのグループには、殺人事件の遺族約40名が参加している。

調査期間は2006年6月～7月で、東京・名古屋・大阪の3ヶ所で行った。調査は調査票を用いて、集合調査法によって行った。東京・大阪では調査者が月例集会に参加して調査内容の説明を行い、その場で調査票を回収し欠席者には郵送で回答をお願いした。名古屋は、グループの代表を通して参加者に記入を依頼し、調査票はその場で回収後郵送された。

2) 調査項目

質問紙は4ページで構成され、以下の4領域に関して質問項目が設定された。

基本的情報

性別、年齢

被害者との関係

調査票の記入者に関しては、まず直接犯罪被害に遭った人とそれ以外に分け、それ以外の人に対しては、被害者との関係について、1.配偶者 2.子 3.父母 4.孫 5.祖父母 6.兄弟姉妹 7.その他、の7項目の選択肢を作成した。

被害の詳細

まず、どのような被害であったかについて、被害者の会参加者の多様なバックグラウンドを考慮し、1.死亡事件 2.暴行・傷害などの身体被害 3.性被害 4.その他の被害、の大きな4分類で当てはまる1つを回答してもらった。死亡事件には殺人事件、交通被害、少年事件などで直接の被害者が死亡しているケースが含まれる。加えて、被害の具体的内容について記述欄を設けた。また、被害が起きた年、場所、回答者が当時住んでいた場所、警察への届け出の有無について聞いた。

被害後の経験についての評価

被害後の経験について評価項目を作成するため、先行研究結果および犯罪被害者等基本計画や、国連の被害者のための正義に関するハンドブック:Handbook on Justice for Victims(諸澤, 2003)を参考に、ブレインストーミングおよび詳細なディスカッションを行い、被害後に受けると思われる、または受けるべきと思われる支援と保護をリストアップした。また、加害者から被害者(遺族)に対して取られると思われる行動についても数項目盛り込んだ。選出した項目について遺族数人からコメントを聴取し、精査後プリテストを行った。プリテストの結果を参考に修正および追加を行い、最終的に49項目が評価事項として盛り込まれた。項目は主要な事件後の手続きの流れに沿って時系列に並べられた(表1)。

評価内容は、各項目に対する必要度「どれくらい必要でしたか」を「1.必要でなかった」、「2.あまり必要でなかった」、「3.やや必要だった」、「4.必要だった」の4段階評定で回答を求めた。つぎに、その支援や保護の経験の有無を尋ね、あった場合は満足度「どれくらい満足しましたか」を「1.不満だった」、「2.やや不満だった」、「3.やや満足した」、「4.満足した」の4段階で評価を尋ねた。

3) 分析方法

経験率

項目ごとの経験者数を有効回答数で割り、パーセンテージを経験率とした。

必要度と満足度

必要度および満足度はどちらも選択肢をそれぞれ1点～4点として得点化した。数値が高いほど必要であり、満足度が高いものとした。どちらも、項目ごとに平均値を算出した。

経験率 * 必要度 / 必要度 * 満足度

必要としていたものがどれくらい実際提供され

表1 評価項目一覧

ID	評価項目
1	被害者支援窓口に関する情報を入手する（ポスター、パンフレット、インターネットなど）
2	行政や被害者支援団体などに電話相談をする
3	行政や被害者支援団体などに面接相談をする
4	専門家を紹介される（カウンセラー、弁護士、医師等）
5	事件後、刑事手続きの流れについて説明を受ける
6	被害者として受けられる支援について説明を受ける
7	専門家から無償でカウンセリングを受ける
8	弁護士に無償で相談する
9	警察へ被害届けなどを出すのに付き添ってもらう
10	病院に付き添ってもらう
11	病院で診察・治療時に配慮のある対応を受ける
12	医療費の支払いに配慮がある
13	事件後、民間の被害者支援団体等から支援の申し出がある
14	家事の手伝いをしてもらう
15	警察から捜査について説明を受ける
16	事情聴取や実況見分の時、支援者に付き添ってもらう
17	警察から犯人逮捕について連絡を受ける
18	警察から犯人について説明を受ける
19	被害者補償（犯給制度）についての説明を受ける
20	検察庁に書類送検された時に警察から連絡がある
21	検察庁に書類送検された時に検察から連絡がある
22	検察から刑事司法手続きについて説明がある
23	検察から被害者支援員を希望するか聞かれる
24	検察から犯人取調べの状況について説明を受ける
25	犯人側から和解の申し込みがある
26	検察審査会について説明を受ける
27	検察から初公判がどこでいつ開かれるのか連絡がある
28	優先的傍聴への配慮がある
29	法廷に付き添ってもらう
30	裁判においてビデオリンク方式利用の配慮がある
31	裁判でつい立てなどを使って加害者から見えないようにする配慮がある
32	裁判官に面談する
33	検察から意見陳述を希望するかどうか聞かれる
34	思うように（希望通りに）意見陳述する
35	不快なことなく証人として証言する
36	刑事裁判を傍聴した後、検察からそのつど説明を受ける
37	判決後、判決の内容について検察から説明を受ける
38	判決後、判決の内容について裁判所から説明を受ける
39	判決に不服だった場合、検察から意見や希望を聞かれる
40	刑事の公判記録の閲覧・謄写をする
41	加害者の刑務所・少年院等での様子について説明を受ける
42	加害者である受刑者・被収容者への面会が認められる
43	加害者が刑務所・少年院等から出てくる日と場所の連絡を受ける
44	加害者（または親族）から損害賠償金の支払いがある
45	犯罪被害給付金を受ける手続きを手伝ってもらう
46	自助グループを紹介される
47	身近な人（友人・知人・隣人等）から、事件後立ち直りの手助けがある
48	マスコミ対応の手助けがある
49	加害者からの謝罪がある

たのかを把握するため、経験率（経験者数／総有効回答数）を横軸に、必要度の平均値を縦軸に取って散布図を作成した。また、必要としていたものが提供された場合、満足度、つまりその質的な部分がどのようであったかを把握するため、同じように必要度を横軸、満足度縦軸に取って散布図を作成した。両図とも両軸の平均値で参照線を引いて図を4分割し、4領域を「 . 強化領域」「 . 維持領域」「 . 見直し領域」「 . 検討領域」としてこれらの領域と各項目の分布状況との関連をみた²。

4 . 結果と考察

総回収数は53部で、内訳が死亡事件48件（被害者の遺体が見つかったケース、うち未解決6件）、暴行傷害などの身体被害が2件、行方不明事件（被害者の遺体が見つからないが、ほぼ死亡していると思われるケース）が3件であった。結果の解釈をするにあたり、本研究では「遺族」のニーズに着目するという目的から、死亡事件と行方不明事件を合わせた51件について分析を行った。

回答者の性別は男性が17名（33.3%）、女性が34名（66.7%）で、年齢幅は30歳～60歳以上、うち50歳代から上の世代が約75%を占めた。被害者との関係は、約半数の25名が父母であり、次に配偶者（20%）、子（14%）が多かった。被害に遭った年は、1994年から2005年であり、約4分の1が1999年に起こった事件であった。被害者保護二法が制定された2000年で区切ると、2000年以前の被害が31件（60.8%）、2000年以降が20件（39.2%）であった。

1) 経 験 率

表2は経験率が多かった項目のランキングである。平均値は26.6%で、全体的に経験率は低い結果となった。最も高かった項目は、警察からの犯人逮捕の連絡で約74%の回答者が受けていた。また、約半数以上の人を経験していたのは、「身近な人（友人・知人・隣人等）から、事件後立ち直り

の手助けがある」(56.5%)、「検察から初公判がどこでいつ開かれるのか連絡がある」(56.4%)、「検察から意見陳述を希望するかどうか聞かれる」(55.6%)、「被害者補償（犯給制度）についての説明を受ける」(55.32%)などであった。

反対に、経験した人がいなかった項目は、「判決後、判決の内容について裁判所から説明を受ける」であった。また、「事情聴取や実況見分の時、支援者に付き添ってもらおう」、「検察から被害者支援員を希望するか聞かれる」も経験者が1名のみであった。

2) 必 要 度

表3は必要度のランキングである。全体の平均値は3.44であった。「刑事の公判記録の閲覧・謄写」の必要度が最も高く、最高点の4点であった。次に高かったのは、「警察から犯人について説明を受ける」(3.94)で、「判決に不服だった場合、検察から意見や希望を聞かれる」(3.92)が続いた。上位を占めているものは、事件の詳細に関する情報が殆どであった。必要度が著しく低かったものは、「犯人側から和解の申し込みがある」で、1.62と、次に低い「裁判でつい立てなどを使って加害者から見えないようにする配慮がある」の2.4と比較しても目立って低い値である。

3) 満 足 度

表4に満足度のランキングを示した。全体の平均値は2.62であった。1位から3位が最高得点の4点となっているが、有効回答ケースがそれぞれ3、2、1とかなり少ないため解釈には注意が必要である。4位以降に着目すると、法廷付き添いの満足度が高く（3.89）、7位の「事件後、民間の被害者支援団体等から支援の申し出がある」(3.4)、8位の「身近な人（友人・知人・隣人等）から、事件後立ち直りの手助けがある」(3.4)など12位までは支援に関する項目が占めている点が他ランキングと異なる点である。

満足度が低かった項目で特徴的なのは、46位の

表2 経験率ランキング mean = 26.6 (%)

Rank	ID	評価項目	経験率(%)
1	17	警察から犯人逮捕について連絡を受ける	73.81
2	47	身近な人(友人・知人・隣人等)から、事件後立ち直りの手助けがある	56.52
3	27	検察から初公判がどこでいつ開かれるのか連絡がある	56.41
4	33	検察から意見陳述を希望するかどうか聞かれる	55.56
5	19	被害者補償(犯給制度)についての説明を受ける	55.32
6	40	刑事の公判記録の閲覧・謄写をする	54.05
7	18	警察から犯人について説明をする	53.33
8	28	優先的傍聴への配慮がある	50.00
9	34	思うように(希望通りに)意見陳述する	50.00
10	15	警察から捜査について説明を受ける	47.92
11	21	検察庁に書類送検された時に検察から連絡がある	43.90
12	20	検察庁に書類送検された時に警察から連絡がある	41.46
13	48	マスコミ対応の手助けがある	40.91
14	35	不快なことなく証人として証言する	39.39
15	36	刑事裁判を傍聴した後、検察からそのつど説明を受ける	37.84
16	1	被害者支援窓口に関する情報を入手する(ポスター、パンフレット、インターネット等)	33.33
17	29	法廷に付き添ってもらう	33.33
18	37	判決後、判決の内容について検察から説明を受ける	30.77
19	2	行政や被害者支援団体などに電話相談をする	30.43
20	22	検察から刑事司法手続きについて説明がある	29.27
21	46	自助グループを紹介される	27.27
22	4	専門家を紹介される(カウンセラー、弁護士、医師等)	27.08
23	6	被害者として受けられる支援について説明を受ける	27.08
24	45	犯罪被害給付金を受ける手続きを手伝ってもらう	25.64
25	8	弁護士に無償で相談する	23.91
26	5	事件後、刑事手続きの流れについて説明を受ける	21.74
27	43	加害者が刑務所・少年院等から出てくる日と場所の連絡を受ける	20.69
28	49	加害者からの謝罪がある	20.51
29	44	加害者(または親族)から損害賠償金の支払いがある	20.00
30	24	検察から犯人取調べの状況について説明を受ける	19.51
31	9	警察へ被害届けなどを出すのに付き添ってもらう	18.60
32	11	病院で診察・治療時に配慮のある対応を受ける	16.22
33	3	行政や被害者支援団体などに面接相談をする	13.64
34	25	犯人側から和解の申し込みがある	12.82
35	7	専門家から無償でカウンセリングを受ける	12.24
36	39	判決に不服だった場合、検察から意見や希望を聞かれる	11.76
37	31	裁判でつい立てなどを使って加害者から見えないようにする配慮がある	11.11
38	13	事件後、民間の被害者支援団体等から支援の申し出がある	10.20
39	42	加害者である受刑者・被収容者への面会が認められる	8.57
40	14	家事の手伝いをしてもらう	6.25
41	30	裁判においてビデオリンク方式利用の配慮がある	5.71
42	41	加害者の刑務所・少年院等での様子について説明を受ける	5.71
43	12	医療費の支払いに配慮がある	5.56
44	26	検察審査会について説明を受ける	5.41
45	32	裁判官に面談する	5.13
46	10	病院に付き添ってもらう	4.88
47	23	検察から被害者支援員を希望するか聞かれる	2.33
48	16	事情聴取や実況見分の時、支援者に付き添ってもらう	2.17
49	38	判決後、判決の内容について裁判所から説明を受ける	0.00

表3 必要度ランキング mean = 3.44

Rank	ID	評価項目	必要度
1	40	刑事の公判記録の閲覧・謄写をする	4
2	18	警察から犯人について説明を受ける	3.94
3	39	判決に不服だった場合、検察から意見や希望を聞かれる	3.92
4	17	警察から犯人逮捕について連絡を受ける	3.89
5	24	検察から犯人取調べの状況について説明を受ける	3.88
6	5	事件後、刑事手続きの流れについて説明を受ける	3.85
7	8	弁護士に無償で相談する	3.84
8	34	思うように（希望通りに）意見陳述する	3.83
9	20	検察庁に書類送検された時に警察から連絡がある	3.82
10	21	検察庁に書類送検された時に検察から連絡がある	3.82
11	15	警察から捜査について説明を受ける	3.79
12	33	検察から意見陳述を希望するかどうか聞かれる	3.79
13	22	検察から刑事司法手続きについて説明がある	3.78
14	6	被害者として受けられる支援について説明を受ける	3.76
15	37	判決後、判決の内容について検察から説明を受ける	3.75
16	19	被害者補償（犯給制度）についての説明を受ける	3.74
17	38	判決後、判決の内容について裁判所から説明を受ける	3.74
18	27	検察から初公判がどこでいつ開かれるのか連絡がある	3.73
19	28	優先的傍聴への配慮がある	3.72
20	32	裁判官に面談する	3.72
21	36	刑事裁判を傍聴した後、検察からそのつど説明を受ける	3.71
22	43	加害者が刑務所・少年院等から出てくる日と場所の連絡を受ける	3.7
23	1	被害者支援窓口に関する情報を入手する（ポスター、パンフレット、インターネットなど）	3.69
24	47	身近な人（友人・知人・隣人等）から、事件後立ち直りの手助けがある	3.69
25	4	専門家を紹介される（カウンセラー、弁護士、医師等）	3.68
26	41	加害者の刑務所・少年院等での様子について説明を受ける	3.68
27	44	加害者（または親族）から損害賠償金の支払いがある	3.63
28	35	不快なことなく証人として証言する	3.62
29	45	犯罪被害給付金を受ける手続きを手伝ってもらう	3.57
30	48	マスコミ対応の手助けがある	3.53
31	7	専門家から無償でカウンセリングを受ける	3.5
32	3	行政や被害者支援団体などに面接相談をする	3.46
33	29	法廷に付き添ってもらう	3.45
34	2	行政や被害者支援団体などに電話相談をする	3.41
35	23	検察から被害者支援員を希望するか聞かれる	3.41
36	46	自助グループを紹介される	3.41
37	13	事件後、民間の被害者支援団体等から支援の申し出がある	3.21
38	49	加害者からの謝罪がある	3.1
39	16	事情聴取や実況見分の時、支援者に付き添ってもらう	3.03
40	26	検察審査会について説明を受ける	2.96
41	11	病院で診察・治療時に配慮のある対応を受ける	2.93
42	10	病院に付き添ってもらう	2.73
43	12	医療費の支払いに配慮がある	2.73
44	9	警察へ被害届けなどを出すのに付き添ってもらう	2.69
45	42	加害者である受刑者・被収容者への面会が認められる	2.64
46	14	家事の手伝いをしてもらう	2.56
47	30	裁判においてビデオリンク方式利用の配慮がある	2.45
48	31	裁判でつい立てなどを使って加害者から見えないようにする配慮がある	2.4
49	25	犯人側から和解の申し込みがある	1.62

表4 満足度ランキング mean = 2.62

Rank	ID	Items	ケース	満足度
1	30	裁判においてビデオリンク方式利用の配慮がある	3	4
2	31	裁判でつい立てなどを使って加害者から見えないようにする配慮がある	2	4
3	42	加害者である受刑者・被収容者への面会が認められる	1	4
4	29	法廷に付き添ってもらおう	9	3.89
5	27	検察から初公判がどこでいつ開かれるのか連絡がある	15	3.53
6	28	優先的傍聴への配慮がある	15	3.53
7	13	事件後、民間の被害者支援団体等から支援の申し出がある	5	3.4
8	47	身近な人（友人・知人・隣人等）から、事件後立ち直りの手助けがある	20	3.4
9	48	マスコミ対応の手助けがある	14	3.36
10	14	家事の手伝いをしてもらおう	3	3.33
11	45	犯罪被害給付金を受ける手続きを手伝ってもらおう	7	3.29
12	46	自助グループを紹介される	11	3.27
13	33	検察から意見陳述を希望するかどうか聞かれる	15	3.2
14	34	思うように（希望通りに）意見陳述する	15	3.19
15	7	専門家から無償でカウンセリングを受ける	6	3.17
16	36	刑事裁判を傍聴した後、検察からそのつど説明を受ける	12	3.17
17	5	事件後、刑事手続きの流れについて説明を受ける	10	3.13
18	20	検察庁に書類送検された時に警察から連絡がある	12	3.08
19	12	医療費の支払いに配慮がある	2	3
20	16	事情聴取や実況見分の時、支援者に付き添ってもらおう	1	3
21	21	検察庁に書類送検された時に検察から連絡がある	16	3
22	37	判決後、判決の内容について検察から説明を受ける	10	3
23	39	判決に不服だった場合、検察から意見や希望を聞かれる	3	3
24	17	警察から犯人逮捕について連絡を受ける	24	2.88
25	8	弁護士に無償で相談する	10	2.8
26	4	専門家を紹介される（カウンセラー、弁護士、医師等）	8	2.69
27	11	病院で診察・治療時に配慮のある対応を受ける	6	2.67
28	35	不快なことなく証人として証言する	10	2.6
29	22	検察から刑事司法手続きについて説明がある	9	2.56
30	3	行政や被害者支援団体などに面接相談をする	4	2.5
31	6	被害者として受けられる支援について説明を受ける	12	2.5
32	10	病院に付き添ってもらおう	2	2.5
33	19	被害者補償（犯給制度）についての説明を受ける	21	2.48
34	15	警察から捜査について説明を受ける	20	2.4
35	24	検察から犯人取調べの状況について説明を受ける	6	2.33
36	18	警察から犯人について説明を受ける	19	2.32
37	40	刑事の公判記録の閲覧・謄写をする	15	2.27
38	2	行政や被害者支援団体などに電話相談をする	13	2.15
39	1	被害者支援窓口に関する情報を入手する（ポスター、パンフレット、インターネットなど）	15	2.13
40	26	検察審査会について説明を受ける	2	2
41	32	裁判官に面談する	2	2
42	41	加害者の刑務所・少年院等での様子について説明を受ける	1	2
43	44	加害者（または親族）から損害賠償金の支払いがある	5	1.8
44	43	加害者が刑務所・少年院等から出てくる日と場所の連絡を受ける	3	1.67
45	49	加害者からの謝罪がある	7	1.36
46	25	犯人側から和解の申し込みがある	5	1
47	9	警察へ被害届けなどを出すのに付き添ってもらおう	0	0
48	23	検察から被害者支援員を希望するか聞かれる	1	0
49	38	判決後、判決の内容について裁判所から説明を受ける	0	0

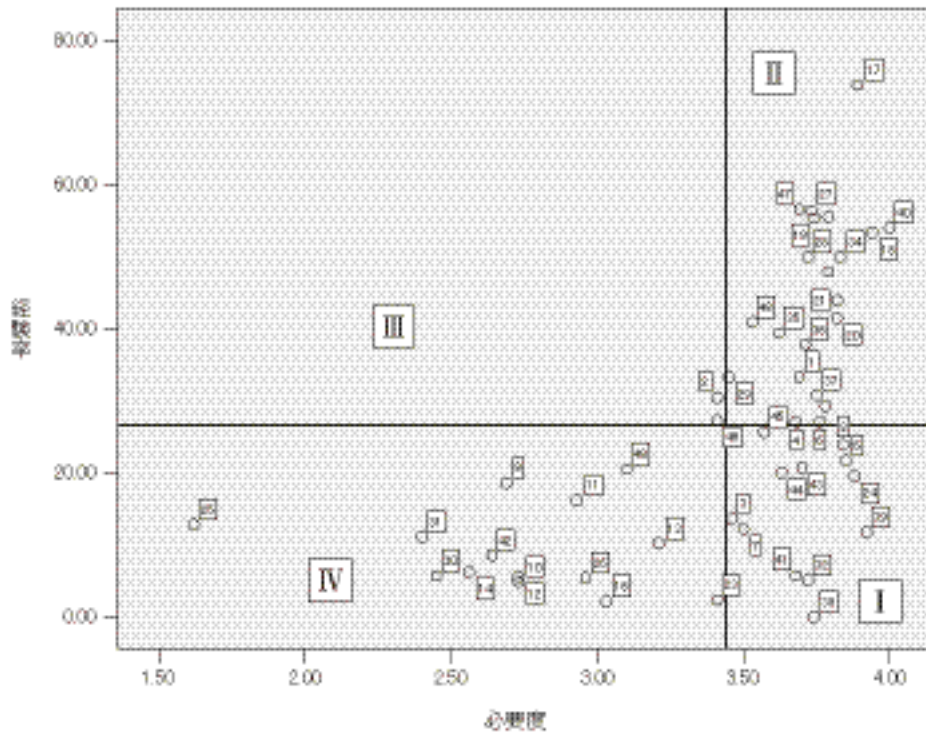


図1 必要度と経験率の相関

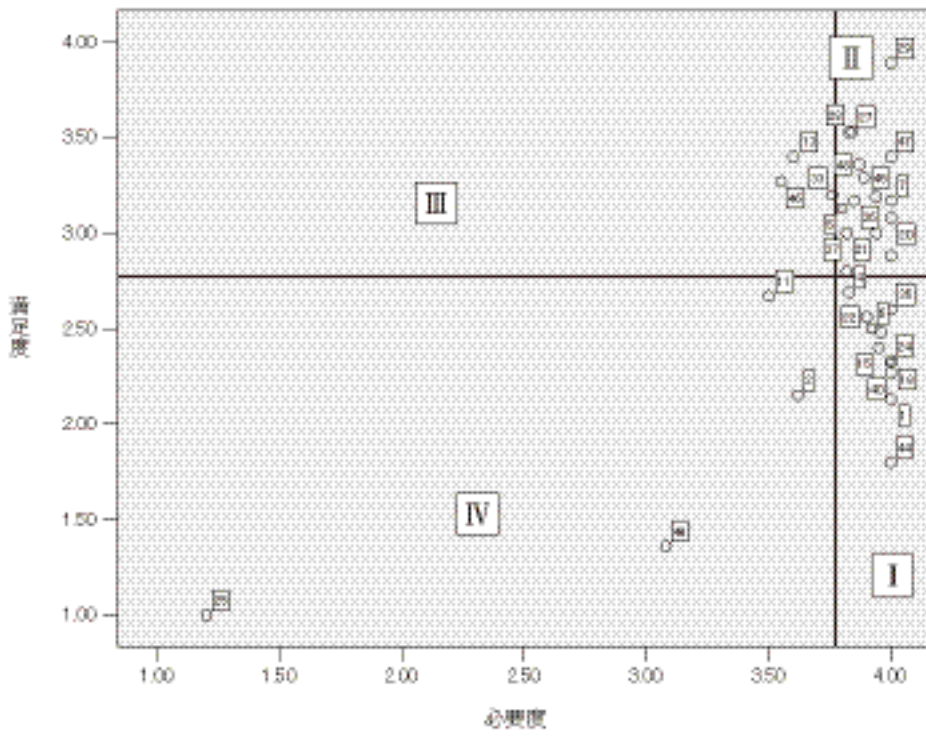


図2 必要度と満足度の相関

「加害者からの謝罪がある」(1.36)と47位の「犯人側から和解の申し込みがある」(1)といった、加害者による行動についての評価であった。

4) 必要度と経験率との関係

より詳細に評価を行うため、経験率と必要度との関係を散布図にして図1に示した。平均値で参照線を引き、グラフを4領域に分割した。

領域（強化領域）に含まれるのは、必要度が高いのに関わらず経験率が低かった項目である。つまり高いニーズがありながらそれが満たされていないことを示しており、提供機会を増やしていくなどの強化が必要な領域である。顕著に示されているのが、38「判決後、判決の内容について裁判所から説明を受ける」、32「裁判官に面談する」、41「加害者の刑務所・少年院等での様子について説明を受ける」、39「判決に不服だった場合、検察から意見や希望を聞かれる」などである。領域（維持領域）は必要度も経験率も平均より高かった項目が含まれている。よってこれらの項目は、このまま維持されていくことが必要である。例えば、17の「警察から犯人逮捕について連絡を受ける」は他よりも顕著にこの傾向が出ているが、これは警察による通知システムが良好に施行されていることの1つの表れともいえよう。領域（見直し領域）は、必要度はあまり高くないが経験率が高い項目が含まれる部分である。ニーズがあまりないので、本当に必要なものであるかの検討の必要性が示唆される領域であるが、今回の調査では特に顕著な項目が見られなかった。領域（検討領域）には必要度も経験率も平均以下であった項目が示されている。この部分はただ単に提供機会が少なっただけなのか、それとも必要とされていないのかを十分に検討しなければならない領域である。例えば、25の「犯人側から和解の申し込みがある」は、必要度も経験率も他と比べてかなり低い。遺族がどのような理由で和解といった手段を必要としていないのか、それともそのような機会が減多にないのかで想像がつかないのか、図

のみでは解釈が難しく、背景を知るための更なる調査と考察が必要である。

5) 必要度と満足度

同じようにして、必要度と満足度との関連を散布図にして示した(図2)。この表では、実際に経験をしたケースのみ必要度と満足度を抽出し、またケースが5未満であった項目は分析から除外した。参照線となっている平均値は、必要度が3.77、満足度が2.77である。また、相関係数は0.535 ($0.01 < p$)で、必要度と満足度との間に強い相関が見られた。つまり、この分析に含まれたケースにおいては、ニーズが高いものほど、それが提供されれば満足度があがる傾向があるということになる。

より詳細に分布をみると、領域（強化領域）には、必要度が高いにも関わらず、結果として満足度が低かった項目が示されている。44「加害者（または親族）から損害賠償金の支払いがある」、1「被害者支援窓口に関する情報を入手する」などが顕著である。前者はたとえ支払いがあっても、それで遺族の心が癒されるという訳では決してなく、また支払いが十分になされない場合も多々あることが背景として考えられる。後者は支援窓口がどこにあるか、などの情報が得られても、その後自分が本当に必要な情報が十分得られたとは言い難い現実があると思われる。この領域は、質的な問題を抱えた最も重要な改善部分といえる。領域（維持領域）は、必要度も満足度も高い項目が含まれている。特に29「法廷に付き添ってもらおう」が高い。直接支援の一環として、主に民間支援センターなどが行っている法廷付き添いが効果的であることが示唆される。その他の項目も含め、この領域は維持され続けていくことが望まれる。領域（見直し領域）は、必要度は低い満足度は高かったものである。本調査では特に顕著な項目は見られなかった。領域（検討領域）は必要度も満足度も低かった項目である。必要度と経験率の分布と同様に、ここでも25「犯

表 5 重要強化項目

検察から犯人取調べの状況について説明を受ける
加害者（または親族）から損害賠償金の支払いがある

表 6 重要維持項目

身近な人（友人・知人・隣人等）から、事件後立ち直りの手助けがある
マスコミ対応の手助けがある
検察庁に書類送検された時に警察から連絡がある
検察庁に書類送検された時に検察から連絡がある
検察から初公判がどこでいつ開かれるのか連絡がある
刑事裁判を傍聴した後、検察からそのつど説明を受ける
判決後、判決の内容について検察から説明を受ける
優先的傍聴への配慮がある

人側から和解の申し込みがある」ことについてはかなり低い値を示した。また、必要度はやや高いものの、49「加害者からの謝罪がある」ことについても満足度は低かった。両者とも加害者の行動に関することであるため、他の支援や保護項目と同列にして検討することは適切ではないが、何故和解や謝罪を必要としていないのか、そして何故満足とは程遠い結果になっているのか、より詳細な調査と理解が必要であろう。

6) 重要強化項目・重要維持項目

以上の結果を参考にして、経験率と必要度、必要度と満足度の相関から示唆された共通の重要強化項目と重要維持項目を抽出した。

共通してみられた重要強化項目は、「検察から犯人取調べの状況について説明を受ける」、「加害者（または親族）から損害賠償金の支払いがある」の2つが挙げられた（表5）。これらは、ニーズが高いのに経験率が低く、また提供された場合でも満足度が低いものである。提供を増やすこと、質を高めることなどの改善策が望まれる。検察からの情報は、当事者が自ら働きかけないとなかなか欲しい情報を得られない、という意見があった。また、前述したように加害者からの損害賠償については、民事訴訟を起こすにあたって金銭的、肉体的、精神的の全てにおいて多大な労力が

かかること、たとえ支払い命令が出ても加害者からの支払いが最後まで順守されないこと、世間の無理解（亡くなった人の命で金を稼いでいる、などの暴言）などがあることが背景として挙げられた。

表6は継続した提供と質の維持が求められる重要維持項目である。これらはニーズが高く、提供されると満足度も高くなるものである。引き続き量も質も保持していくことが望まれる。司法手続きにおける情報を適時提供されることに関する項目が多い。また、優先的傍聴への配慮もより一層の強化が求められている。筆者がこれまで関わってきた死亡事件遺族の意見からは、「真実を知ること」は遺族にとって大変重要なことであり、真実へのアクセスが阻害されることはその後の回復の妨げにもなる、ということが共通点として抽出されている。また、支援に関する項目では、身近な人々からの支援やマスコミ対応の手助けが挙げられた。被害に遭った後も、遺族はその地域で暮らしていかなければならない。大切な家族失ってなお、周囲の反応に被害を受けた遺族もたくさんいる。しかし、近所の人たちの理解と思いやりによってなんとか生きていけた、と話す遺族もいた。

5. 結 語

被害者のニーズについてはいくつかの先行研究

によって明らかにされているが、何をどれくらい必要としていたのか、それが実際提供されたのか、そしてその質は満足いくものであったか、といった詳細な評価研究はあまり行われていない。本研究では、死亡事件の遺族を対象として、被害後の経験について探索的な評価を行った。遺族のニーズを「必要度」、「経験の有無」、そして「満足度」の3つの指標で測ることにより、部分的にどの経験機会を増やすことが必要で、また提供されている支援や保護のどの箇所の質を高めていけばよいのか、より細かい解釈を行った。しかし、今回の対象者においては全体的な経験率が3割にも満たず、必要としているものが十分受けられていない状態が浮き彫りとなった。内閣府(2007)が昨年行った「犯罪被害者等に関する国民意識調査」でも、対象となった被害者の4割が調査票のリストにあげられた支援のいずれも「受けることができていない」と回答していた。対照的に、同じく行われた国民一般の調査では約7割が被害者は多様な支援を受けていると考えており、現実とのギャップがあることが明らかになっている。本調査で抽出された重要強化項目の中に、身近な人々からの支援が含まれていたが、支援を受ける機会もその質も、国レベルで理解促進を行っていくことで高まっていくと期待したい。

最後に本研究の限界と今後の課題について述べる。

遺族に限らず、犯罪被害者を対象として調査研究を行う上で最も障壁となるのが、当事者へのアクセスである。民間の研究者が犯罪被害者等に直接コンタクトを取るには、今回のように自助グループのような団体へ赴くか、人からの紹介を通して調査を依頼する以外に手段がない。よってサンプルの代表性を確保するのが非常に難しいのが現状である。加えて、被害者の中には、こうした会にも参加できずにいる人がたくさんいるが、そういった人達の気持ちを吸い上げることができない。今回は目的を同じくした人々が集まるグループを対象に調査を行ったが、遺族や被害者の気持

ちは皆同じではないので、本来ならばこういった会に属さない人々からのデータも必須である。

また、今後の研究課題としては、評価項目の整理と、必要としていたものが提供された人とされなかった人の間で、その後身体的、精神的、金銭的、また社会的な影響が異なるかについて明らかにすることで、より効果的な支援や保護の方向性についての検討が可能になると思われる。加えて、都民センターによる先行研究のように、必要としていた支援や保護を適切な時期に、また適切な人から得られたかも重要なファクターであろう。サンプル数確保の難しさという困難を解決する手法を模索しながら、今後も継続的にこういった評価研究を行っていきたい。

謝 辞

本調査を実行するにあたり、事件や事故で大切な家族を亡くされた多くのご遺族のご協力を頂きました。お辛い経験についてお聞きしているにも関わらず、親身に真剣にご意見を頂いたことに心より感謝致します。

注

- 1 しかし、この質問項目は自らの経験を踏まえながらも、「一般に被害者に対して事件直後どのような援助やサービスが必要だと思いますか。あなたが援助を受けたか受けなかったにかかわらず、必要だと思う数字にいくつでも をつけてください。」と一般的に考えられるニーズを複数回答で尋ねているため、回答者自身の主観的ニーズとは一致していない可能性がある。
- 2 大分県臼杵市で行われた、26の政策に対する行政サービス改善アンケート(平成18年度)の分析で採用された手法を参考にし、同様にして各領域に関する用語の設定と解釈を行った。無作為に抽出された市民を対象として、必要度および満足度の相関から政策評価を行っている。

URL <http://www.city.usuki.oita.jp/pdf/GYOSEI/051001.pdf#search='必要度 満足度'>

引用文献

- Brown, S. L. (2007) *Counseling victims of violence : a handbook for helping professionals (2nd)* Alameda Calif : Hunter House.
- Davis, R. C. & Henley, M.(1990) Victim Service Programs: In Lurigio, A. J., Skogan, G. W., & Davis, C. R.(Eds.) *Victims of Crime. Problems, Policies, and Programs.* (pp.157-171) Newbury Park: Sage Publications Ltd.
- Davis, R. C., Lurigio, A. J., & Skogan, W. G.(1999) Services for victims: A market research. *International Review of Victimology*, 6, 1-115.
- Edmunds, C. N., Peterson, D. L., & Underwood T. L. (2003) Victims of Criminal Death: In T. L. Underwood & D. Edmunds (Eds.) *Victim Assistance: exploring individual practice, organizational policy, and societal Responses* (pp. 176-190) New York: Springer Publishers.
- Goodey, J.(2005) *Victims and Victimology: Research, Policy and Practice.* Harlow, UK: Pearson Education Limited.
- 犯罪被害者白書 (2006) . 内閣府
Illinois Criminal Justice Information Authority. (2001) *Report on Victim and Survivor Issues in Homicide Cases.* Chicago: Authority of the State of Illinois.
- 宮澤浩一 (2000) . 「被害者支援の意義」 宮澤浩一・国松孝次 (監) 犯罪被害者支援の基礎 東京法令出版 2-40.
- 宮澤浩一・田口守一・高橋則夫 (編)(1996) . 犯罪被害者の研究 成文堂
- 諸澤英道 (2003) . 被害者のための正義 成文堂
- 内閣府 (2007) . 「犯罪被害者等に関する国民意識調査」 <http://www8.cao.go.jp/hanzai/report/h19/index.html>
- 岡村勲 (2004) . 「犯罪被害者の権利の実現を目指して」被害者のための正義は日本においてどう実現されるべきか . 諸澤英道・富田信穂・ジョンドウーシッチ (編) 常磐大学国際被害者学研究所開設記念第1回シンポジウム報告書 , pp.15-22 成文堂
- 奥村正雄(2005) . 「犯罪被害者のニーズ - 2回の犯罪被害者実態調査をとおして - 」被害者学研究 , 15 , 21-33
- 大久保恵美子、阿久津照美 (2002) . 「被害者支援に求められるもの - 被害者遺族のアンケート調査から - 」被害者学研究 , 12 , 18-30
- Regional Research Institute for Human Services. (2002) *Oregon Crime Victims Needs Assessment Final Report.* Portland State University. Retrieved December 22, 2006, from http://www.doj.state.or.us/crimev/pdf/ocvna-final_report.pdf
- Riggs, D. S., & Kilpatrick, D. G.(1990) Families and Friends: Indirect Victimization by Crime. In Lurigio, A. J., Skogan, W. G., & Davis, R. C. (Eds.) *Victims of Crime: Problems Policies, and Programs* (pp.120-138) Newbury Park, CA: SAGE publications, Inc.
- Ruback, R. B., & Thompson, M. P.(2001) *Social and Psychological Consequence of Violent Victimization.* Thousand Oaks, CA: SAGE Publications, Inc.
- Stark, E. (2000) *Denver Victim Services 2000 Needs Assessment.* OVC Bulletin: U.S. Department of Justice, October 2000.
- Thompson, M. P., Norris, F. H., & Ruback, R. B. (1998) Comparative distress levels of inner-city family members of homicide victims. *Journal of Traumatic Stress*, 11, 223-242.
- Wallace, H. (1998) *Victimology: Legal, Psychological, and Social Perspectives.* Boston: Allyn & Bacon.
- Williams, B. (1999) *Working with Victims of Crime: Policies, Politics, and Practices.* London: Jessica Kingsley Publishers.
- 山上皓 (2000) . 「民間援助組織による被害者支援」被害者学研究 , 10 , 70-79
- Zedner, L. (1997) Victims. In M. Maguire, R. Morgan, & R. Reiner (Eds.) *The Oxford Handbook of Criminology* (2nd ed.) New York: Oxford University Press.

専門社会福祉士制度創設構想の課題と展望

- これまでの争点に着目して -

木 下 大 生¹⁾

2007年12月11日受付, 2008年1月16日受理

Abstract : Problems and Prospects of licensing system for specific certified social workers The purpose of this report is to summarize the arguments concerning the concept of establishing a licensing system for certified social workers and it clarifies the subjects to be addressed and problems to be resolved in order to create this licensing system for certified social workers.

First of all, we summarize the issues that have been examined in previous studies that considered a licensing system for certified social workers. We identified the following four major issues: 1) whether the qualification process should be a horizontal or hierarchical type of qualification, 2) how to define classifications in specific fields, 3) who should train specific certified social workers and issue licenses to them, and how that should be done, and 4) how to have this licensing system accepted by society.

We used a hierarchical qualification scheme to address these issues and felt that the certified social worker license should be a basic qualification. Then we created the idea of specialized qualifications that can be added to this basic qualification. In short, the qualification system we recommend classifies the requirements for each type of work and for each field, as needed. We suggest that the Japan Association of Certified Social Workers (JACSW), a vocational body for professional social welfare workers, should take the role of training welfare workers and issuing licenses. Furthermore, in order to have this licensing system accepted by society, we propose that it be preceded by activities to encourage social acceptance of social workers themselves, since people do not automatically understand the purpose of this category of worker. Then the basic qualification can be introduced as a way of building confidence in this type of worker.

Key words : certified social workers, specific certified social workers, licensing system

1. はじめに

2007年11月に「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案」(以下「改正福祉士法」)が可決された。これまでも「社会福祉士及び介護福祉士法」(以下「福祉士法」)は幾度か改正されてきたが、今回の改正は改正前から「社会福祉士が真に国民に役立ち、社会的評価を高める千載一遇のチャンス」(白澤、2007)であると評されていた程大きな改革となった。

改正の概要は、社会福祉士だけに焦点化すると大別して4点があげられる。第一に「定義規定の見直し」、第二に「義務規定の見直し」、第三に「資格取得方法の見直し」、第四に「任用・活用の促進」である。更に11項目の付帯決議がつけられており、これまで社会福祉士制度の問題として指摘されていた事項を改善するような内容となった¹⁾。

これにより、社会福祉士が創設されて以来の様々な検討事項が解決の方向へと向うことが期待できることとなった。それと同時に付帯決議に

1) Daisei Kinoshita : 常磐大学大学院人間科学研究科博士後期課程

は、社会福祉士制度の課題として提起されている事項の中には比較的新しい内容である「専門社会福祉士の仕組みを早急に検討する」ことが盛り込まれた。比較的新しいという理由は、他の問題は社会福祉士制度創設直後から指摘されてきたものが多い中において、筆者が渉猟した限りでは、専門社会福祉士制度について本格的に議論されたのはおよそ1997年頃が端緒だったためである。その後は日本学術会議や関連職能団体等において言及されるようになり、最終的に厚生労働省社会保障審議会において検討され、今回「改正福祉士法」の付帯決議に明記されるに至った。

ただ各団体が構想する専門社会福祉士制度に対する意見を概観する限り、それぞれが想定する専門社会福祉士制度、すなわちそのあり方や養成方法、また養成認定機関がどこであるべきかといった事項に関する意見が現段階では必ずしも統一されていない。したがって今後本格的に専門社会福祉士制度の創設を検討し具現化するには、まず専門社会福祉士制度に関するこれまでの議論の変遷と争点を整理する必要がある。また現在各団体がどのように専門社会福祉士制度を構想しているのか、認識として共通している事項と共通していない事項を整理し、その意義や妥当性を検証する必要があると考える。

本稿の目的は、社会福祉士国家資格の今後の資格設計のあり方として提唱されている専門社会福祉士制度創設の構想に焦点を絞り、従来からの議論と現在の議論を整理すること、および専門社会福祉士を創設するにあたっての課題と展望を考察することの2点にある。

なお、この「専門社会福祉士」という用語は、必ずしも定着しているものではない。ほぼ同一の内容として捉えられる「上級ソーシャルワーカー」、「認定社会福祉士」、「スペシフィックソーシャルワーカー」とも表現されているが厳密に使い分けられてはいない。ただ資格の構造を2階建てにすること、すなわち基礎資格として社会福祉士を位置づけその上に研修等により、より専門的

な知識や技術を備えた人材を育成し、応用・上級資格として認定する、という考え方は共通している。したがって本稿では、特に断りを入れない場合、「専門社会福祉士」、「上級ソーシャルワーカー」、「スペシフィックソーシャルワーカー」、「認定社会福祉士」は同義語として解釈し、その時代や個人・団体によって使用された表現方法のまま表記する。

2. 専門社会福祉士構想の端緒

本節では、1971年に廃案となった現在の「福祉士法」の前身ともいえる「社会福祉専門職員の充実強化方策としての社会福祉士法制定試案」(以下「制定試案」)において提示された1種・2種社会福祉士の構想の内容と、それに対する各方面の関連団体等の意見をみてみたい。「制定試案」は、かならずしも「福祉士法」に受け継がれたわけではないが、以下の2つの理由から検討が必要と考える。第一に現在の社会福祉士制度の前身ともいえるものであったこと、第二に資格の設計として2階建てである1種・2種に分類されていたことが、現在の専門社会福祉士構想に共通すること、である。また「制定試案」の4名の起草委員会メンバー²の代表であった仲村優一が、専門社会福祉士制度の構想を強く打ち出した第16・17期社会福祉・社会保障研究連絡委員会委員長であったこともあり、「制定試案」と専門社会福祉士制度創設の構想とまったく無関係と断言することもできないこともあげられる。なお「制定試案」の起草までの経過等に関しては、紙幅の都合上割愛する³。

「制定試案」が提示した社会福祉士の骨子は、ソーシャルワーカー、養護職員、保育職員など社会福祉に携わる職種を28種に分類し、そのうちの8種の職種以外は原則的には4年生大学以上の学歴を有した1種社会福祉士、2種社会福祉士は短大卒業程度とするものであった。この1種社会福祉士は基本的にはソーシャルワーカーに相当する職員に要求される基礎資格基準、2種社会福祉士は養護職員および保育職員に要求される基礎資格

基準と想定されていた。「制定試案」が提示されるまでは、社会福祉に携わる人材のための国家資格は存在していなかったため、国家資格が創設された場合の効果として身分の安定や労働条件の改善等が望める等という理由から一部の関係者からは歓迎された。その一方で多くの関係者や関係団体から反対意見が出され、結局は白紙撤回となった。

廃案に至るには様々な内容の反対意見が出され、総合的に勘案して原案を撤回せざるを得なくなったが、それら反対意見を秋山（2000:256）は4類型化している⁴。そのカテゴリーの一つである「『制定試案』内容に関する問題点からの反対論」はさらに4類型されており、その内のひとつが1種・2種に分けることに反対する意見であった。具体的な内容は、同一職種を分断することにつながる、また1種・2種と分けることにより、それを査定する権力の介入を許すこととなり、それにより専門職の自律性（autonomy）を否定することになる、という指摘であった。さらに福祉労働者間に反目をもたらし、それは分裂支配のパターンである、そして学歴に偏重している、というものであった^{5,6}。

「福祉士法」の前身ともいえる「制定試案」を廃案とした数々の反対意見でも最大の論点とされたのが、同じ資格を学歴によって1種、2種とに分けたことであった。この提案は、「学歴偏重」や「同一資格内に上下の階層を設ける」という多くの関係者の見解を誘発した。「制定試案」に対する数々の反対意見の影響を認めつつも、学歴で同資格内に序列をつける考え方が大きな争点のひとつであったといえよう。

3. 専門社会福祉士制度構想の揺籃期

- 医療および精神科ソーシャルワーカー国家資格化の議論と日本社会福祉士会生涯研修制度の確立 -

1) 医療ソーシャルワーカー国家資格化の議論

専門社会福祉士制度創設の構想に関する議論は、1987年に「福祉士法」が制定されたのち、1997

年に精神保健福祉士資格が創設されるまではあまり活発ではなかった。しかし、例えば京極高宣（1987:143）は「福祉士法」制定直後に社会福祉士を基礎資格とし、その上に「施設福祉士」、「地域福祉士」、「医療福祉士」の3分野を位置づけるという素案を早くから提示していた。ただこの提案は、この段階では構想の具体的なプランが展開されておらず、のちに伊藤淑子（1997:236）はこの3分野に特定した過程が説明されていないと指摘している。専門社会福祉士制度の構想に関する言及は「福祉士法」制定当初は少なく、社会福祉士の現任研修制度の確立等の必要性を提起する議論が多かった（橋本 1994；吉澤 1994）。

専門社会福祉士制度創設の構想に端緒ともいえる重要な動きであったと考えられるのが、1990年に日本医療社会事業協会（以下MSW協会）が医療ソーシャルワーカー（Medical Social Worker以下MSW）の独立した国家資格を求めず、社会福祉士資格一本化路線を公表したことである⁷。すなわち1990年にMSW協会が「社会福祉士とは別の国家資格は求めない」、「社会福祉士に関する法を検討する」、「保健医療分野の専門性に対する資格認定を検討する」の3項目をMSW協会の総会において決定した⁸。このことは、社会福祉士資格を基礎資格としその上に認定資格を上積みする2階建て構想、すなわち階層型の資格設計構想に他ならず、のちに再度議論を呼ぶ水平分化型の資格設計が階層型かの議論の端緒であった。ただしこの段階では、まだ社会福祉士制度が創設されて間もないこともあり、MSW協会が提示した保健医療分野の専門性に対する資格認定の具体的議論には発展していない。

2) 日本社会福祉士会の生涯研修制度と専門社会福祉士制度創設の端緒

以上のようにMSW協会の動きがあったのち、日本社会福祉士会（以下社福士会）は生涯研修制度を立ち上げるための研究委員会等を1994年から立ちあげ、1999年に生涯研修制度を発足した⁹。そ

の間、当時の社福士会設立の基盤整備等を行っていた西澤秀夫(1995)は、資格取得者を基礎とし、より高度な専門性を備えた分野別の「専門福祉士」認定資格制度を実現させたいとしていた。ここでは「専門社会福祉士」という用語を用いてその必要性に言及している。これは生涯研修制度創設の検討がされている時期のものであったため、西澤の構想は生涯研修制度を将来的に「専門社会福祉士」を認定する制度に発展させることを見据えたものであったと考えられる。

また生涯学習制度は、基礎研修・共通研修・専門分野別研修の3つの課程に分類されているが、この分類の考案に携わった原田正樹、高橋幸三郎、横山豊治、高山由美子(2000)は、専門分野別研修課程の構想を、社会福祉を取り巻く状況の変化、職域拡大の可能性によって多様な研修プログラムが要求されていること、また主としてスペシフィックな力量を修得することとなる旨を示している。これは生涯研修制度が将来的に専門社会福祉士制度に移行していくことを示唆したと考えられる。

さらに、生涯研修制度の専門別研修課程の分野特定をめぐる議論もなされている。結果的には、高齢・障害・児童といった領域別ではなく、ソーシャルワークの共通基盤に基づいた横断的な分類を基本的な視点に据えた¹⁰。

このような流れで、その後専門社会福祉士制度創設の構想と関連する社福士会の生涯研修制度は1999年に確立された。ただし西澤の言及や、生涯研修制度の創設等はあったものの、この段階では生涯研修制度を専門社会福祉士認定資格制度としていく構想や動きはなく、生涯研修制度の創設、運営が優先された。

いずれにしろ、専門社会福祉士制度創設の息吹は、前述の社福士会の生涯学習制度創設とMSW協会の社会福祉士資格一本化路線、その後の認定資格構想の議論であったと確認できる。ここで重要なのは、MSW協会と社福士会の生涯研修制度の社会福祉士資格設計の構想が階層型で

あったということで一致しているものの、その上に乗せる資格については、MSW協会は領域別であったのに対し(ただしMSW協会が示しているのはMSWの認定資格ただ一つである)社福士会は横断的のちに生涯研修制度の専門分野別研修で、業務別の類型方法に発展していくことである。

3) 専門社会福祉士制度構想の本格化とその内容

- 精神保健福祉士資格創設の議論からの波及 -

MSW協会が構想した保健医療専門分野の認定資格と、社福士会の生涯研修制度創設構想は、専門社会福祉士制度創設の揺籃期であった。この議論をさらに進めることとなったのは、「福祉士法」が制定されてから10年後の1997年、精神保健福祉士が国家資格として創設されたことがあげられる¹¹。精神保健福祉士が創設される前後にはその間で多くの論争が展開された。この精神保健福祉士を創設すべきか否かについては、社会福祉士制度と精神保健福祉士制度との位置関係に焦点が絞られ議論が展開されていくこととなるが、この論議が結果的に専門社会福祉士構想をより具体的かつ本格的な議論に発展させることとなる。

精神保健福祉士創設反対派の代表論者であった山手茂は、「21世紀の福祉専門職を考える会」(以下21世紀会)を創設しその会長を務め、精神保健福祉士資格創設の反対を厚生大臣(当時)に対して陳述する等といったソーシャルアクションを起こした¹²。山手(1997:56)は、精神保健福祉士は社会福祉士を基礎資格としたスペシフィックソーシャルワーカーとして位置づけられるため、精神保健福祉士を社会福祉士と別の国家資格として制定することは妥当性を欠くとした。そしてこの見解の根拠を、社会福祉士をジェネリックソーシャルワーカーと位置づけ、これを基礎資格として「専門性の高いジェネリックソーシャルワーカー」を位置づける階層型の資格構想にあるとしその具体像を示した¹³。

これに対して京極は「従前から存在していた社会福祉士資格というソーシャルワーカーのいわば

基礎資格（ゼネリック・ソーシャルワーカー《ママ》）に対して、それと同等の資格として保健医療分野にスペシフィックソーシャルワーカーの国家資格が創設されたことの意義が大きい」（京極 2001:183）とし、精神保健福祉士法創設に反対した21世紀会の意見を批判した。また、山手が提案しているジェネリックソーシャルワーカーとスペシフィックソーシャルワーカーの位置関係の構図を批判した上で、ジェネリックソーシャルワーカーとスペシフィックソーシャルワーカーの知識領域に関する自身の試論を提案している¹⁴。さらに山手がMSWを、社会福祉士を基礎資格として、その上にスペシフィックソーシャルワーカーとして位置づける考え方に対して、京極は、MSWは社会福祉士とは別の国家資格とすべきであるという水平分化型の資格設計の考えを示した¹⁵。なお、このような京極の批判に対して山手（1999）は社会福祉士資格がソーシャルワーカーの基礎資格であるべきであると再度反批判をしている。

ここでの争点は、MSW資格の議論と同様で、社会福祉士資格は基礎資格としその上により専門性の高い分野別の福祉士を積むべきという階層型資格の構想と、それが政策上現実的ではないため、社会福祉士資格以外のソーシャルワーカー資格が制度上創設可能なのであれば創設すべきである、という水平分化型構想の相違である。結果的には水平分化型の精神保健福祉士資格は創設されたが、この議論の過程で出された山手の社会福祉士資格設計構想は、それまで社会福祉士資格を2階建てにするという構想があっても、領域別の専門資格を上乗せする構想がこれ程具体的に示されたことはなく、後にみる日本学術会議等にも影響力を持つこととなった。

このように、精神保健福祉士創設の議論を中心とした専門社会福祉士制度の論議があった一方で、社会福祉士に焦点化してではないが、大橋謙策（1998：47）は社会福祉従事者の生涯研修が殆ど確立していないことを指摘し、そのシステムをどうつくるか、また研修をどこが担うのかを課題

としてあげている。その中で、大学や大学院がその役割を担った際のリカレント教育は、臨床性の高い実践科学としての社会福祉に不可欠な現場実践と大学での教育・研究とを有機的に結合させる有効な方法と提起した。この議論はかならずしも社会福祉士の2階建て議論に直に触れてはいるが、それを見据えた議論であるということは明確である。また社会福祉従事者の生涯研修を行うとしたらどの関連団体がどういった方法で担うのか、というより踏み込んだ議論は、専門社会福祉士制度構想の具現化を一步進めたものであったといえよう。これ以降社会福祉士関連団体が専門社会福祉士制度の必要性を次々と提言し、内容の多くが大学や大学院との連携に言及しているが、生涯研修制度に大学や大学院を絡める大橋の構想は、山手構想と同様に日本学術会議に影響を及ぼすこととなった。

その他では、伊藤（1997:237-8）は、ソーシャルワークにおける専門分化の議論はまだ未整備であり、それを整備するための作業として、スペシフィックな分野を特定する作業が必須であること、またその分類方法として機関種別と対象集団別に考えられるとし、この段階で業務別と領域別の分野特定がなされていた状況に対して一石を投じた¹⁶。

4．専門社会福祉士制度の構想の現在

- 関連団体の関与 -

現行の「福祉士法」が創設された後の専門社会福祉士制度を創設する構想が具体的かつ本格化したのはこれまでみてきたように精神保健福祉士資格創設前後からといえる。そして1997年前後から盛んになった論議は、その後国や関連職能団体における福祉人材に関連する検討会や審議会において取り上げられるようになる。論議の経緯や内容のみていきたい。

1）日本学術会議社会福祉・社会保障研究連絡委員会（第16期・第17期・第18期）

日本学術会議社会福祉・社会保障研究連絡委員

会（以下「連絡委員会」）は、第16・17・18期の3期にわたり社会福祉士制度の2階建て構想に言及している。まず、第16期連絡委員会（委員長 仲村優一）は1997年3月に報告書『社会福祉に関する研究・教育体制の拡充・強化について - 高齢社会に対する社会サービスの総合化対策の一環として - 』をまとめ、その中で社会福祉士を基礎資格として、その上に専門分化した認定制度を設けることが当面の課題とした¹⁷。

この考えは第17期の連絡委員会（委員長 仲村優一）に引き継がれた。2000年5月の報告書『社会サービスに関する研究・教育の推進について』において、社会サービス専門職の養成・生涯研修体制の確立と研修内容の拡充の必要性に言及し、とりわけ「ソーシャルワーカー（社会福祉士）とケアワーカー（介護福祉士の）の養成・研究体制の整備が不可欠」（日本学術会議社会福祉・社会保障研究連絡委員会 2000:479）であることを提唱した。この報告書では社会福祉士の生涯にわたる研修体制を「専門分化と方法の総合化との両面に配慮して研修の条件と研修内容・方法を体系的に

整備する必要がある」（日本学術会議社会福祉・社会保障研究連絡委員会 2000:480）としてその案の具体的な形を図に表している¹⁸（図1参照）。

その後の第18期（委員長 大橋謙策）では、2003年6月に報告書『ソーシャルワークが展開できる社会システムへの提案』が出され、社会福祉士資格に専門的な認定資格を上乘せしていくといった具体的な提案がなされた¹⁹。また第17期が提案した2段階研修体制の枠組みの考え方を継承する必要性を明言し、その上で2003年度より日本で始まった専門職大学院制度と関わらせることを示唆し、「上級ソーシャルワーカー（仮称）として資格認定制度（サーティフィケーション）を創設することを提案する」（日本学術会議第18期社会福祉・社会保障研究連絡委員会2003：9）とした。さらに、研修システムと資格認定制度を構築するため、また上級ソーシャルワーカー（仮称）が社会的に受け入れられる体制を確保するために社会福祉士の養成機関の団体等が連携協力していく必要性に触れている。

このように、連絡委員会では、第16・17・18期

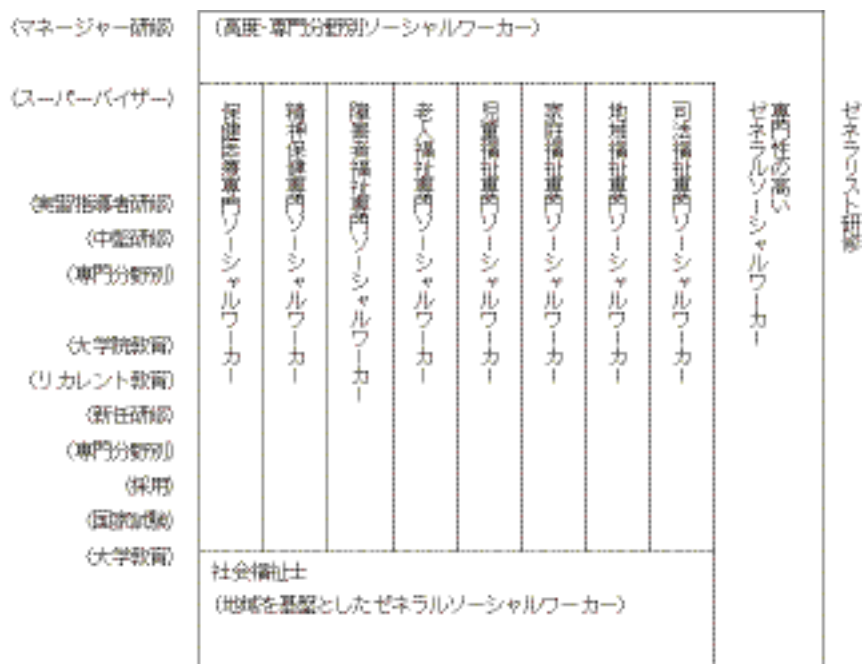


図1 ゼネラル・ソーシャルワーカーの生涯研修体系

出典：日本学術会議社会福祉・社会保障研究連絡委員会、2000、『社会サービスに関する研究・教育の推進について』：482

で社会福祉士を2階建てにする構想、すなわち専門社会福祉士を創設する構想が段階的にそしてより具体的に提議されている。これまでみられなかった議論として、専門職大学院と関わらせること、上級ソーシャルワーカーが創設された際、社会的に受入れられるシステムの構築の必要性に言及していることがあげられる。

2)「福祉専門職の教育課程等に関する検討委員会」

このように3度にわたる連絡委員会の最中の1998年6月、中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会による「社会福祉基礎構造改革(中間まとめ)」が発表され、この内容を受けて同年9月に厚生省社会・援護局長の私的諮問機関として「福祉専門職の教育課程等に関する検討会」(以下「福祉教育検討会」)が設けられ、報告書『福祉専門職の教育課程等に関する検討会報告書』(厚生労働省1999)がまとめられた。この中で社会福祉士の資格取得後の継続研修に触れているが、これは専門社会福祉士制度構想に類する提議であった。内容は社会福祉士の職能団体が中心となって生涯研修の体系化を図る必要性があること、また社会福祉士としての資質を基にしながら「成年後見制度における後見人」、「地域福祉権利擁護制度における自立生活支援専門員」、「実習施設の実習指導」、「事業の管理運営」といった専門分野に対応できる研修を行うこと、また研修修了者には団体認定資格の付与を行うことを検討する必要性に言及している。

3回の連絡委員会と福祉教育検討会はそれぞれ社会福祉士資格の2階建ての構想を提案しているが、同時期に開催されているにもかかわらず両者に見解の相違があることが確認できる。すなわち、連絡委員会の見解は、社会福祉士の上に乗せる分野は縦割りの領域別の考えを提示しているのに対し、「福祉教育検討会」は、横断的な業務別で区分を提示していることである。また連絡委員会は専門職大学院と資格制度を関連付けていくこと

を示唆しているのに対し、福祉教育検討会では職能団体が中心となり認定資格を付与していくことを強調しており、特に大学や大学院には言及していない。

この時期は、精神保健福祉士資格創設を皮切りに、一連の社会福祉基礎構造改革や2003年から開始された専門職大学院制度といった改革等が重なり、専門社会福祉士制度の構築の必要性を多くの関係者が感じ、その最良の形を模索していた時期であったと考えられる。

3)日本社会福祉士養成校協会・日本社会福祉教育学校連盟の提言

2005年に日本社会福祉教育学校連盟(以下学校連盟)の社会福祉専門教育評価委員会と日本社会福祉養成校協会(以下社養協)の社会福祉士養成校教育課程評価委員会の合同委員会である社会福祉士国家試験制度問題検討委員会より『社会福祉士国家試験制度に関する提言(案)』が報告された。この提言書は、試験制度の在り方に始まり将来における資格制度のあり方にも言及している。

提言書のなかでは専門社会福祉士制度に通じる内容を2箇所で見ることができる。すなわち、社会福祉士を、「基盤を充実させたジェネラリスト・ソーシャルワーカーである」と定義した上で、「その基盤の上にそれぞれの分野の専門性や専門特化したスキルが積み上げられることが望ましい」(社会福祉士国家試験制度問題検討委員会 2005:8)とし、福祉系大学大学院が増加してきている現状、また高度専門職業人養成、リカレント教育、生涯教育が追及されることに触れ、今後更に大学院生等が増加していくことに言及したうえで、上級ソーシャルワーカーの必要性について言及している。

この提言で特徴的なのは、大学院教育コアカリキュラムを修得すること、その後一定の実践現場経験を経ることを条件とすること、の2点を連動させていることである。

その後社養協は、2006年に大学院と社会福祉士

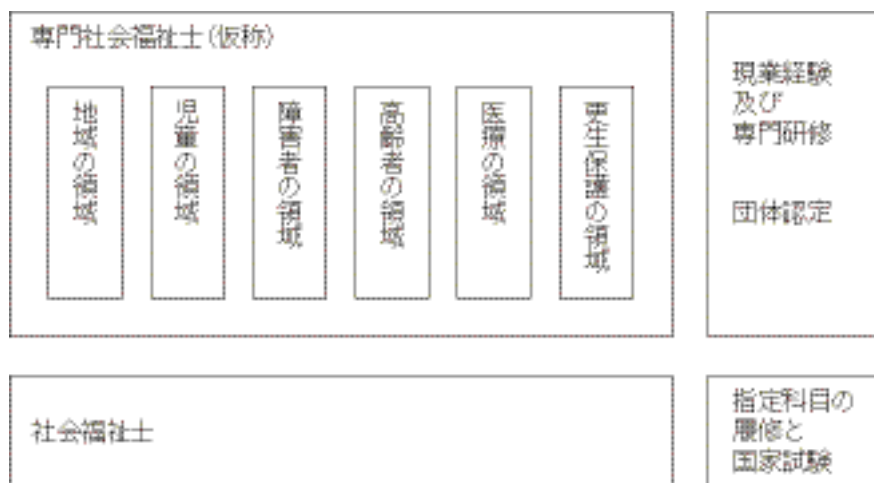


図2．社会福祉士制度改革のグランドデザイン（日本社会福祉士養成校協会案）

出典：社団法人日本社会福祉士養成校協会、2006、『社会福祉施設における社会福祉士の雇用状況と雇用に向けての調査研究（報告書）』：13

制度を連結させてより専門性の高い社会福祉士養成の具体的な提案を『社会福祉施設における社会福祉士の雇用状況と雇用に向けての調査研究報告書』の中でしている。ここでは社会福祉士資格の将来の発展を展望するという観点から、社会福祉士資格保有者の任用を一定の職種に義務付けること、現行の社会福祉士資格に専門社会福祉士資格を追加することの2点を提起し、具体的な構想を図式化している（図2参照）。

また、これまで過程および課程や認定の権限に関する具体的な構想があまり出されていなかったのに対して、専門医制度を先例として紹介し、社会福祉士資格制度もこれにならうことが例として示されている。具体的には、専門社会福祉士の要件として以下の3つを示している。第一に5年程度の職務経験、第二に職能団体の実施する研修プログラムないし社会福祉士養成校の設置する大学院の課程において一定の単位を履修し、第三に職能団体の実施する試験等によって資格を認定することである。また、独立して業務を行う際は専門社会福祉士を公示することができることとし、近年増加している「独立型社会福祉士」に対しても対応していこうとする構想が及んでいる。

4）厚生労働省社会保障審議会福祉部会・人材確保指針における審議

これまでみてきたように、専門社会福祉士資格制度創設の構想はMSW協会の社会福祉士一本化路線、社会福祉士会生涯研修制度創設に端を発し、精神保健福祉士資格創設の議論から発展し、その後連絡委員会、国の審議会や関係職能団体において議論されてきた。冒頭にも触れたように今回の「改正福祉士法」の付帯決議に専門社会福祉士制度の仕組みの創設を早急にすることが盛り込まれたが、ここに専門社会福祉士制度創設に関連する事項が明記されたのは、今回の厚生労働省社会保障審議会福祉部会（以下「審議会」）における議論が反映されたものであった。以下で、審議会において専門社会福祉士制度に関する議論をみたい。

厚生労働省社会保障審議会福祉部会において、2006年9月から4回にわたり「福祉士法」のあり方について審議され、同年12月に『介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見』として報告された。またその後、2007年になってからは、審議会は「福祉士法」のあり方に関する議論から、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」の改正に関する議論にシフトし、2007年8月に『社会福祉事

業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針』の見直しについて」の報告を出した²⁰。

第1回目の審議会で、具体的に専門社会福祉士制度について言及している委員は社福士会会長村尾俊明のみである。村尾は社福士会が行っている生涯研修制度を紹介し、その中の専門研修でスペシフィックソーシャルワーカーを育てていく目標を社福士会が担っていることを審議会提出資料の中で明言している(村尾 2007a)。

第2回目の審議会では、専門社会福祉士制度に関連した具体的な発言はなされていない。しかし厚生労働省専門官の潮谷有二是、社会福祉士の資格取得後の能力開発やキャリア開発を支援する研修体系が未整備であると指摘している。また社会福祉士の役割の拡大、専門化してきている現状を整理し、「社会福祉士の任用・活用が期待される分野」とし、それを7分野、すなわち 権利擁護、成年後見活動、虐待問題への対応、地域生活支援事業における相談支援事業、障害者への就労支援、自立支援プログラムにおける活用、ホームレス対策関係事業、第三者評価や苦情処理、等を示している(厚生労働省 2006a)。

第3回目の審議会では専門社会福祉士制度構想に対する状況は大きく転換した。すなわち、具体的な専門社会福祉士制度(ここでは「認定社会福祉士」と表記されている)の構想が村尾から提出されたこと(以下「村尾レポート」)また潮谷より提出された資料に具体的な名称として「専門社会福祉士」が登場したことである。また潮谷は、「生涯研修体制の充実と資格取得後の能力開発等」という事項において「OJTや職能団体による研修等を通じ、より専門的知識と技術を有した社会福祉士については、国家資格とは別の資格として、関係団体が『専門社会福祉士』等として認定するような仕組みも必要である」(厚生労働省 2006b)としている。なお、最後の第4回審議会においては、専門社会福祉士制度に関しての意見は特になされていない。

以上厚生労働省社会保障審議会福祉部会で行われた、社会福祉士制度のあり方に関する議論で、専門社会福祉士制度に関連する議論のみに焦点をあて検討してきた。ここでの専門社会福祉士制度に関する具体的な構想は、当事者職能団体である社福士会と厚生労働省専門官の潮谷有二が中心に議論を進めてきていたと判断できる。

社福士会は、これまで厚生労働省の審議会では専門社会福祉士制度に関連する構想等に具体的には言及してなかった。しかし、今回の審議会において専門社会福祉士制度に関する具体的な構想案を提示している。

今回の構想案で特徴的なのは、これまで多く提示されてきたいわゆる「縦割り」の分野別の専門社会福祉士といった分類ではなく、業務別の「共通特定専門業務」、「地域生活自立支援業務」、「虐待対応業務」、「特定部門の業務」の4類型化していることにある。また社福士会は、生涯研修センターを強化することにより、専門社会福祉士制度を導入すること、つまり既存の生涯研修システムと専門社会福祉士制度を連動させる考えを公表している。そのような考え方が、これまでは「専門社会福祉士」という表記されることが多かった2階建ての社会福祉士制度の構想に対して、社福士会が認定するという構想から「認定社会福祉士(仮称)」という名称にあらわられているのではないかと考えられる。ただし、審議会に資料には「認定社会福祉士(仮称)」としていたが、その後、村尾は発表した論文(村尾 2007b)の中で、「『専門社会福祉士(仮称)』制度の創設」という節を設けている。このことから、現段階ではまだ社会福祉士資格を2階建てにした場合の名称は、統一されていないといえるであろう。なお、「村尾レポート」においても、村尾論文の中においても、専門職大学院等との連携によって、専門社会福祉士あるいは認定社会福祉士を育成していく方針を示しているのは共通している。

5 . 考 察

以上本稿では、専門社会福祉士制度創設の構想をめぐる争点に焦点を絞って議論の整理と課題を考察してきた。今後の専門社会福祉士制度創設をしていく上での課題と検討事項、4点を明らかにできたと考える。第一は資格制度の構造が水平分化型か階層型にすべきであるか、第二は、職種区分は領域別にすべきか業務別にすべきか、第三は養成および認定の責任所在の検討、第四は社会に受入れられる体制の確保である。以下でこの4点について考察する。

1) 社会福祉士資格の設計 - 水平分化型か階層型か -

社会福祉士資格の今後は、社会福祉士と精神保健福祉士とが水平分化型の国家資格としてあるように、他のソーシャルワーカー資格をこれと同様な形式としていくべきであるのか、あるいは社会福祉士を基礎資格としてその上により専門的な資格を上乗せしていく階層型にすべきかという問題が残されている。現在は階層型に対する考え方が大勢をなしており、今回の付帯決議の専門社会福祉士制度に関する主旨もそれを意味するように解することができる。社会福祉士の水平分化型資格として精神保健福祉士は創設されたが、例えばアメリカの1922年のミルフォード会議や5つの専門職団体、および地域援助と社会福祉調査の2つの研究団体を合併して1955年に創設された全米ソーシャルワーカー協会は、ソーシャルワークを基盤とする職種が共通基盤をみだし、ジェネリックとスペシフィックを確認してきたが、日本においてもそのような認識の統一化は必要であろう。水平分化を繰り返すことはソーシャルワーカーという職業のアイデンティティーの分化にもつながり、そのアイデンティティーの輪郭をぼやかしてしまう。これはMSW協会が選択した考え方もあり、またこれまで多くの研究者がソーシャルワーカー資格は社会福祉士を基礎資格として統一

すべきであり、その上に専門分野を認定資格といった形式で乗せていくのが賢明であり、資格は分断すべきではないとしている。したがって、水平分化型ではなく、階層型の資格設計を採択し資格の設計を行っていくことが望ましいと考える。ただし、課題となるのが水平分化した精神保健福祉士資格とどう整合性を図っていくかということ、また介護支援専門員資格も高齢者ケアマネジメントの専門資格であるため、このような資格との兼ね合いや棲み分けの方法も考慮に入れていく必要がある。

2) 職種区分の方法 - 領域別か業務別か -

では階層型の資格制度にしていくとすると、次にその職種の区分方法の議論がでてくる。ここまでみてきた限り山手、連絡委員会、社養協等が提示してきた案は縦割りの領域別分類であった。それに対して社福士会の生涯研修制度や審議会での潮谷の提案は原則的には業務別分類であった。またこの件に関しては、先にもみた伊藤(1997:237)は、分野特定は機関種別と対象集団別に分類でき、後者が妥当と指摘している²¹。

領域別分類の考えは、MSWの問題や精神保健福祉士資格創設の過程における議論から必然的に出てきたものと考えられる。すなわちMSWや精神保健福祉士と社会福祉士の資格の関係をどのように整理していくかということを前提とした議論であるとする、職種区分の議論は必然的に縦断的である領域別の議論に結びつく。また福祉関係法規に関しても基本的には縦割りであることが多いためそのような分類に到達するのは自然であろう。

ただその一方で、成年後見や就労支援、権利擁護、虐待問題といったどの領域にも起こりえる横断的の区分けも重要である。このような考え方は、そもそも社福士会が年1回開催する社会福祉士全国大会の分科会の分類の方法に端を発している。すなわちそれまでは領域別の分科会を組織していたが、その枠組みでは社会福祉士の専門性を構築

していくことに限界を感じた等の理由から、1995年よりソーシャルワークの共通基盤に基づいた横断的なテーマ構成に変更した²²。この考え方が生涯研修制度にも継承され現在に至っている。

現在の社福士会生涯研修制度の専門分野別研修は5分野、すなわち「保健医療分野におけるソーシャルワーク専門研修」「成年後見人養成研修」「独立型社会福祉士養成研修」「自立に向けての就労支援研修」「障害者の地域生活支援研修」となっている。この分類は領域別のものと業務別のものが混在している。生涯研修制度創設に携わった原田ら(2000)の構想を思い起こすと、社会福祉を取り巻く状況の変化、職域拡大の可能性によって多様な研修プログラムが要求されていることから、従来一般的であった領域別の区分ではなく領域を横断するソーシャルワーカーの基礎基盤を意識してその礎を築いた。確かに社会福祉を取り巻く状況は日々変化し、社会福祉士の職域は確実に拡大している。現在はその過渡期でもあろう。そのように考えると、必要とされるより細分化された専門的な知識や技術はこの先も変化するであろうし、その都度要求される専門性を身につけた社会福祉士が社会より要請されることを勘案すると、特に領域別、業務別といった考え方に縛られることなく、現在生涯研修制度に設定されている混在した分類でよいのではないかと考える。

3) 専門社会福祉士の養成および認定 - 大学院との連携構想も踏まえて -

専門社会福祉士の養成や認定はどこが行うのか、ということに対する明確な合意はまだ形成されていない。本来なら当事者職能団体である社福士会が養成および認定するのが自然な流れであるが、これまでの議論からすると大学院や専門職大学院(以下大学院)との連携によって養成していくという見解に概ね一致しているため、専門社会福祉士制度が創設される場合は、その養成には大学院と連動することとなろう。

その場合、少なくとも3つのメリットが考えら

れる。第一は、福祉プロパーの研究者や教員が社会福祉士の知識や技術を教授することとなるため、受講者はより高い知識や技術を得られること。第二はこれまで「乖離している」と絶えず問題提起されている理論と実践の融合を研究者と実践者が協働してプログラム開発等を行うことにより本格的に図ることが期待できること。第三は、これまでの研修以上に高度な知識や技術を身につけられるシステムが構築されることが期待できるため、社福士会の懸案事項の一つでもある入会加入率の促進が図られることも期待できることである。現在も社福士会の生涯研修制度の研修プログラムは研修者と実践者の協働でプログラム開発が行われている。今後もさらに密な連携を図ることができればより質の高い研修プログラムを構築することが可能である。またそのような連携は学問領域と実践現場との風通しをよくし、理論と実践の更なる融合の促進がはかられるであろう。

その反面次の4点が憂慮される。第一に、講義の受講方法が年単位の継続的なものであれば仕事を持っている場合受講しにくい。第二に金銭的な負担が大きい。第三に敷居が高くなる。第四に「制定試案」と同様に学歴偏重という批判が出ることがあげられる。大学院のカリキュラム修得が専門社会福祉士資格取得の条件となった場合、当然受講者が仕事を持ちながらも講義が受けやすいようなシステムが構築されるであろう。もしそれであれば職場環境が恵まれた一部の者しか資格取得ができなくなる。またこれまでの福祉士会の専門研修の金額はおよそ50,000円から100,000円であるが、大学院で定められた単位修得を課した場合、それと比して金額があまりにも大きくなるようでは多くの受講者を集めることは望めなくなることは否めない。現在社会福祉士で大学院卒の社会福祉士は現在6.3%(村尾 2007c)であるが、この割合は決して高くはないのではなかろうか。かつて「制定試案」が受けた学歴偏重バッシングを想起させる。現在提起されている大学院と連携する議論は、必ずしも「制定試案」と同質の

ものではないし、当時と比して国民全体の大学院進学率も大幅に上がっている。したがって場合によっては特に支障なく受入れられることも考えられる。しかしもし大学院と連動させることを本格的に検討するのであれば、システムを構築する前に一度会員の意見にも配慮する必要性がある。

4) 社会に受入れられる体制の確保

第18回連絡委員会の報告書は専門社会福祉士制度が創設される際には、それが社会に受入れられる体制を確保するために多くの施設・団体・協議会との連携が求められると言及している。確かに必要なことではあるが、それ以前にその基礎資格である社会福祉士が社会に受入れられる体制を構築することが先決であるように考えられる。近年、福祉施設や機関等において社会福祉士の配置が義務化されるような動きが少しずつではあるが出てきてはいるもののまだ配置数は少ない。したがってまず基礎資格となる社会福祉士について社会に受入れられるシステムの構築が図られるべきであると考ええる。

5) ま と め

専門社会福祉士制度創設の構想は、関連諸団体の意見が複雑に絡み合っている。ただ専門社会福祉士制度創設の構想は、今回の「改正福祉士法」の付帯決議にも明記されたように確かに芽吹きはじめており、創設に対する各方面のコンセンサスも大分広まってきたようすも伺うことができる。また国民の福祉ニーズが多様化してきている状況に対応するために、それらニーズに対して社会福祉士は十分に応えられるよう専門特化した知識や技術を身につけていかななくてはならない。

とはいえ、専門社会福祉士制度の論議は始まったばかりである。各関連学会や団体のそれに対する見解は必ずしも一致しておらず、これから更に深い議論が必要になってくると思われる。この先、社会福祉士の社会における役割がさらに拡大し、専門領域が増加していくことが考えられる。

社会情勢が流動的であり、また専門社会福祉士の議論が深まっていない状況下で資格制度の設計そのものを決定してしまうと、資格制度はすぐに硬直化し、新しい流れに対応していけなくなるものが懸念される。社会福祉士の社会的な認知が高まり、役割がますます拡大されることを考えると、柔軟な対応が可能となるように社福士会の「生涯研修制度」において、研修を修了したという認定に現在はまだとどめておくべきではなかろうか。したがって専門社会福祉士の仕組みについて検討することは必要と考えるが、本格的な議論はこれからであり慎重な検討が求められる。

謝 辞

本研究を進めるに当たり、ご指導を賜った佐藤守弘教授、また論文執筆に際し、貴重なご助言を下さった安田尚道教授、柄澤行雄教授に深謝致します。懇切なコメントを下さった査読の先生にも御礼を申し上げます。

注

- 1 例えば、これまで実務経験による社会福祉士受験資格の取得ルートは、行政職は養成校を経ることなく5年の実務経験があれば社会福祉士の受験資格を取得することが認められていたが、この養成校を経なくても受験資格を得られることは、社会福祉士受験資格を取得できる11のルートのうち行政職のみ特権であり、これに対して行政職が優遇されている、という批判は多くなされていた。しかし今回の改正により、行政職の経験に加え新たに6ヶ月以上の養成課程を経た上で国家試験を受験する仕組みとなった。また社会福祉士の実習の質の担保の必要性が多く指摘されていたことに対して、福祉系大学の実習等の教育内容、時間数等についてこれまで厚生労働大臣のみがその基準の設定をすることとなっていたが、今回の改正で文部科学大臣も加わり、実習の質の担保・向上のための布石が作られた。さらに社会福祉士の社会的な任用が促進されていないという多くの指摘に対して、2000年に社会福祉主事・児童福祉司

- の任用資格に位置づけられたのに続き、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司の任用資格として位置づけられたこと等があげられる。また社会福祉士の任用・活用の拡大を実現するため都道府県及び市区町村の福祉に関する事務所職員への社会福祉士の登用の促進策の検討や司法・教育・労働保健医療等の分野における社会福祉士の職域拡大、雇用管理や労働条件の改善の促進を今後検討していく、といった事項があげられる。
- 2 この時の起草委員会のメンバーは、仲村優一、福田垂穂、三浦文夫、大谷嘉朗、であった。
 - 3 「社会福祉士法制定試案」起草までの経過の詳細については、嶋田啓一郎（1972）、「社会福祉における専門職化と法制化 - 『社会福祉士法』制定試案の検討」『社会福祉学』12、1-21、日本社会福祉学会編（2004）。『社会福祉学研究の50年 - 日本社会福祉学会のあゆみ』ミネルヴァ書房、秋山智久（2000）。『社会福祉実践論 - 方法原理・専門職・価値観』ミネルヴァ書房、仲村優一『仲村優一社会福祉著作集第六巻 社会福祉教育・専門職論』ミネルヴァ書房、248 - 69等に詳しい。
 - 4 秋山は、「制定試案」反対論の分類を「審議過程での問題点」、「試案中の『社会福祉の現状の把握』への問題点」、「試案中の『社会福祉の概念と中心的特性の把握』に対する問題点」、「試案の内容に関する問題点からの反対論」と4類型化している。
 - 5 これに関して鷺谷（1972）は、28職種を1種と2種に区分していることの原因が何ら明らかにされていないこと、また分類は全従事者の資質の向上という視点からは意味をなさないと批判している。また京極（1998）は、学歴で同一名称の資格に上下関係を付けることが盛り込まれたことを「制定試案」の最大の論点と指摘し、1種と2種の専門性や業務の相違が全く不問にふされているままで、学歴的差別がなされていることにも専門職制度化における政策的な詰め甘さが残されているといっても過言ではない、と評価した。
 - 6 仲村（2002:252-3）は、「制定試案」の提案を引込めざるを得ない結果となった要因として、福祉関係学会の反対論があり、それら意見のひとつとして1種・2種の階層化は職員の分断につながる、という理由があったことを振り返っている。
 - 7 医療ソーシャルワーカーの職能団体である日本医療社会事業協会は、医療ソーシャルワーカーの資質の向上と資格の確立を目的に1953年に設立された。MSWの国家資格化への動きは1960年代前半頃よりMSWの身分法制定の議論が関連団体や国においても活発になされ、その案が出現しては立消え、立消えては出現するという歴史を辿っていた。なおMSWの資格制度化運動の歴史に関しては、日本医療社会事業協会50周年記念誌編集委員会編（2003）。日本の医療ソーシャルワーク史 日本医療社会事業協会、54-92に詳しい。
 - 8 MSWを社会福祉士に一本化する構想は、1997年MSWの実務経験が社会福祉士国家試験受験資格を取得するための一要件に付加され、2005年MSWが職場としている医療機関が社会福祉士の実習指定施設に包含されたためMSWを社会福祉士に包摂する課題は概ね達成された。
 - 9 生涯研修センターは「会員個人の自己研鑽の継続性を確保し、研修を通して会員相互の連携を図ることによって、今日的な社会福祉の課題を解決していくために、会員及び本会の力量を向上させていくこと」を目的に、1999年に日本社会福祉士会に設置された。研修の内容は、「共通的な研修」が4、「専門研修」が5、「新しい課題」に対応する研修が3（2007年11月23日現在）設定されており、会員の自己研鑽、力量向上の一助を担っている。なお生涯研修制度創設までの経緯は、原田正樹、高橋幸三郎、横山豊治、高山由美子（2000）。日本社会福祉士会における生涯研修制度の意義と課題 社会福祉士、7、168-9、日本社会福祉士会 日本社会福祉士会十年史 28-31、日本社会福祉士会編（2003）。日本社会福祉士会十年史 28-31に詳しい。
 - 10 これは1995年に開催された日本社会福祉士会・社会福祉学会の分科会の枠組みにおいて、それまでは高齢・障害・児童といった縦割りの分科会を横断的なものとしたことに由来している。ちなみにこの時は

- 「社会福祉士のネットワーク」、「在宅福祉サービスの展開」、「参加型福祉社会の創造」、「様々な人たちの人権擁護」等であった。この経緯は、原田正樹、高橋幸三郎、横山豊治、高山由美子(2000)、「日本社会福祉士会における生涯研修制度の意義と課題」『社会福祉士』7、168-9に詳しい。
- 11 この過程については、石川到覚(2007)、「精神保健福祉士資格の成立と現状」大橋謙策編『日本のソーシャルワーク研究・教育・実践の60年』相川書房、119-27に詳しい。
- 12 この21世紀会の設立趣旨、経緯、メンバー等に關しては、21世紀の福祉専門職を考える会編(1997)、『社会福祉士をすべての保健・医療・福祉機関に！ - 「精神保健福祉士法案」を批判する - 』日本地域社会研究所、にまとめられている。さらに、21世紀会の代表を引き受ける経緯、またソーシャルアクションを起こすまでの考えを以下の中で説明している。山手茂(1999)、「社会福祉専門職研究の方法と課題 - 京極高宣氏からの批判に答える」『東洋大学社会学部紀要』36(3)、335-49。
- 13 山手茂(1997)、「医療におけるソーシャルワーカーの役割と資格制度をめぐる論争点」『社会福祉研究』69(10): 56
- 14 京極(1998:198)は、ジェネリックソーシャルワーカーとスペシフィックソーシャルワーカーには必ずしも上下関係がないこと、スペシフィックソーシャルワーカーが大学院等で研鑽を深めた場合、ジェネリックソーシャルワーカーになることもありえること等を指摘した。
- 15 京極(1998:201)は社会福祉士資格を基礎とする2階建ての資格設計構想を安易な社会福祉士資格への一本化は政策的に困難であるという考えを打ち出し、今後は学校ソーシャルワーカーと社会教育とをリンケージした「教育福祉士」、保護監察官や家庭裁判所調査官等の「司法福祉士」といった水平分化型の国家資格の創設も構想できるとしている。
- 16 ここでは、伊藤はソーシャルワーク教育のための分類特定は対象集団別が妥当であるとしている。
- 17 なおここであげられているのは医療・家族・児童

ソーシャルワーカーであった。ただし、ここでは具体的な養成の方法や資格設計のモデル案等は出されていない。

- 18 なお、これは先にみた山手案である「ジェネリック・ソーシャルワーカーとスペシフィック・ソーシャルワーカーの位置関係」に似ているが、これは山手が第17期のメンバーにも入っており、その意見が第17期委員会の中で採用され、改良されたことが考えられる。
- 19 この時の委員会のメンバーは、委員長：大橋謙策、幹事：田端光美、高橋重宏、委員：岡本民夫、川村佐和子、白澤政和、古川孝順、牧里毎治、山崎美貴子、幹事補佐：市川一宏、中野いく子、中野敏子、アドバイザー：一番ヶ瀬康子、仲村優一、であった。
- 20 この審議会は、2007年3月29日、4月20日、5月30日、7月4日、7月26日、の計5回である。この報告の中で専門社会福祉士に関連する事項としては、「国家資格等の有資格者について、さらに高い専門性を認証する仕組みの構築を図るなど、従事者の資質向上に取り組むこと(職能団体、養成機関の団体その他の関係団体等)」とある。なおそれぞれの議事録、資料等は厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/hosho.html#fukusi2>、2007.11.29)において参照可能。
- 21 なお伊藤は、対象集団を児童・婦人・知的障害者・身体障害者・高齢者・傷病者・精神障害者の7集団の分類を提案している。
- 22 これは1995年第3回社会福祉士全国大会時からの試みであった。この時の分類は、「社会福祉士ネットの創造」「在宅福祉サービスの展開」「参加型福祉社会の創造」「様々な人たちの人権擁護」等であった。

文 献

- 秋山智久(2000).『社会福祉実践論 - 方法原理・専門職・価値観』ミネルヴァ書房.
- 橋本泰子(1994).「福祉改革の一翼を担う社会福祉士」『月刊福祉』5(23).
- 伊藤淑子(1997).「医療ソーシャルワークのカリキュラムのあり方 - 日本におけるソーシャルワークの分野

- 特定に関する一考察」『ソーシャルワーク研究』23 (3): 235-41 .
- 厚生労働省(1999).『福祉専門職の教育課程等に関する検討会報告書』(http://www1.mhlw.go.jp/houdou/1103/h0310-1_16.html , 2007.11.29).
- 厚生労働省(2006a).『社会保障審議会福祉部会資料5 社会福祉士制度の見直しについて(検討事項・検討の視点)』: 5, 22 .
- (2006b).『社会保障審議会福祉部会資料5 生涯研修体制の充実と資格取得後の能力開発等』: 27 .
- 京極高宣(1987).『福祉専門職の展望 - 福祉士法の成立と今後』全国社会福祉協議会: 143 .
- (2001).『新版日本の福祉士制度 - 日本ソーシャルワーク史序説』中央法規出版: 64, 183 .
- 村尾俊明(2007a).『日本社会福祉士会の現状と課題』(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/09/dl/s0920-9h.pdf> , 2007.11.29)
- (2007b).『社会福祉士の役割と今後の課題』『月刊福祉』90(2): 27-9 .
- (2007c).『社会福祉現況調査結果について』(http://www.jacsw.or.jp/contents/iken_youbou/07/070420.pdf , 2007.11.29)
- 仲村優一(2002).『社会福祉教育・専門職論』旬報社: 252-3 .
- 日本学術会議第17期社会福祉・社会保障研究連絡委員, 2000,『社会サービスに関する研究・教育の推進について』: 479 .
- 日本学術会議第18期社会福祉・社会保障研究連絡委員会, 2003,『ソーシャルワークを展開できる社会システム作りへの提案』: 9-10 .
- 西澤秀夫(1995).『社会福祉士』, 可能性へのチャレンジ - その現在と未来』『社会福祉研究』: 64 .
- 大橋謙策(1998).『戦後社会福祉研究と社会福祉教育の視座』一番ヶ瀬康子, 大友信勝, 日本社会福祉教育学校連盟編『戦後社会福祉教育の五十年』ミネルヴァ書房, 47 .
- 白澤政和(2007).『社会福祉士制度見直しの現状と今後の課題』『月刊福祉』90(2): 21-3 .
- 鷲谷善教(1972).『社会福祉士法』制定試案をめぐる問題』『社会福祉学』12: 47-59 .
- 山手茂(1997).『医療におけるソーシャルワーカーの役割と資格制度化をめぐる論争点 - なぜ社会福祉士と別資格を設けようとするのか?』『社会福祉研究』69: 56 .
- (1999).『社会福祉専門職研究の方法と課題 - 京極高宣氏からの批判に答える』『東洋大学社会学部紀要』36(3): 335-49 .
- 吉澤英子(1994).『社会福祉士の養成と現任教育』『月刊福祉』5(25).

付 録

常磐大学大学院人間科学研究科修士課程学事記録

〔2006年度〕

2006年 4月3日 入学式・ガイダンス (入学生: 5名)

2006年 9月14日 入学式・ガイダンス (入学生: 1名)

春セメスター修了式 (修了者: 1名)

2007年 3月20日 秋セメスター修了式 (修了者: 7名)

3月30日 常磐大学大学院学術雑誌「人間科学論究」第15号刊行

〔2006年度春セメスター修了者〕

氏名	修士論文題目	研究指導教員
城戸 俊介	バウムテストの解釈結果とFFPQによって得られた性格特徴との関連について	渡邊 孝憲

〔2006年度秋セメスター修了者〕

氏名	修士論文題目	研究指導教員
伊藤 周平	研究者がその研究テーマを選び出した必然性と研究を行い続ける意味	渡邊 孝憲
小野 裕子	大津島における高齢者の保健行動 - 山口県瀬戸内海地域の場合 -	柄澤 行雄
稲垣 千代	養育態度と母親の内的作業モデルとの関連および内的作業モデルと自己受容との関連について	渡邊 孝憲
枝松慎次郎	カウンセラーのありようと実際に行っていることの差異の研究	高塚 雄介
竹中 大介	幼児における生物と無生物の弁別の発達過程	森山 哲美
礪山あけみ	第二子妊娠中の母親の家事と仕事に対する態度構造の研究 - クラスタ分析による談話の内容分析から -	柄澤 行雄
伊藤 房枝	高齢者の外出時の移動手段に対する認識の研究	柄澤 行雄

バウムテストの解釈結果とFFPQによって得られた 性格特徴との関連について

城 戸 俊 介

本研究は投影法検査のひとつであるバウムテスト解釈と5因子法質問紙法性格検査であるFFPQとを対応させて、バウムテストの解釈指標とFFPQ性格特性の評価を2名の評定者で行った結果からバウムテストの妥当性を検討した。バウムテストはパーソナリティ・アセスメントにとどまらず、職集適性の判定、問題生徒の早期発見、精神発達水準の測定、神経症、統合失調症、うつ病などの鑑別診断など多岐にわたり用いられている検査である。しかしながら、この検査には絶対的な解釈法がなく、既存の解釈はあくまで経験的蓄積によるもので、理論的な裏付けがないというのが実情である。それに対して、理論的に裏づけされ、標準化された検査としては質問紙法性格検査がある。質問紙法性格検査にはY-G(矢田部・ギルフォード)検査、MPI(モーズレイ性格検査)、NEO-PI-R、FFPQなど多々あるが、これらは妥当性、信頼性ともに十分に検討された検査である。ここで検査の信頼性、妥当性とはそれぞれ、尺度の得点が安定して誤差が少ないこと、その尺度が測りたいもの(構成概念)を適切に測定していることである。本研究ではこのうち、バウムテストの妥当性を問題とする。投影法検査であろうと質問紙法性格検査であろうと、ある人の特性を測るということでは共通しているのであるから、両者からまったく別のものが測られるということは考えにくい。それでは、バウムテストの信頼性、妥当性はどのように求めることができるのであろうか。そこで筆者は、すでに信頼性、妥当性の確認されている質問紙法性格検査を基準としてそれによって測定される性格特性の項目とバウムテストの解釈によって得られるパーソナリティ特徴と共通な項目についての妥当性を検討することができるのではないだろうかという着想を得たのである。

岩川、中野(1971)は、バウムテストと自己評定法(日本版モーズレイ性格検査、以後MPI)との対応性を問題とし、18歳から19歳の女子短期大学生171名を対象として両者の関連性を調べた研究を行っている。結果は、外向性-内向性の性格像とバウムテスト反応との関連が認められたものである。

そして筆者はこの研究を踏まえて、バウムテスト解釈から得られる特性と質問紙法性格検査から得られる性格特性について関連を検討した。その際、本研究ではMPIの内向-外向因子からもう少し範囲を広げて日本人のパーソナリティを理解するために日本人によって開発され、標準化された5因子法性格検査であるFFPQを用いることにした。

その結果、FFPQの5因子10特性のうち9特性についてバウムテスト指標と一致するような特性があるという結果が得られた。また、女子大学生を被検者としてこれらの検査を行い、実際に両検査から得られる特性が一致しているかどうかも検討したところ、一致している項目だけでなく、バウム特性とFFPQ特性が正反対のことやお互いに相殺しあうようなケースも見出された。

キーワード：バウムテスト、FFPQ、投影法、5因子

研究者がその研究テーマを選び出した必然性と研究を続ける意味

伊 藤 周 平

本研究は、研究者がその研究テーマを選び出した「必然性」とその研究を続ける「意味」を事例検討的に明らかにしていくことを目的とした。

ここでの「必然性」とは、研究者がこれまで生きてきた歴史とその研究者が行う研究との間にあると考えられる何かしらの関連のことを指す。また、「意味」は、研究者が研究を行うことで何かを得ようとし、また実際得ていると考えられるものがある、その研究者に研究を持続させているものという意味である。

この目的を明らかにするために、本研究では質的研究法を用いた。このことは筆者が今まで大学で心理学を学ぶにあたって馴染んできた数量的研究法に対して疑問や限界を感じざるを得なかったことがその発端となっている。

調査対象者2名(教育心理学者と社会学者)に対して複数回に渡って半構造化面接を行い、その回答をデータとして用いて質的研究法の枠組みの理論的コード化を援用し、分析を行っていった。具体的には、調査対象者の言葉を一つ一つの意味毎の切片の形に区切り、その切片が何を意味したものであるか質的内容分析を施し、その分析をもとに切片をまとめていった。さらに、このまとめ同士の関連を見ていった。この作業を施すことによって、調査対象者である研究者が研究をするようになったことに関して、様々な経験がどのように影響を与えているのかを厳密に丁寧に検討していくことを目指したのである。

分析するにあたって、筆者とは独立に分析をしたもう1人の分析者の分析結果を分析の過程に入れることで、筆者1人のみの思い込みを脱することを目指した。具体的には、それぞれの分析者が調査対象者毎の「必然性」と「意味」を見出せたら、それを突き合わせ、主に相違点について十分に議論を行い、その議論から新たに結論を導き出そうという作業を行った。

その結果、1人目の調査対象者の「必然性」として、小学校の頃の戦争体験が大きな要因であり、現在の研究テーマにまで影響を及ぼしているのではないかということが示唆された。また、「意味」として、調査対象者1自身の関わる領域の人々に研究の知見を還元することと、人間とは何かを明らかにすることという二つが見出された。

また、調査対象者2は「必然性」に関して、兄たちが社会問題を議論していたのを聞きかじっていた中学生の頃にまでさかのぼることができた。このことが社会学者としての最も始原的な社会問題との出会いであろうと示唆された。また「意味」としては、社会の変革のために研究をし、その知見や自身の考えや生き方を学生や社会に向けて発信し、そのことがひいては、社会の変革につながると考えているという姿勢が示唆された。

このように2人とも「意味」に関して自己自身にとってのものと社会に向けてのもの二つがあることが示されたのは興味深い。どちらの調査対象者も現在の研究テーマからその原因をさかのぼっていくと、小学生や中学生といった、かなりの時間をさかのぼることができ、現在の研究テーマとその関連を求められることがわかった。また、「必然性」を過去の動機、「意味」を現在の動機というふうに考えてみると、過去から現在にかけて、根本的には一貫した動機をどちらの調査対象者も持ち続けているのではないかということが示された。

キーワード：研究(者)、必然性・意味、動機、独自性、質的研究法

大津島における高齢者の保健行動

- 山口県瀬戸内海地域の場合 -

小 野 裕 子

本研究は、山口県瀬戸内海地域の大津島に在住する高齢者を対象に、高齢者の保健行動とその意味付けを、対象者の談話から明らかにするものである。調査対象者は、高齢化率62%の山口県大津島に在住する高齢者20名である。研究方法は、半構造化による面接調査法と質的研究法を用いた。分析の手順として、逐語録の記述データは、発話内容からStraussらによる質的研究方法を参考とし分析をすすめた。の結果をクラスター分析を行い、ストーリーラインを作成した。4つのサブカテゴリーの結果から保健行動の意味を考察し、コンボイモデルで一般の高齢者の人間関係の紐帯と大津島の場合とを比較した。発話内容によるカテゴリ化・クラスター分析からは、4つのクラスターが得られた。分類されたクラスターの意味づけとしてクラスターAは、人に迷惑をかけないように自立した生活を送りたいので、食事に気をつけて生活するが、簡単にはいかない。クラスターBは、医療水準が高くない島では、予防を心がけつつ、緊急事態に対して島民間で助け合う。クラスターCは、大津島での暮らしを続けるには、体を動かすライフスタイルを続ける必要がある。クラスターDは、円滑な相互扶助には人間関係のバランスが必要だ。夫々のクラスターに含まれる保健行動の特徴は、運動をする、食事に気をつける、早めに体調の変化に対応する、という日々の生活の中で実践できる内容であった。また、クラスターに含まれる相互扶助は、高齢者同士が近隣同士の助け合いによってお互いの生活や健康の危機を乗り切る、という島での生活維持に欠かすことができない特徴があった。また、樹形図より、それぞれのクラスターA・B・Cは最終的にクラスターDに統合され、保健行動は相互扶助と人間関係の維持に代表された。つまり、円滑に相互扶助を行うには、扶助を担う高齢者各自の健康維持が必要であり、大津島の高齢者にとって保健行動を行う意味づけとして相互扶助が重要であることが示唆された。

以上の結果を元に、Kahnらの提唱するコンボイモデルと大津島の場合を比較した。大津島の社会では、高齢者個人を支える同年代の配偶者や家族が時間の経過と共に減少し、役割依存的な近隣者との距離が近づく。高齢者の健康や生活を支援する専門家は、大津島の場合は極端にその数が限られ、高齢者一人一人の相互扶助による支援が重要となるが、集落の規範である相互扶助の役割を健康上の理由で担えなくなった高齢者は、人間関係の中心に存在することは困難となることを示した。これは、有賀らが指摘する「全体的相互扶助関係」を高齢者となった彼らが維持する事は限界に近づいているといえる。しかし、「年をとったから、(集落の)役目は失礼しますと言ったら、他の人の迷惑になる」の談話にあるように、本来ならその役を引退する年齢にあって健康に不安を感じる場合は、相互扶助はその担い手である高齢者に大きな負担を強いることになる。高齢者が大半を占める大津島では、多くの高齢者が「死ぬまで島がいい」と望んでいる。高齢者達は少しでも寝たきりとならないよう、今後も健康を維持していくことが求められるが、相互扶助に参加できない高齢者をいかに支援し、なかば強制的な相互扶助の仕組みを緩やかにしながら新しい相互扶助システムを構築していくかが問われている。

キーワード：大津島、高齢者、保健行動、健康、相互扶助

養育態度と母親の内的作業モデルとの関連および 内的作業モデルと自己受容との関連について

稲垣千代

愛着理論を提唱したBowlbyによれば、子どもは愛着対象（主に母親）との具体的経験を通して内在化された愛着表象である内的作業モデル（Internal Working Model以下IWM）を形成し、その後世界さらに自己の捉え方や関わり方のモデルとして相補的な形で進行していくと考えた。IWMの中核をなすのは愛着対象から受容されているか否かについての主観的考えであり、ポジティブな愛着を有する子は親との関係を離れた後もその対人世界に寄せる信頼や高い自尊心に起因して安定した愛着行動がとれるのである。このようにIWMは様々な対人関係さらには自分の子どもへの関わり方（養育態度）にも影響すると考えられている。また近年の動向としてIWMの形成に影響を及ぼす早期の愛着経験の重要性を認めながらも、IWMの変容可能性や変容過程が問われるようになってきている。

本研究では、このIWMの視点から、第1に、子どもの主たる養育者である母親の養育態度に、IWMがどのように関わっているのか、第2に、IWMの変容を促す要因のひとつとして考えられる「ありのままの自己受容」のあり方とIWMとの関連について検討した。

研究方法は、幼稚園、保育園に通う乳幼児を持つ母親に対して質問紙調査を行い、養育態度、被養育経験、現在の親との関係、対人関係、自己受容について249名（回収率43.8%）から回答を得た。さらにその中から15名に対して、養育態度、過去および現在の親との関係、自己受容のあり方について問う半構造化面接を行なった。

質問紙調査の統計的分析により7タイプのIWMを析出し、面接調査の結果とともにそのあり方を検討した。安定型は様々な被養育経験を持つが、正負両面から物事を見る事が出来、安定した愛着関係を結べるものであった。アンビバレント型は親からの無視等によって常に高い不安を抱え子供や対人関係においても不安定なかかわりを持つものであった。顕在拒否型は、離婚等の親の喪失や、暴力等によって愛着の絆を断ち切れ、子供や対人関係において拒否的な関係を持つものであった。潜在拒否型は、親の価値観の押し付けという潜在的な支配によって自然な自己のあり方を抑圧しているため養育態度、対人関係に問題を抱えるものであった。未解決型はなんらかの外傷体験によってIWMが変容したものである可能性が示唆された。これらの結果から、被養育経験によって形成されたIWMは、多くの場合その後の対人関係や養育態度に深く関わっている事が示された。さらに、安定型の一部や未解決型にIWMが変容しているものが見られた事から、被養育経験によって形成されたIWMがその後の経験によって変容する可能性も示された。また、これまでの質問紙のみを用いたIWM研究では問題とされていない、過度に理想的な回答を示しながらも潜在的な不満や拒否感をもつ潜在拒否型が析出されたことは重要である。これまでの研究では安定型の中に含まれている可能性が高く、結果を歪めている可能性があることが示唆された。

自己受容のあり方については、正負両面の自己や自己の経験に対してあまり防衛的にならずに受け入れているのは安定型のみであった。拒否型は、自己理解や自己洞察が浅く防衛的で表面的な捉え方をしていた。アンビバレント型は強い不安と低い自尊感情から自己嫌悪を感じていることが示された。自己受容のあり方とIWMのあり方には深い関連が見られたが、IWMの変容を促すそのプロセスは明らかに出来なかった。しかし、IWMの変容を促すためには不安定型の人たちが防衛的に排除してきた自己の愛着の問題へ目を向けなければならないことが推測された。

キーワード：母子関係、養育態度、愛着理論、内的作業モデル、自己受容

カウンセラーのありようと実際に行っていることの差異の研究

枝 松 慎 次 郎

Rogers (1951) はカウンセラーの自己理解の必要性について「私は、自分がやっていると思っていることを実際にやっているか。私は自分が行っているいろいろの目的を作動的に遂行しているか。これらの目的はカウンセラーが絶えず自分自身に問うていなければならない疑問である。」と述べ、自分の行動についての研究についての必要性を語っている。

本研究は、試行カウンセリングの逐語記録から、筆者が面接中のどのような応答技法を使っているのかを明らかにし、クライアント中心療法に立脚していると思っている筆者の、面接中に行っていると思っていることと、実際に行っていることの差異を明らかにすることと、評定の結果や筆者の印象をもとに筆者の面接の特徴を見出し、自己理解を深め今後の面接の糧とすることを目的とした。

まず始めに、本学掲示板にて研究協力者を募り、今回の研究の趣旨を理解してもらった女子1名にクライアント役として研究に参加してもらった。データの収集方法としては、研究協力者をクライアント役、筆者がカウンセラー役とし、試行カウンセリングを計8回、原則として1週間に1回のペースで行いその様子をICレコーダーに記録した。記録された録音記録は、筆者によって逐語記録として記述され、評定の材料とされた。本研究では、1応答単位をクライアントが発言してから、次にカウンセラーが発言するまでとし評定を行った。評定者は筆者を含む計2名で行われ、評定にはマイクロ・カウンセリングの技法範疇が用いられた。これはマイクロ・カウンセリングが他の諸理論の技法を統合して作られた技法であるため、実際の筆者の応答がクライアント中心療法からかけ離れた技法を使用していた場合であっても、正確な技法の特定を行うためである。

評定の結果から筆者の応答は「感情の反映」が最も高い割合を示し、次に、「はげまし」「いいかえ」も筆者は多く使用していることがわかった。また、「解釈」「自己開示」「助言・情報提供」「指示」「その他」「論理的帰結」はほとんど用いられていないことがわかり、「フィードバック」に分類されるカウンセラーの応答は現れなかった。また、筆者の面接はクライアントがリードをとって進められているということが分かった。

これらの評定結果から、筆者の「感情の反映」と「意味の反映」の不十分さが明らかになり、この明確化や反射が適切に行われていない可能性が示唆された。また、「感情の反映」と「意味の反映」の関係からは筆者のクライアントの発言の表面的な部分に着目しやすい傾向、つまり筆者のクライアントの述べたことを表面的に受け取りやすい傾向があるのではないかということが示唆された。

キーワード：クライアント中心療法、Rogers、感情、カウンセラーの応答

幼児における生物と無生物の弁別の発達過程

竹 中 大 介

本研究は、幼児の生物概念がどのような特徴を持っているのか、また幼児が正しい生物概念を獲得することを促すために、どのような方法が可能なのかを実験的に明らかにすることを目的とした。

実験1では、年齢段階によって生物と無生物に対する幼児の弁別がどのように変化するのかを絵カードを用いた分類課題によって調べた。その結果、幼児は植物を生き物と判断することは難しく、成人と同じような、生物と無生物の正しい弁別ができるのは、4才以降である可能性が示された。また、対象物の動きが生物、無生物の判断において重要な役割を果たしていることも示唆された。そこで生物と無生物の弁別に対象物の「動き」という属性がどのような影響を及ぼすのかをさらに検討するため実験2を行った。

実験2では、幼児に刺激対象物として動画をパソコン上で提示し、それらの事物を生物か無生物かに選択させた。その結果、幼児は植物に「動き」という属性を付与しても、植物が生物であると判断することが難しいことがわかった。そこで、幼児に正しい生物概念を獲得させるためには、積極的な介入が必要となった。実験3では、そのような介入の適切な方法として概念弁別訓練を考えた。

実験3では、概念弁別訓練によって正しい生物概念の獲得が幼児において可能かどうかを調べた。概念弁別訓練では、パソコン上に提示した静止画の事物を生物か無生物かに選択させ、それに対して音による正誤のフィードバックを行った。また、選択が間違いであったときは、修正試行を行った。このような訓練の結果、植物を無生物と選択していた参加児は全て、植物を生物と選択できるようになった。この結果から、概念弁別訓練は生物と無生物の正しい弁別を幼児に促すことがわかった。

以上3つの実験によって、幼児は植物を生物であると判断するのが難しいこと、そして、生物と無生物の正しい弁別を促すために概念弁別訓練が有効であることがわかった。

キーワード：幼児、生物概念、分類課題、概念弁別訓練

第二子妊娠中の母親の家事と仕事に対する態度構造の研究

- クラスタ分析による談話の内容分析から -

磯 山 あけみ

本研究は、第二子を妊娠中の母親を対象に、第一子を育てながら第二子を妊娠している現在及び、今後第二子を出産し、子供が二人になる将来にかけて、家事や育児および仕事に対して、どのような意識や行動がみられるかについてその態度の構造を明らかにすることである。調査対象者は、第二子を妊娠している妊婦で、妊娠中期以降の母親20名である。研究方法は、半構造化による面接調査法で実施した。分析は、1. 談話のカテゴリ化およびクラスタ分析、2. 調査対象者に対するクラスタ分析、3. ライフストーリーの意味づけを行った。結論として、第二子妊娠中の母親の家事・育児及び仕事に対する態度は、夫が家事や育児に協力的な家庭であれば、家事や育児をしなくても、夫なり努力しているからありがたいと思っている母親もあり、実父母や義父母に支えられたりしながら、子どもの将来を考えつつ上の子の子育てに奮闘して、不安と期待が入り混じりながら、まだ見ぬ第二子を待ち望んでいるという、『うえの子中心の生活であり、肩の力を抜きながら家事や育児をし、二人目を迎えようとしている』態度が抽出された。第二子妊娠中の母親の特徴的な態度として、妊娠してもおなかの子より上の子 二人を同時に育てることができるかどうか心配 第二子の子育ては経験を生かして楽しめそうだ という、初めての妊娠時には認識しない態度が語られた。そのように認識しながらも、上の子を育てながらそして、妊娠しながらの生活は自由にならないばかりか、自分の子どもながら四六時中一緒にいると心身共に疲労困憊し、時折子育てがつかなく感じ、負担にさえ感じている態度として語られた。何とか家庭を築こうと、育児のストレスを解消するように工夫したり、家族や地域の支援を上手に調整することが困難な場合においては、自分なりにあきらめたり、我慢したりしながら子育てを一手に背負って奮闘している母親像が語られた。そして、母親という側面を持ち合わせながらも、一個人としての自己像に関しては、出産・子育ては女性にとって制限があり、子供を持って仕事をするとなると、働きたい内容と働ける内容は異なる現実があり、虚しさが残りながらも、自己実現を目指したい自分と母親として家庭を守る自分との間で葛藤しながら、今は自分のためというより家族のために存在する自分として決着し、『子育て中の私は自分のためというより家族のために存在し、妊娠や子育ては女性にとってハンディキャップ』との態度が語られた。一方で仕事に生きがいを感じながら、全うできるように家族や地域の支援を調整したり、家事・育児と仕事の両立をするための方法を工夫したりしながら、『家事・育児と仕事の両立のための努力をしている』という態度も語られた。子育ての葛藤を持ちながらも、家事・育児は女性の仕事として捉えており、育児サークル、保育園や幼稚園、近所づきあいにより助けられながら、子育ては大きな苦労とは思わず、むしろ楽しくも感じながら『家事・育児を自分の仕事思い上手に地域の支援を活用しながら適応している』という自分を家事・育児が自分の役割であると受け入れている態度が示された。以上のことから、第二子を出産しようと思った母親たちは妊娠しながら上の子の子育てをしているわけであるが、子育ては決して楽しいことばかりではなく、自己を制御するという葛藤のほうが多いことは事実である。しかしながら、自分の置かれた立場を満足していると捉えたり、一方で不満であると感じながらも、あきらめたり受け入れたりして、自己および親として成長している過程が語られ、今の生活になにはともあれ幸せだと感じ、決着している母親像が導きだされた。このような母親たちの態度が明らかにされたことにより、第二子妊娠中の母親は、第一子の妊娠・出産・子育ての経験はあるものの、まだ見ぬ第二子の子育ては第一子の子育てと異なり、同時に二人の子を育てるということは初めてのことでありイメージしにくく、不

安にさえ感じている。また1人の子どもの子育てよりもむしろ育児の時間が増加するため、負担感が増大する。以上のことより、第二子妊娠中の母親に対する今後の生活の予測を踏まえた周産期における支援は必要である。さらに母親が子どもと向き合うためには、自分自身を見つめる時間が必要であるし、母親としての自分である一方で、女性として知的刺激を得ながら社会貢献し、自己実現を目指したいという願望も持ち合わせているということを理解した上で、社会全体で支援していく必要がある。

キーワード：第二子妊娠中、子育て、仕事、クラスタ分析、ライフストーリー

高齢者の外出時の移動手段に対する認識の研究

伊 藤 房 枝

本研究は、高齢者の外出時の移動手段において、生活の仕方や習慣が車の運転の継続または断念をする際にどのように影響しているかを調査したものである。

研究対象者は、70歳代から80歳代の男性高齢者10名。内訳は、現在実際に運転をしている人8名、以前運転をしていたが現在していない人2名。対象地域は、茨城県水戸市と笠間市在住者であった。

研究方法は、半構造化による面接調査法で実施した。面接の導入としては、「最近の1週間を思い出して、何を利用してどちらへ誰とお出かけになったかをお話ください。」として、1ヶ月前、半年前、1年前、3～5年前、退職前、免許取得時とさかのぼって話すように誘導した。

結果は、発話内容によるカテゴリ化では、721文のコードから88のエピソード、16のサブカテゴリ、8のカテゴリに分類された。分類されたカテゴリは、1．車の免許をとってからはほとんどが車の移動だ。2．通勤や家庭サービスで車を使っていたことがある。3．今もなお、積極的に運転をし続けている。4．身体能力への不安、事故への恐怖をもちながらも車の運転をし続けている。5．自分で車の運転をしていく場所に制限をつけたり調整をしながら車の運転をし続けている。6．車を維持する経済的な負担がある。7．車の運転に対して迷いがある。8．車の運転をやめてしまい未練はあるが、家族がいろいろと気を配ってくれている、であった。

考察では、車の免許を取得したら移動手段に選択肢が増えると思われたが、実際には、車での移動のみとなり選択肢が狭くなったまま現在に至っていることがわかり、そのことが、車の運転を断念するときに影響を及ぼしていると考えられた。

8つのカテゴリは時間軸で並べることが出来、車の免許取得から運転の断念までの流れを示していた。車の運転は、高齢者にとって欠くことのできない移動手段であり、断念の直前まで必死に運転をし続けようとする高齢者の認識が見えてきた。

高齢者にとって最終的には車の運転を断念することになるが、そのときには、車に代わる移動手段の確保が必要である。移動をすることが確保されてはじめて、働いて役に立ちたい、遊んで楽しみたい、他者と交わりたいなどの生活の基本的欲求が満たされ、その人らしく豊かな生活を営むことが出来ると考えられた。

キーワード：高齢者、認識、移動手段、車の運転、生活習慣

常磐大学大学院被害者学研究科修士課程学事記録

〔2006年度〕

2006年 4月3日 入学式・ガイダンス (入学生: 4名)

2007年 3月20日 秋セメスター修了式 (修了者: 7名)

〔2006年度秋セメスター修了者〕

氏名	修士論文題目	研究指導教員
尾崎万帆子	家庭における暴力被害者に対する総合的対策 - ファミリー・バイオレンス防止法の可能性 -	諸澤 英道
河合香代子	学校のいじめにおける被害者非難 - Just World Theoryを援用して -	富田 信穂
菊池 興安	高齢者の被害防止意識とその行動について	富田 信穂
斎藤 寿子	援助交際と子どもの健全育成 - 日本における児童買春の現状 -	諸澤 英道
菱田真理子	判断不十分者の消費者取引における被害の実態と課題 - 知的障害をもつと考えられる人々を中心に -	西村 春夫
藤田 恵美	女性性犯罪被害者支援における女性警察官の固有の役割	富田 信穂
リチャードソン節子	犯罪被害者等に対する大学生の態度に関する研究 - 学習経験との関係を中心に -	長井 進

家庭における暴力被害者に対する総合的対策

- ファミリー・バイオレンス防止法の可能性 -

尾 崎 万 帆 子

ファミリー・バイオレンスは家庭内において複合的かつ同時に存在する暴力である。また、私的空間という密室で行なわれ、家庭の外部からは見えにくい公的な介入が行ないにくいという性質や、家庭内の強者から弱者に向けて行なわれるという「権力濫用」であるため世代間連鎖や権力のバランスが変化することによる暴力の逆転が起こりうるという性質を持っている。さらには暴力の連鎖は家庭を原点とすることが多く、犯罪者の多くは家庭内暴力の被害者であるという説すら存在する。

しかし、我が国における家庭内で起こる暴力への対応はこの性質に即したものはなっていない。DV防止法や児童虐待防止法を通じて「配偶者に準ずる男女間」「保護者と児童」という二者関係を平面的にとらえてはいるが、家庭の内部を立体的にとらえて複合的かつ同時に存在するファミリー・バイオレンスに対応する姿勢は見られないのである。

「児童虐待防止法」や「DV防止法」の改正に伴い、運用上で現状に対応していく姿勢は見せ始めてはいる。その姿勢が配偶者暴力相談支援センターを中心としたドメスティック・バイオレンス対策を扱う組織と児童相談所を中心とした児童虐待対策を扱う組織の相互協力・連携の形を模索しているところに表れている。しかし、いずれも家庭全体を捉えるという意味では不十分であるといわざるを得ず、明確なガイドライン等は存在しない。また個人情報保護が重視される現在の社会的な動きの中では、連携という形では一つの組織が情報を抱え込んでしまう危険性も考えられるのである。

しかも、ここでとられようとしている対策は全て「配偶者からの暴力の被害者に伴われた子ども」の存在が前提になっている。現行制度上にはドメスティック・バイオレンス被害者が保護命令を受けて家から出た後に、その家に子どもが取り残される状況が起こりうるということを念頭においている制度というものはない。また、現在児童相談所と配偶者暴力相談支援センターが連携協力していこうとする計画の中にもこのような支援は念頭にないようである。

たしかに、被害者に伴われて暴力の存在する家庭から出ることとなった子どもへの支援というのも大切であることは間違いない。しかし、それと同時に被害者が暴力の存在する家庭から出た後で、「暴力家庭に取り残された子ども」への支援というのも大切ではないだろうか。

そして、このように「取り残される」状況に陥るのはドメスティック・バイオレンスの発生している家庭の子どもだけではないはずである。家庭内である暴力が発生・発覚したときに、他の家族も暴力の被害者になっている可能性を考慮してその家族に介入できるような制度を考えることは有効であろう。その制度としてファミリー・バイオレンスという概念を取り入れ、アメリカ合衆国特にオレゴン州の制度と台湾の制度を考察した上で「ファミリー・バイオレンス等防止法」を提案することが本論文の目的である。

キーワード：ファミリー・バイオレンス、ドメスティック・バイオレンス、児童虐待、保護命令、修復・統合と分離、家庭内暴力の同時複合的発生

学校のいじめにおける被害者非難

- Just World Theoryを援用して -

河 合 香 代 子

被害者研究において被害者に対する第三者の反応は重要なテーマである。RyanやLernerは、被害者非難に対する問題提起において、第三者が被害者の存在性を切り落としたり、人間的価値を貶めたりするといった現象に関心を払った。この被害者非難現象について非難行為者の便益と被害者の損害との二つの立場からアプローチし、諸学説を検討しながら、被害者非難が有責性の議論とは異なり、社会問題化した起源や発生過程、社会的意図や有用性及び問題点を示した。

具体的にはネガティブな社会的反応のターゲットとして学校のいじめ被害者を取り上げ、いじめる側といじめられる側の規範意識の差異に原因を持ついじめに注目した。

被害者非難の偶像となってきた「やり返さない」被害者の危険因子には、いじめ自殺者の遺書や1人のいじめ被害者への面接調査から「思いやり」や「非暴力」の規範意識が見出せた。この被害者の一類型は本人の行動とは無関係に、我が国においては極めて高い脆弱性を有していると言える。

被害者非難の中心的説明原理がJust World Theoryであり、いじめ四重構造説にこれを適用し、被害者非難の発生メカニズムを明らかにすることを目的とした質問紙調査を大学生307人に対して行った。その結果より、「被害者非難」は、「Just」や「力の格差」への信念と有意に関係し、「力への服従」とは関係しないことが示された。又、被害者非難自体は「中心になってやった」「いじめに加わった」「観衆」からより強く発生しているが、不幸な出来事に対して合理化を図る必要性から、世界の正当性を強く信じるほど、被害者を非難する傾向が認められたのは「傍観者」と「被害者」であった。従来「第三者」の仮説とされてきたが、第三者に分類される「傍観者」「仲裁者」「観衆」の内、特にこの仮説は「傍観者」に現れていることが示唆された。「仲裁者」「観衆」に対して「傍観者」の特異な点は、前者においては、正当世界信念が強いほど、いじめられている子のケアにお金をかける必要があるとする関係が認められたのとは正反対に、「傍観者」においては、この信念が強いほど、お金をかける必要がないとする関係が認められたことである。

いじめは加害者 - 被害者が対になっているが、被害者学という二次被害である被害者非難は、傍観者 - 被害者が対になっているというのは興味深い。それは、いじめられる側の「弱さ」の結果ではなく、本研究からは愛他的信念が影響しているのではないかと思う。

結論として「被害者を知ることしないで」被害者非難が発生しているというRyanの指摘や、正当世界信念がかえって社会に不当な制度をもたらしているという警鐘を認める結果となった。被害の社会的再解釈の過程で、被害者非難という戦略によって同一社会内において「住み分け」が行われ、被害者は構造的制裁に直面させられていると言える。

キーワード：学校のいじめ、被害者非難、傍観者、脆弱性、規範意識

高齢者の被害防止意識とその行動について

菊池興安

内閣府の『高齢社会白書』では65歳以上の人を高齢者と呼び、65～74歳を前期高齢者、75歳以上を後期高齢者と分けている。我が国では高齢者が総人口の20%を超えて「高齢社会」となり、イタリア（19.5%）を抜いて世界の最高水準となっている。その原因としては食生活、医学、薬学、衣類、住環境の改善整備などが上げられている。

そこで比較的、裕福な人が多い高齢者を狙う犯罪も増加している。その実態はどのようなものか。反面、被害に無縁な居住環境とはどのようなものか。高齢化の進度が速いので、高齢者の犯罪からの被害防止などの分野の研究は遅れており、その先行研究もほとんどないままに「高齢社会」へ入ってしまったものである。

しかし、現実には裕福な高齢者を対象とした振込め詐欺、年金詐欺、リフォーム詐欺、ひったくりなどの犯罪被害が増加している。そこで、高齢者の住環境の面から、(A)一般住宅（自宅）居住者と(B)有料老人ホーム居住者とに分けて調査（アンケート）を実施してみた。

その結果、被害経験の有無については、(A)が62%であるのに対して、(B)では91.5%が被害なしとの回答である。(B)の被害についても、施設に入居する前のものか、施設外でのものとも推測されるのである。すると、施設内での被害は皆無とも思われる。防犯的な要素から見ると、(B)の施設は、ガードマンによる昼夜の巡回、各室のナースコール、施設受付における外来者及び電話のチェック等があり、さらに長期間の旅行や不在時の管理も万全である。

よって、空き巣などの侵入盗等は勿論のこと、訪問販売、リフォーム詐欺、振込め詐欺などとは無縁であるとも言える。また、認知症になった時の介護施設等も用意されており、犯罪者からの侵害、被害は予想されない。高齢者を狙う犯罪者からは極めて不都合な相手である。

居住施設の物理的な差異は、入居者の意識、感覚にまで影響し、調査結果にはっきりとした差が出ている。このような状況から、有料老人ホームが被害防止と介護の両面を解決し、居住環境はそこに生活する人の防犯意識にまで大きな影響を与えていることが判明した。

他に、犯罪のない安全な町づくりへの意識や感覚については、世代的に大差ない人たちなので、現代世相に対して共通かつ同様の願望を持っていることが窺えた。特に、介護保険制度の法改正により、今後の在宅介護の困難性が浮き彫りにされ、それは家庭内の暴力や虐待に波及し、高齢者の被害防止のための法整備へもつながったのである。まさに介護つきの有料老人ホームは、これらの需要を多面的に充足している。

犯罪の被害を回復するよりは、被害に遭わないようにすることが肝心である。しかし、高齢者の被害防止については、前記のように、急激な高齢社会到来のため先行研究が少なく、あらゆる分野での調査、分析、研究が望まれ、立法、行政等各般に反映させなければならない。

キーワード：高齢者、犯罪被害、被害不安と防止、被害防止意識と行動、犯罪被害のない居住環境

援助交際と子どもの健全育成

- 日本における児童買春の現状 -

齋 藤 寿 子

1980年代以降、児童買春の被害が急増して国際的な問題に発展してきた。多くの場合、児童買春とは、途上国の子ども達が貧しさゆえに性的に搾取されるという問題として捉えられているが、実際、先進国である日本国内にも児童買春は存在する。

児童の権利の擁護に関する国際的な動向を背景に、日本は1999年に「児童買春・児童ポルノ禁止法」を制定した。しかし、児童買春は増加の一途をたどっている。日本における児童買春というと、まず、出会い系サイトを利用した援助交際が考えられる。今の日本社会は中高生の多くが携帯電話を持ち、親の知らないところで、匿名でパーソナルな交信が可能になった。この匿名性と親密性が思わぬ落とし穴となって、社会経験の未熟な子どもが被害にあうという現状があり、日本の大きな社会問題になっている。

本研究では、出会い系サイトを利用した援助交際から、児童買春という犯罪が発生していることに視点をあてて、その背景と要因を探り、問題の所在を明らかにして、児童買春の実態をとらえていく。

次に、2003年に制定された「出会い系サイト規制法」が、不正誘引をした児童を処罰の対象にしていることに焦点を当てる。この処罰法が「子どもの権利条約（Convention on the Rights of the Child）」の基本理念にある、「子どもの最善の利益」に適しているのかどうかを検証し、また、1996年ストックホルム宣言（Stockholm Declaration and Agenda for Action）で示されている「被害者不処罰主義」に反しているのではないかと、ということについて論及していきたい。

本論文では、第1章で最初に児童買春における国際的な動向を述べ、さらに、先行研究と公的データから、日本社会の現状と若者の性行動や社会現象をとらえる。第2章では筆者が行ったアンケート調査とインタビュー調査をもとに、その調査の内容と結果を提示して、その後の問題提起につなげたい。第3章では出会い系サイトと援助交際について取り上げる。さらに、第4章で日本の法律にある福祉犯のなかの性犯罪の条文を分類して、そこで「児童買春・児童ポルノ禁止法」とその他の法律の条文を比較検討して児童買春を浮き彫りにしていく。次に「出会い系サイト規制法」についてその内容を検討して法律の問題点を論じていきたい。最後に第5章で、筆者自身が行った、保護者に対するアンケート調査の結果をもとに考察をする。さらに、一歩進めて子どもの健全育成についてこれからの取り組みを考えていきたい。

キーワード：児童買春、援助交際、出会い系サイト、携帯電話、子どもの健全育成

判断不十分者の消費者取引における被害の実態と課題

- 知的障害をもつと考えられる人々を中心に -

菱 田 真 理 子

国民生活センターを中心とする日本各地の消費生活センターにおける消費者からの相談のうち、近年目立ってきているのが、判断力に問題があると思われる消費者の契約トラブルである。消費生活相談の場ではこれらの判断力に問題を抱える人々を「判断不十分者」と表現する。「判断不十分者」とは、身体・精神・知能の障害や高齢ゆえの自然な障害等何らかの理由によって十分な判断ができない者を指すもので、消費生活相談の現場での用語であり、民法における意思無能力や成年後見制度とも関連するものであり、相談現場における問題解決の指標の一つとなっている。現在の日本社会の高齢化と医療技術の進歩によってさまざまな障害を持つ人達も、通常の消費行動の主体となる機会が増えてきたことにより、今後判断力が不十分な人々の契約トラブルが増加する可能性は高いと考えられる。

本論では、「判断不十分者」の相談段階を含めて購買動機形成から被害回復に至るまでの過程をモデル化して示し、今回の分析と考察の枠組みとする。

筆者が国民生活センターに開示請求して得た2002年度から2005年度までの消費生活相談データから判断不十分者の被害相談を抽出し、どのような場面でどのような被害にあっているかを示す。次に知的障害者の家族と相談に携わる消費生活相談員から得た質問紙調査によって、実際に被害にあった場合の相談までの流れと相談場面における問題を明らかにし、あわせて彼らが消費者被害に至る被害化要因を探る。

「判断不十分者」の中でも現在ほとんど対策が講じられていない知的障害を抱える人たちへの対策を考察する。知的障害があるが故に消費者被害にあってしまうと考えられる人たちに対し、被害の実態とその解決において、消費生活センターでの消費生活相談と消費者啓発活動を中心に考察する。

また、「判断不十分者」として同様に被害に遭いやすいと考えられる高齢者への対策は最近一年で急速に整えられてきつつある。それらを参照しながら、被害を救済する方法や被害を未然に防止する方法を検討する。「判断不十分者」の消費者被害の未然防止や早期解決に向けて、消費生活センターがどのように関わるかを検討することにより、一般消費者への有効な被害防止対策の一助になることを期待する。もって消費生活センターが判断不十分者にどのように関わるか、関わるべきかを検討し、彼らの消費者被害の未然防止や被害の早期解決の方策を提言する。

キーワード：消費者被害、判断不十分者、知的障害者、適合性の原則、消費生活相談

女性性犯罪被害者支援における女性警察官の固有の役割

藤 田 恵 美

刑事司法の中で、犯罪被害者の中でも特に性犯罪被害者は多大な被害を受けてきたと言われている。この問題に対処するため警察では性犯罪被害者の声を反映させ、性犯罪捜査・支援に特化した捜査官の指定や女性警察官の活用を進めてきた。本論文では女性警察官の固有の役割を明らかにし、警察における性犯罪被害者への対応は女性警察官によるものが不可欠であるということを論じている。

また、日本における女性警察官の固有の役割をより明らかにするために、アメリカの警察について調査を行った。アメリカは日本警察が影響を受けてきた経過があり、また世界の中でも被害者対策の先進国でもある。両国警察での女性警察官の固有の役割を明らかにし、日米の比較検討を行った。

第二章では性犯罪の問題点を挙げ、被害者の特徴、性犯罪被害者が受ける被害、性犯罪捜査における警察の問題について調査した。

第三章では女性警察官の発展を追った。近年では女性警察官は女性としての性質を生かした職域での活躍が進み、主にDV対策や犯罪被害者対策での分野で活躍が期待されているということが出来る。その中の一つが犯罪被害者への支援である。

第四章ではアメリカの女性警察官の発展を追った。アメリカでの女性登用当初の女性の役割は女性としての特質を生かした分野でのものであったが、男性と同等の地位を得ることを目的とした女性運動の活発化に伴い警察組織内部でも今日のような男女平等の職務体系が成立するに至っている。

第五章では日本の警察の被害者支援についてまとめた。「犯罪捜査規範」一部改正や「被害者対策要綱」の制定等により全国警察で本格的に被害者対策が始まり、主にその内容についてまとめた。

第六章ではアメリカ警察における被害者支援について調査を行った。アメリカでは地域ごと警察が分立しており統一的な被害者支援プログラムは存在せず、警察における被害者対策といっても多岐に渡っている。アメリカの警察における女性の性犯罪被害者に対する扱いはかつての日本同様に決して良いものではなかったが、官民による活動により今では各警察組織にさまざまな性犯罪対策組織が設置されている。これらのものからアメリカ警察でも性犯罪被害者のおかれている状況を女性警察官の方が男性警察官よりも察知しやすいとの認識が根底にあることが伺えた。だが日本と比較すると一般的な女性の特性といったものを理由とした女性警察官特有の役割は少ないようである。

考察は、日本の女性警察官の性犯罪被害者捜査や支援における女性警察官の固有の役割の根拠としては、女性の持つ「ソフトさ」や同性であるという女性警察官の固有性、並びに女性被害者への女性警察官の対応というのはある種の「気配り」があり、またこういった気配りがなされるのは日本の国民性によるところが大きいのではないかという考えをまとめた。

キーワード： 1 . 女性 2 . 性犯罪捜査・支援 3 . 警察 4 . アメリカ 5 . 女性警察官

犯罪被害者等に対する大学生の態度に関する研究

- 学習経験との関係を中心に -

リチャードソン 節子

2004年に成立した犯罪被害者等基本法によって、国および地方公共団体は犯罪被害者等（以降、被害者等）のための施策を策定・実施する責務を負うこととなり、国民もまた被害者等に配慮し、同時に国および地方公共団体の行なう施策に協力することが求められることとなった。しかし、これまでの研究から明らかになっていることだが、国民の間には、被害者等にさらなるダメージを与え、また国民の被害者等への配慮・協力の意欲を阻害する危険性を孕む二次被害としての被害者等への偏見が存在する。よって、今後実施される施策の中に、国民の間に存在する被害者等への偏見を低減させ、より協力的な支援を得るための方策が取り入れられる必要がある。

本研究では、このような二次被害を防ぎ、国民から被害者等への支援・協力を円滑に得るための方策としてこの偏見に注目し、その低減につながる条件を検討することにした。本研究では大学生を研究対象とし、被害者等に関する学習経験を有することが、被害者等に対する知識をより多く保持することにつながり、被害者等への偏見や否定的評価を低減させ、様々な被害者等に対してより高いレベルの支援の提供が適当であると判断し、被害者等への擁護や支援的な行動・活動に対する姿勢・意欲をより強く表明することにつながるのか、ということについて検討を行なった。

分析の結果、被害者等に関する学習経験を有していた回答者は、学習経験のない回答者に比べ、被害者等に対する正しい知識を持ち、被害者等への偏見や否定的判断の程度が低く、様々な被害者等に対してより高いレベルの支援の提供が適当であると判断し、被害者等に対してより支援的な姿勢を示した。よって、被害者等に関しての学習経験が、被害者等に対する偏見を低減する因子の1つであることが確認された。

今後、異なる対象や条件下（例えば地域、年齢層、職業）においても本研究と同様の結果が得られるか否かを明らかにする必要がある。

キーワード：犯罪被害者、質問紙調査、大学生、偏見、被害者支援

常磐大学大学院コミュニティ振興学研究科修士課程学事記録

〔2006年度〕

2006年 4月3日 入学式・ガイダンス (入学生: 3名)

2007年 3月20日 秋セメスター修了式 (修了者: 4名)

〔2006年度秋セメスター修了者〕

氏名	修士論文題目	研究指導教員
小川 由樹	アルピニズムが人間形成に果たす役割についての考察 - アルピニストの思想形成を踏まえて -	鈴木 映一
北岡タマ子	博物館のコレクション・ドキュメンテーションの標準化に関する研究 - 日本における目録記述の現状と北米の記述標準 -	水嶋 英治
近藤 誠	「生きる力」の育成についての研究 - 遊び場の分析から -	鈴木 映一
橋本 大輔	通所介護利用者の家族への援助の方策についての研究 - 老人デイサービスの一考察 -	鈴木 映一

アルピニズムが人間形成に果たす役割についての考察

- アルピニストの思想形成を踏まえて -

小 川 由 樹

アルピニストたちは山で何を考えたか。筆者はこれまで登山をしてきて、著名な登山家に多くの寄書きを頂いた。一部の寄書きを紹介すると、「山に登ることは自分に登ること」、「より高くより困難を求めて」、「意志こそ力」が記されている。このようにアルピニストの考えた思想は人間の発達や人格形成に関わってくるものが多い。そこで、なぜこのように登山は人間の発達や人格形成等に影響を与えるといわれるのか、筆者の考える登山、「登山は人格形成の中でもとりわけ品性形成に貢献する」という視点から検証した。

登山の営みには「動的営為」と「静的営為」の2つがあるといわれる。「自然の征服」を目的とした「遊び」、「スポーツ」等の「動的営為」、「自然への融和・一体性」を目的とした「精神修養」、「自然沈潜」等の「静的営為」がある。この2つの登山の営為には、人生の青年期、壮年期、老年期に対応するように、「動的営為」から「静的営為」へ段階的に移行する傾向がうかがえた。

現代のアルピニストは、登山の「動的営為」と「静的営為」どちらの営為が強いが、アルピニスト3人にインタビュー調査を行ったところ、若い時には困難な山頂の登頂を目指していたが、年齢を重ねて登山隊の中心的な立場に立つことによって、隊員間のコミュニケーションやチームワークの維持などの注意を払うなど、人間的な成長を遂げてゆき、さらに年齢を重ねる中で山への畏敬の念や、山の環境、あるいは内省的な思索などに転換していくことが明らかになった。

アルピニスト3人は登山を通して具体的にどのようなことを考えているのかその共通点を調べたところ、「強い意志の力を持続する」、「忍耐」、「決断力」や「判断力」を養う、「生き方に素直になる」といった「総合力」が必要とされることが明らかになった。また、粘り強い行動がアルピニストの人格形成に大きな影響を与えていることも明らかになった。

そして、品性形成に果たすアルピニズムと教育の役割について、「強い意志」と「忍耐」に焦点を当てて検討した。アルピニストたちは山で自然の恐怖、畏敬の念、敬虔に謙虚になりながらも、あらゆる困難にも挫折することなく、これを乗り越えて目的を達成しようとしている。この使命感や責任感が「強い意志」や「忍耐」を形成していくことがわかる。アルピニストは、自然の驚異に挫折を感じるときもしばしばある。しかし、それを体験することが人間形成に多いに役立つ。教育の必要性としてあげる新たな資質はアルピニズムの意志や忍耐である。自然の中で鍛えられる、意志や忍耐は現代教育の目指すものである。

キーワード：アルピニズム、人格形成、品性形成、動的営為、静的営為

博物館のコレクション・ドキュメンテーションの標準化に関する研究

- 日本における目録記述の現状と北米の記述標準 -

北 岡 タ マ 子

本研究は、博物館のマネジメントにおけるコレクション・マネジメントの充実・促進のための一手段として、コレクション情報の管理活用・ドキュメンテーションを有効に進める手段について考察しようとするものである。特に、収蔵資料の目録作成を推進するため、その記述の標準化が有効であることを論じる。日本では現在、目録作成に関する標準やそれに準じるものは用いられていない。標準を用いることによって解決できることと、現状において解決すべき問題点とを検討する。

第1章では、序論として、本研究の背景、先行研究、研究の意義・目的、研究方法等を記した。2000年以降、資料情報の記録におけるメタデータの重要性が認識され、それを効果的に用いる手段ともなる標準の検討等が進められている動向と本研究の位置付けをまとめた。

第2章では、博物館の資料情報管理の方法であるドキュメンテーションについて再考した。ICOM CIDOC(国際ドキュメンテーション委員会)によるステートメントや定義を軸に見直すと、ドキュメンテーションは、文化財を博物館の資料として明確に位置付けるために欠かせない活動であることがわかる。またそのデジタル化や標準化は、手段のひとつとして情報の蓄積と形成そのものを支援すると同時に、応用や活用をより容易にし、その可能性を広げるものであるといえる。

第3章では、文献調査から、1970年代から博物館情報のデジタル化と標準化に取り組んでいる北米の状況について述べた。また、開発中の標準事例として、資料記述標準であるCategories for the Description of Works of Art (CDWA)と、目録規則であるCataloguing Cultural Objects (CCO)をとりあげ、内容を分析した。これらは、ドキュメンテーションに必要な手段を、適切な目的に沿って用いるために形成されており、異なる種類のものが相互に関連し機能を持ち合うことで、博物館における総合的なドキュメンテーションを実現しようとするものであった。

第4章では、実態調査に基づき、日本の資料情報記録管理の現状について述べた。調査は、都道府県設置の人文系博物館を対象に、手書きとデジタルとによる資料記録のフォーマットの回収と質問紙による実態聴取によっておこなった。結果を見ると、資料情報の記録管理の達成割合はおよそ7割である。分析から、記録の高達成には館の人員数・予算額といった規模の大小や記録項目数の多少は影響しないことがわかった。記録作業の推進には、蓄積した情報の活用までを視野に入れた、資料情報管理についての一貫した方針立てをおこなうことが重要であると考察した。

第5章では、本論の結論を述べた。博物館のドキュメンテーションを明確な方針に則って計画的におこなうには、標準の使用が有効である。日本の博物館における資料情報記録・目録作成の現状を進展させるためにも、標準を用いることで、デジタル化の環境と技術を活かし、一定の方針に則った組織的なドキュメンテーションを実行することが望ましいと考える。

キーワード：ドキュメンテーション、資料情報、標準化、デジタル化、目録

「生きる力」の育成についての研究

- 遊び場の分析から -

近 藤 誠

近年の日本社会は、科学技術が発展し、情報化も進行している。同時に国際化も進展している。一方で、規制緩和や地方都市の都市化、グローバル化による地域の広域化等もあり、子どもの生活環境は激変しつつある。

このような状況の中で、生きていくために必要な資質や能力を身に付けていくために、「問題解決能力」、「豊かな人間性」、「健康や体力」の3つの能力を基礎とした「生きる力」の育成が重要である。また、子どもの最も身近な活動である「遊び」に焦点を当て、考察するものが必要である。そのため、様々な文献から本稿における「遊び」を定義し、「遊び」は、次の3点を重視することとした。楽しむことを目的とし、自由で自発的な営みで、自らの意志で開始し、完結させることが出来、おもしろさを感じ・追及する。同じ行動であっても、個々人の価値観や態度、動機によって遊びは変化する。遊びを通じ、多くの経験を積むことによって自我を形成していく。

また、「生きる力」は、「遊び」によって効果的に育成されるかどうかを考察した。その結果、「生きる力」と「遊び」とは密接に関係し、「生きる力」を育成する一要因であることがわかる。

次に本稿における「遊び」の3つの要素が、現在行われている遊びに取り入れられているかどうかを把握するために、アンケート調査を行った。今回の調査の範疇では、創造的な遊びが少ないことが明らかになった。このことから、創造的な遊びを行うことが可能な場所を考察する必要がある。

その場所の一例として、冒険遊び場が挙げられる。この冒険遊び場では、子どもの主体性、創造的な遊びを重視し、開設されていることが明確になった。一方で、子どもの身近な遊び場として挙げることが出来ると思われる公園について考察した。その結果、公園には、冒険遊び場の要素が少ないことが明らかになったため、公園は冒険遊び場とは、簡単には言うことが出来ないと考えた。この遊び場の質を左右している要因を考察すると、遊び場の設置者・提供者である、大人の遊び・遊び場への意識といえる。

現在行われている遊びには、主体性や自主性、創造性を重視した遊びが求められている。そのため、創造的な遊びを取り入れることによって、「遊び」を目指すべきなのであることを述べた。また、「生きる力」の特徴からも、「生きる力」を効果的に育むには、冒険遊び場が適切であることがわかった。冒険遊び場は、行政が主導となって行うより、地域住民が主導となって設立・運営している冒険遊び場が求められることが考えられる。地域住民が主導となることによって、子ども・地域住民を対象にした、冒険遊び場を設計することが可能になるためである。さらに、大人と子どもの関わり方を述べ、遊びをサポートする必要性や方法を述べた。その後には大人は、子どもの「遊び」・成長を見守り、様々な状況に対して、適切な対応していくことが、遊びや遊び場への支援であるとした。

キーワード：「生きる力」、「遊び」、創造的な遊び、冒険遊び場、大人の意識

通所介護利用者の家族への援助の方策についての研究

- 老人デイサービスの一考察 -

橋 本 大 輔

介護保険法に定める通所介護(デイサービス)とは、「老人デイサービスにおいて入浴及び食事の提供(これらに伴う介護を含む。)その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの並びに機能訓練を行うこと」と定義されている。

年々、デイサービスの利用高齢者は増加しており、東京都の介護保険事業支援計画でも平成19年には平成14年の供給量に対して99パーセント増加の約2倍が見込まれている。ましてや、これからの日本の総人口の5パーセント以上を占める「団塊の世代」と言われる人たちが、まもなく定年を迎え「要介護高齢者予備軍」として市場に組み込まれてくることを考えると、デイサービスの重要性は益々高まると予想される。

筆者は、現在、特別養護老人ホーム併設のデイサービスセンターで生活相談員として相談援助業務を中心にデイサービスの統括に従事している。サービスの性質、職種上、多くの利用者及び家族と接し、毎日のように両者と関わりを持っている。その中で、家族からの相談、苦情が他の介護保険業務よりも非常に多いことを実感した。

そこで本論の意義は、老人デイサービスにおける利用者を対象としたものではなく、あえてその利用者の家族に対してデイサービスがどのような援助ができるのかを明確化することにある。

研究方法としては、筆者がデイサービスの生活相談員として実際に携わった援助の中でも、在宅介護で多い配偶者同士の場合、子供が親を介護する場合、嫁が介護する場合という3つの事例を挙げ、生活歴、初回面接時から通所後の経過の記録をもとに、それぞれの問題点や援助の方策について考察を行った。その結果、家族は、デイサービスに対して介護の援助や家族の休息にとどまらず、自らが置かれた心理状況についての共感的な理解を求めているということが明らかになった。つまり、家族に対しての援助とは、「何かをしてあげる」という物的支援よりもむしろ心理的な援助が求められるということである。それには、職員の教育体制の整備と職員一人ひとりの質の向上が必要であろう。しかし、実際は、職員不足の問題や制度が利用者重視のシステムになっているため、心理的な援助を行うための職員の教育や家族との時間の確保が難しいのが現状である。

それには人員に関する省令の変更と家族に対する援助の義務化が必要であると考えられる。人員の増大を図れば、今よりもサービスの幅が広がり、より良いサービスへとつながる。そして、家族に対する援助を義務化することにより、デイサービスが利用者だけでなく、家族に対しても援助を模索するようになり、本論で述べた心理的な援助だけでなく様々な家族支援が行われるようになるのではないだろうか。

キーワード：1．高齢者介護 2．デイサービス 3．デイサービスセンター 4．介護保険
5．家族支援

大学院学術雑誌規程

(目的)

第 1 条 常磐大学大学院(以下、「大学院」という)は、学術研究の推進および成果の公表と相互交換を目的として、学術雑誌を発行する。

学術雑誌は課程毎に発行し、博士後期課程雑誌を「人間科学論究」、修士課程雑誌を「常磐研究紀要」とする。

(編集委員会)

第 2 条 学術雑誌の編集業務を管掌する機関として、教学会議のもとに人間科学論究編集委員会と常磐研究紀要編集委員会を設置する。

人間科学論究編集委員会は、幹事 3 名と博士後期課程各領域から選出された 4 名で構成される。

常磐研究紀要編集委員会は、幹事 3 名と各研究科から選出された 3 名で構成される。

幹事は、3 研究科から各 1 名が選出され、博士後期課程の「人間科学論究」と修士課程の「常磐研究紀要」の両方の編集業務に携わる。

委員長は、幹事から 1 名が選出される。

幹事の任期は、4 月 1 日より 2 年とし、再任を妨げない。

幹事以外の委員の任期は、4 月 1 日より 1 年とし、再任を妨げない。

編集委員会は、編集業務に協力を得るために、編集補助者を委嘱することができる。

(任務)

第 3 条 編集委員会は、原則として毎年度 1 回学術雑誌を発行する。

(寄稿資格)

第 4 条 学術雑誌へ寄稿する有資格者は、次のとおりとする。

1. 博士後期課程雑誌「人間科学論究」
 - a. 本大学院に設置する科目の授業担当者
 - b. 本大学院博士後期課程に在籍する学生および研究生
 - c. 本大学院博士課程を修了した者(満期退学した者も含む)
 - d. 編集委員会が特に認めた者
2. 修士課程雑誌「常磐研究紀要」
 - a. 本大学院修士課程に在籍する学生および研究生
 - b. 本大学院修士課程を修了した者
 - c. 編集委員会が特に認めた者

(手続)

第 5 条 編集委員会は、次の論稿を編集する。

1. 学術論文、学会展望、書評等
2. 当該年度に受理された学位論文の要旨

3. 大学院に関する事項

4. 編集委員会が特に認めたもの

前項のものは、未発表のものを原則とする。

投稿に関しては、別に定める。

(審 査)

第 6 条 編集委員会は、第 5 条第 1 号に規定するものについて、編集委員会が委嘱した者の査読を経た後に、必要に応じて研究科委員会に意見を求め、「掲載の適正」を判断する。

編集委員会は、執筆者に対して、必要に応じて内容の修正を提案することがある。

(保 管 ・ 管 理)

第 7 条 学術雑誌の保管ならびに各大学および研究機関との交換は、常磐大学情報メディアセンターが管掌する。

(著 作 権 な ど の 処 理)

第 8 条 学術雑誌に掲載されたすべての論稿の著作権は、著者に帰属する。また、学術雑誌に掲載された論稿を電子化する場合は、著者の許諾を得る。

(事 務)

第 9 条 学術雑誌の発行事務は、教務部教務課が行なう。

附 則

1. この規程の改廃には、研究科委員会の議を経て教学会議の承認を得るものとする。

2. この規程は、2006年4月1日より施行する。

編 集 委 員

森山 哲美（幹事・委員長） 長井 進（幹事） 水嶋 英治（幹事）
K.CHOCKALINGAM 大井 紘 奥山 眞知 渡邊 孝憲

常磐大学大学院学術雑誌 常磐研究紀要 第2号

2008年3月31日 発行

非 売 品

常磐大学大学院

人間科学研究科・被害者学研究科・コミュニティ振興学研究科

編集兼発行人

委員長 森 山 哲 美

〒310-8585 水戸市見和1丁目430 - 1

電 話 029 - 232 - 2511(代)

常磐総合印刷株式会社

印刷・製本 〒310-0036 水戸市新荘3 - 3 - 36

電 話 029 - 225 - 8889(代)

目 次

●原著論文

- ・養育態度と母親の内的作業モデルとの関連および
内的作業モデルと自己受容との関連について …… 稲垣 千代・渡邊 孝憲 1
- ・ドメスティック・バイオレンスと児童虐待が同時存在する
家庭への機関連携施策について
ーアメリカ合衆国“Greenbook Initiative”を中心にー …… 尾崎万帆子 17
- ・茨城県における新卒者の採用就職の現状と課題 …… 後藤 泰男 31
- ・犯罪被害者の支援と保護に関する評価研究
ー死亡事件遺族のニーズ・満足度調査からー …… 小林麻衣子・諸澤 英道 45
- ・専門社会福祉士制度創設構想の課題と展望
ーこれまでの争点に着目してー …… 木下 大生 63

●付 録

- ・常磐大学大学院人間科学研究科修士課程学事記録 …… 付一 1
- ・修士(人間科学)論文要旨(平成18年度) …… 付一 2
城戸 俊介, 伊藤 周平, 小野 裕子, 稲垣 千代
枝松慎次郎, 竹中 大介, 磯山あけみ, 伊藤 房枝
- ・常磐大学大学院被害者学研究科修士課程学事記録 …… 付一11
- ・修士(被害者学)論文要旨(平成18年度) …… 付一12
尾崎万帆子, 河合香代子, 菊池 興安, 斎藤 寿子
菱田真理子, 藤田 恵美, リチャードソン節子
- ・常磐大学大学院コミュニティ振興学研究科修士課程学事記録 …… 付一19
- ・修士(コミュニティ振興学)論文要旨(平成18年度) …… 付一20
小川 由樹, 北岡タマ子, 近藤 誠, 橋本 大輔
- ・大学院学術雑誌規程 …… 付一24